

一 北濱田邊屋橋にて女敵打

作州津山家中

小出重左衛門

同家中富永助右衛門女

北濱旅宿關東屋  
二階ニ而自害

同女房

お ぶ ゆ ん

同家中

大川の水中ニ而立腹切ル

倉橋藤九郎

好色本亂照三本鎗ニ委シ

○享保元 丙申〔七月一日改元〕

一 東御町奉行 稻垣淡路守殿

一 西御町奉行 北條安房守殿

一 六月十四日 住吉の濱玄ほ湯再興

うの日詣云

夫木集二十五に永居の浦といふ所に鹽ゆあみにいて

定 頼

住吉の永居の浦も忘れて都へとのこいそかる、哉

今も六月十四日の夜しほゆあみに行とて羣集せり中絶しけるにや此事きかさりけるか享保のはし

めより専らいひ出せり云々

世俗泥湯といひ参詣の諸人ゆあみす潮を湯にして浴すれば下焦の疼痛を治ス

一 六月十八日十九日 畿内大雨

一 同 廿日 攝河大和近江洪水河州の堤所々切れる

一 七月六日 曾根崎の北より出火堂島不殘類火米庫多く焼ル 元祿元年堂島人家建てより廿九年ニ及ぶ

一 十一月廿八夜九ツ時良の方より坤の方へひかりもの鳴渡ル

一 八軒屋の邊より上古の渡邊の橋の橋柱を掘出ス

攝陽奇觀 卷之二十五ノ上



渡邊橋の事國中奇觀ニくはしければこゝに略ス

一 當夏 彗星出ル

或人の狂詠に

天文はいざ知らず北の方にあたりて出たる星は繪にかける尻のごとしこれを名つけて放屁星といふ  
こくど安穩のちるしならんか

君か代やくさきもなひく放屁星ブウ運長久天下たいへい

近世彗星の出たる時東武蜀山人の狂哥也とて此哥専ら流布せしかどはやくも正徳中の日記にあり

因云 惣じて彗星色白きは光りなし日の光りをかりてあらはる此故にゆふへには東にさし朝には西に  
あり芒の及ふ所に災變あり其色青きは王侯破れ天子兵にくるしみ給ふ赤きは賊兵起る黄なるは女色よ  
り權に害あり黒きは水邊の賊江河をふさぎて所々に起る

一 五月 大坂停止

將軍家繼公四月廿九日薨御 奉號 有章院殿

〔編者曰ク原本此ノ所八行空白〕

一 十月三日 今宮來山死 行年六十三歳

辭世

よしやよし身は夕暮のもとり馬月を目あてに一筋のち

續今宮艸云 翁一日平野なる大念佛寺に遊ひて歸をわすれ薄暮におよひければ馬にまたかりいそかれし途中の  
口號也とかやいかなれハ此年其終焉を期せられかねて此詠を辭世の詞なりと示されしとなんいひ傳ふ翁の塚は  
難波の大寺の西の一心寺といふにあり

十八歳開眼未眇

我は只生れた科てしぬるなりそれで餘波もなにもかもなし

來山老人

最後前書之

同書附録云

門松や死出の山路の一里塚

泉石評 それはそなれと年始の作には餘りけうとし

其隣家の中に獨住の老婆あり大三十日の夜死ぬ皆人うるさかりいかにしてなとさひきあへり湛翁きいて我宿へ  
引とり元日を過し二日に野送りさせたり此句其時にやふたる但し此時にあらねと此氣ゆえと思ひ出したるま  
ゝおめすはゝからす言出したるにや其角か海獺きらひ小判の毒にあてらるゝといひしともに眼ある句といふへ  
し

續いま宮草 序

むかし〜我里に湛々翁といふ人おはしけりいまそかりける時ひたすら世をかるきものにやおほしなしけん提  
てもなと聞ゆる草庵をふめて花に笑み月に嘯きつゝよく遊ひたる人也常には繪かける維摩居士を友として世に



ハ立交へらすおはせしとや其髪かたちのおのつから相似たるとは鬼づらかいひしことく物に見えたり俳諧の句々其妙境にいたれるあまねく人のあふく所なりさきに奈良人誰々か編る今宮艸あり其末に云を見れわささに撰ひなせしものにあらず彼誰々か許にありしのみをひとつものにかい集めて梓せしかははた人の口に傳へたるも漏ぬへきことわりなりけるこゝに翁か四世の孫に小西什山子といふかおはしけり翁なくなりて三世かほと農事を業として怠らす我里長におしなへて棟高く送られたる人也かく榮えおはずには文くらの物の世に落散へくもあらずて有ををりく乞て見るに今宮草はや、其三つかひとつはかりにそありけるいとあたらしく思ふハ我のミならておほかるを此度す、めたちしにかねての志た心にやおはしけんとみに一卷のものとなして世におし廣めらるゝに是をものして是か端に物書へしともとめらる我その任にあらずされと軒ちかき朝夕の友の否むへくもあらしなといふ人もおはずまゝに只あからさまなる筆して書志るし侍るかつ書の名を續今宮草とよふへくさるめけるは彼奈良人の志を繼ていとよろしとやいふへきか或人評すらく翁か風體其旨とするや梅翁を繼とし芭蕉を衡とす難波のはいかい此人逝て後に人なしとなん此言のよしやあしやいかてさたむへからすとも又時に媚ぬ人の高き心はへなりかしとおもふをこゝに擧て贈るといふ

于時天明二年の殊八月のはしめ

松壽齋の窓中に芋狐志るす

わか曾考來山のぬしは人もふりたる俳匠にして境に向ひものに臨みつゝ佳句妙吟の數つきす遠近の友かきはさ  
 ら也輿論の口にも傳へつたえて此里にわか翁ありとは今も猶聞ゆるにそれには似も似つかずやつかれた、田畝  
 の間に明し暮して春も未たきに消殘る雪間を分てあせ菜摘はや苗代の水せき入る蛙のすさミをもいと心うとく

聞過しかほ鳥の羽風匂ふと見るか中に頓て麥かち早苗とりていとまくるしく三夏もたち早稻田かりねの夢さへも結ひあへす露の晩稻を負せとるまでいつれもく故翁の句喩に入し風景なればとなつかしくもあはれにも見過し感興せるはかりなりことし友人芋狐のぬしよりくすゝめに隨ひ家に残りし書捨ともを探しあつめて前編に續く故翁もと泉南の居にして風雅を浪華に倡ひ晩年農家にかくれて此里に終る常に禪機を渴仰して悅山和尚にむつひその外當時の韻人驥士の稱譽せる事は世の人のおれる處也 天明二壬寅年十一月十萬堂四世孫攝州今宮住小西知秀

俳家奇人談

小西來山

素泉州堺の産少小より父母を失ひ親族の爲に養育せらる常に他事を勤めず只書を讀ことを好む時に由平請て以て弟子となす其穎敏なる一を聞て十を悟る齡いまだ二十ならず案を立て詞宗と爲る十萬堂と號ス中葉談林の翹楚にして古今に名を得し達人也と書り然れ共湛翁吟稿に老母に仕えて鳴立澤の三千風か行脚を辭する文ありまた今宮艸に 精進すなといはれし親の彼岸哉といふ句も見えたれば少小より父母を失ひしとは非ならんか

元日 や されハ 野川の水の音

三味線も小哥ものらす梅の花

むしつてはむしつては捨はるの草

花咲て死ともないか病かな

夏川や艸て足ふく時もあり



十  
第  
十  
卷

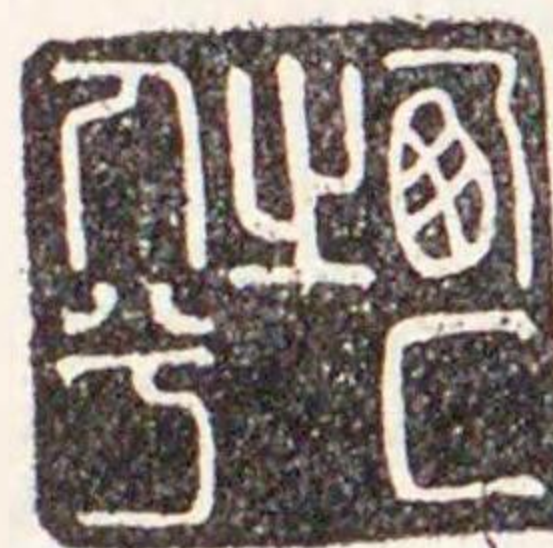
七  
山  
山  
山



蓮華山上鶴寺、  
 澈九三

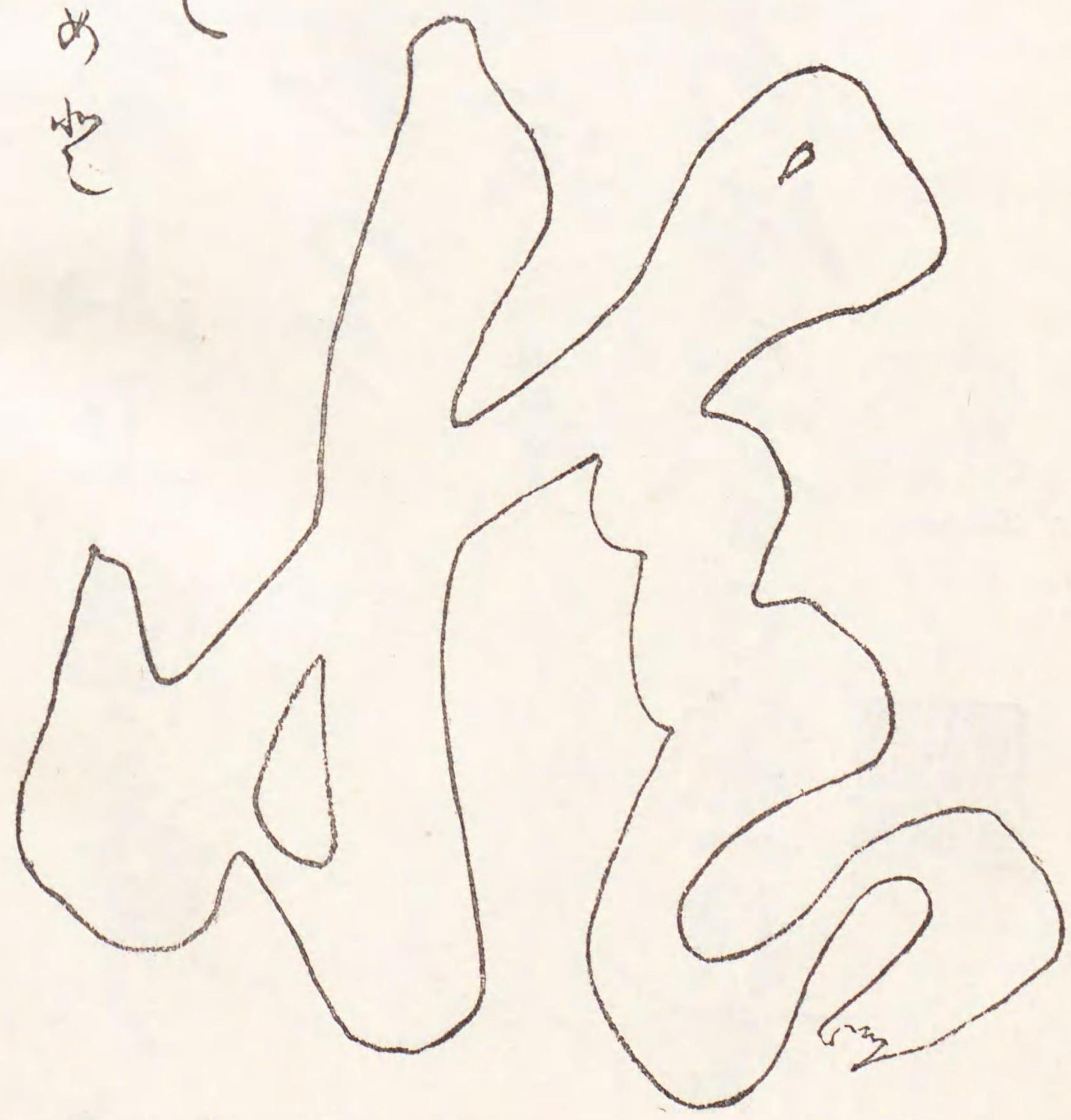
壬寅三月

南海僧三空日八十有書





涼めど  
~~~~~  
~~~~~



肩ハ

わりのぬ  
なり

為常はは二筆成  
まて人よあそびと  
と程そあゆ二二紙  
おしむむむむむ  
かく言とせむむむ  
あそむむむむむ





涼さに四橋を四ツ渡りけり  
ほと、きすぬれて帷子ひとつなり  
雨戸こす秋の姿や灯の狂ひ  
松の月枝に掛たりはつしたり  
初夜と四ツあらそふ秋と成にけり  
我ねたを首あけて見る寒さ哉

西鶴舊徳その多才なりといへとも此叟か奇正にして古今を綜錯するが如きに不及要するに西山の一派此人出てより後世に大成せり尊ぶへし

湛翁吟稿云 嶋立澤の三千風先年行脚の頃我家に來りて暫くとどまりて疎からずも語り暮す彼か盛んなりし比より道にすけりて中比はいかしの三千句を一日に吐て己か名としまかも其所を早く退き世を世とも知らねハ身を身とも思ハすそこにも獨身の境界さりと床しよき序也都のつとならねどいさ思ひたてよかし二人の心を一ツにしてありかハやとそ、のかされて心は爰にあらねとも

幾秋かなくさめかねつ母ひとつライ

何を孝とするにはあらね共在時は遠不遊とこそ聞しにとて立別ぬ

三千風は我日の本を残らす見廻りて田鳥集のほるをもとけ西行だに歴々たるに歴兼し獨の母はいつこの雲のあなたにかと今更の涙視にたまりて此文の便となるも縁ならめ上ツ方はさら也女の風雅に心を寄るなどは貞容にかはりて頼母しきもの也さなから此頃は遠き田舎の女なともよりも哥發句やうのものはし／＼聞るも嬉しふなへる母なと折々言捨とも有し昨日の懷昏見せよなといひて萬の事忘れて詠給ひしは今も目をさらす天津の乙州か母なとこそ乙月の尼と名乗して集などに見ゆるもいとたのもしく思ひしに過しころ彼乙州の主こゝに來ること嬉しとて雲證坊に案内させて旅宿に尋ねぬ對面に及ふ昔今の俳諧の成ゆくさま／＼執心不執心芭蕉翁の行住座臥の嗜も今も忘れずして一ツ／＼を語るも聞にも扱は實の好士よと奥床しく我道の外なる事もいひわたり乙月尼の事ともいひ出し我も老母を具したり此年まで親に添は互ニ身の悅ならずやと何くれと暮におよふ

秋の日や互に母の物かたり

懷かみに書て別れしも今思へハや乙月の尼なんそこさいにて乙州か孝心ます／＼ならんと思ふから悲しきうへに浦山しきを添ぬ

續今宮艸附録

湛翁追善の發句 前書各略

文も見ぬまくれ降世そさためなき 鬼貫  
書にうくる雪の燭消にけり 瓢水  
終に行海道ちかひ神の旅 淡々







十万堂遺物  
女人形



後



ふらへいな自炊の煩らひなくてのとかなりしといへり又ある年の大三十日に門人よりあすの雑煮の具を調して贈りたれハ此比ハ酒をのみ吞て食に乏し是よきもの也とてやがて煮て喰て我春は宵にまふてのけにけりと口號たり妻もなかりし旨ハ女人形の記といふ文章にてまらる其中 湯 酒の字を誤たり……原本此ノ所以上ノ書入レアリ……を吞ぬハ心うけれとさかしけにも喰ぬハよしといひまた舅はいづこの土工ぞやあらうつゝなのいもせ物語やと筆をとめて折ことも高ねのはなや見た斗といへるもをかしすへて文章ハ上手にて數篇書あつめたるを昔ある人より得たるが程なく貸うしなひて惜くおほゆ發句ともハ人口に繪炙するが多き中筭の繪賛を禿筆してかけるを見しと人のかたれるに

その物を育んとて其物を損ふと詞書して 竹の子を竹にせんとて竹の垣といへるなと行狀にくらべて思へは老莊者にして俳諧に息する人にはあらざりけらし



享保二丁酉

一 御城代 安藤對馬守殿

一 四月五日 河邊郡毘陽寺の邊より黄金の薬師如来出現 薬師堂内脇段御厨子の内ニ安置ス

一 同七日 同所より歡喜天出現 本堂の後に社を勧請ス

一 新町廓中運送之長持再興

事は正徳元年竹屋火之條ニ著ス今年再興有しかど亦々享保九年大坂大火ニ絶たり

一 二月 芝居水引幕の權興

竹本座のあやつり芝居國性爺後日合戦二月十五日初日より大幕の上ニ小幕を引初ム夫より歌舞妓芝居用ひて水引幕と號く

一 冬 廓中 禿が淵の話

廓中一覽云 ひやうたん町東口より一丁目の辻西南角今の丸屋某宅の軒下を禿が淵といへり 但しひやうたん町通りニ付軒下也  
享保二年の冬のころ近江屋某抱の禿林屋といふもの寒夜に懷手して軒下を歩行眠りて大ひなる尿桶にはまり死スこれよりして禿が淵と呼び來れり

一 千彌染流行

若女形中村千彌今年江戸中村座へ下りひ節木戸若イ者などへ遣したる紫色にて大志ほり也夫より千彌染とて彼

地へいふに不及京大坂にも専ら流行セリ

一 七月 古手屋八郎兵衛人殺シ・南水雜誌ニ著ス



享保三 戊戌

一 七月十七日 大坂高麗橋女敵討

雲州松江候家來玉之井宗義同家中池田軍治を見當り女敵也とて討取申ひ好色本亂萩三本鍾ニくひし

密夫 池田 軍治 年二十五歳

一大袈裟右之肘切落され左りひぢ尻そけて骨出る疵三ヶ所眉間疵二ヶ所とゞめ有

一立嶋縮ミ帷子 一紫縮緬帯 一金毛織紙入

一脇差 越前國下坂國綱 長壹尺七寸五分金拵へ

茶道役玉之井宗義女房

同家中小森半右衛門娘

お か 年三十八歳

一春中大疵二ヶ所 其外小疵とゞめ有リ

一帷子上に光琳之梅立木墨繪桔梗入 一白之下かたびら

一花色綸子帯 一白縮緬抱帯 一鼈甲丸櫛 一紫縮緬帽子

一 七月十八日夜 安治川口水灯會 事は寛文十一年九島院の篠ニ有リ

一 壬子月十日 琉球人大坂着同十四日 江戸へ發足十二月 江戸より大坂ニ着 二三日滯留に

て出船

一 十一月朔日金銀通用御改

乾之字金引替へ今年より寅之年迄五年限

元之字金ハ翌亥之年限引替之積如前銀之引替は改りを記ス

新銀引替之覺

一元 之 銀 二割半増新銀十貫目ニ 拾貳貫五百目替ル

一永之字銀 六割半増新銀十貫目ニ 十六貫目替ル

一中 銀 十割増新銀十貫目ニ 貳拾貫目替ル

一三ツ寶銀 十五割増新銀十貫目ニ 廿五貫目替ル

一四ツ寶銀 三十割増新銀十貫目ニ 四拾貫目替ル

右之割合を以寅年迄五ヶ年を限り引替可仕旨被仰付

一 十一月十三日 藤井三淳没

墓碑は寺内村の上方觀音寺にあり藤井三淳は初め尼峯城青山侯に仕て若冠より叡智にして博く經史に通じ篤く理學を好む遂に官を辭して南郷石蓮寺村に隱る常に醫をもつて業とし病者に藥をあたふれ共報を責ず郷人窮する時は財を捌てこれを賑はしめ愛憐慈愍殆厚し聞ものことくく服して父母の如くす然れ共權貴の家公卿の館束帛を以て幣すれども多病をもつて往す終に此年没ス七十六歳郷の東北岸柳山の陰に葬る門人今西玄芳碑碣を



能番組

大き乳 せんきん

あまのまはる せんきん

船のそ何と せんきん

初未道長と せんきん

あまのまはる せんきん

あまのまはる せんきん

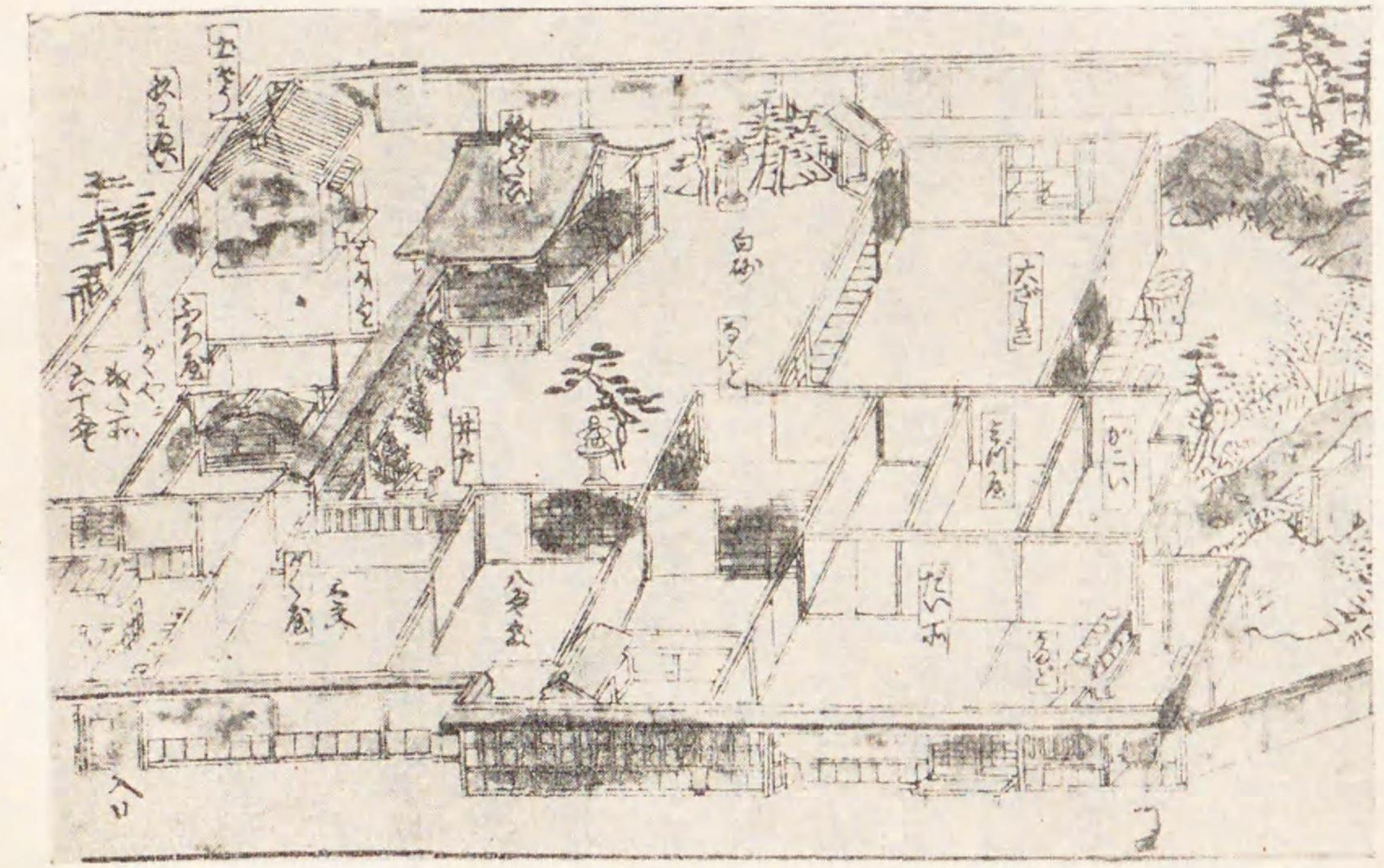
あまのまはる せんきん



流苑の六  
浮舟  
みまや  
みまや

浪華寺菩提堂幸舟宅附地宅  
吉原所大西 住持高師本願寺と云ふ有依有基  
と云ふ有別は入道是より西にありて帳  
立あり極まふ年一尺と云ふ在り佳景任  
侵康樂殿口不及談目不及瞬能五  
の景最良あり

山掛太夫吉原雀  
院本  
此戲文を幸舟乃行状と云掛太夫と擬  
して作れ外遊幸遊小を信味寺系雀  
と云ふ





攝陽奇觀 卷之二十五ノ上  
墓前に建

一 九月三日 新町茨木屋幸齋入牢

翁草云 浪華新町傾城屋茨木屋幸齋事身の程らぬ奢を究め己が居間は金襴水晶の障子輝きわたり宛も宮殿の如く朝夕掛盤にて饗膳の式に等しく日々に獻立を以テ料理を伺ひ庖丁人山海の珍味を整て之を饗すあまた抱の傾城襲姿にて配膳給仕す己が心に叶はざる料理をへ足を以膳を蹴返し身には錦繡を衣とし蠟虎(臘)の敷皮梨子地の曲糸その過奢高位の人にも超其頃八文字屋自笑が出せし艸紙にも傾城竈將軍と題せし五冊ものに其侈りを書り我家の裏に公儀地の有しに夫へ能舞臺を建て常に猿樂を翫ぶか様の類重々超過して享保三年に 廳所へ召呼るゝ處に虛病を構て出す仍先手錠を懸け所に御預けに成幸齋家内を改らるゝ處に金銀財寶の高ハ未考傾城の抱太夫卅七人引舟卅七人禿卅七人天神四十二人禿四十二人其外局女郎など大勢有之凡家内の人數五百人計也同九月三日幸齋并悻多助牢舎仰付られ御穿議の上大坂三郷御拂ひニ成り而メ幸齋ハ京師嶋原に來て娘の名前にて暫く潜居しけるが大坂にての奢の事喧く人口に在て京にても粗御沙汰有ルくらるなれハ寫原にも住がたく跡を匿し(かく)て去りぬ悻治助は親の奢に懲りて自らを慎ミ嶋原へ來て揚屋町之者共に之を歎き己がたつぎを此地にて始ん事を頼む彼が生質心ざま優にして風月を翫び俳名吞鯨と號すまた産業の道にかしこく一廓の者に睦ぶ事類ひなし故ニ廓中一統に最眞して桔梗屋といふ潰株を興させ渡世を初させけるに日を追て繁榮し嶋原にて名を得し上林一文字屋の類ひの女郎屋ハ皆衰へ絶果て桔梗屋のミ榮え吞鯨ハ寛延の始に世を去り甥吞獅之を嗣で今にてハ一廓凡吞獅が有となるがごとく家内貳百人暮しにて時めきける吞鯨ハ兄弟是亦後年ニ至り家號を改め大坂屋彦三

郎として新町にて傾城屋を再興し今に彼地ニ在り

〔編者曰ク原本此ノ所ニ行空白〕

一 今年 道頓堀大坂太左衛門芝居ニ而淨るり聞之狂言に物真似興行名代

一 淨るり	都太夫 一中	一 聞ノ物真似	板屋彦右衛門
一ワ キ	同 三 中	一 同	京 よし川三郎兵衛
一ワ キ	虎屋 喜元	一 淨るり	木屋 七太夫
一三 味線	難波 利三	一ワ キ	表具 和 三郎
一 聞ノ物真似	守口屋次右衛門	一三 味	村井吉 左衛門
一 同	板屋喜 右衛門		

表鎊りに此通り之表附を張襖壹枚に書記シ舞臺廻り揚幕引まくなし張ふすまを立て坐敷之體にまつらひ舞臺先キ人留メをせばめ前に白砂を蒔キ飛石をすえ本石にて手水鉢植木をあしらひ淨るりの間に水を打ち狂言物まね勤ハ節素面衣類等も常體の通りニ而勤ム

一 正月 豊竹若太夫受領 上野少豫藤原重勝



享保四 己亥

- 一 今年 三ツ寶銀四ツ寶銀吹替所道頓堀ニ建
- 一 二月一日より天王寺聖德太子千百年忌法事開帳
- 一 同十三日より生玉にて伊勢朝熊虛空藏開長
- 一 同十八日より北埜太融寺にて紀州那智山觀世音開長
- 一 同十四日より堀江あみだヶ池和光寺開長
  - 當寺之御本尊は信濃善光寺四之内南命山無量樹寺の本尊を元祿中こゝに安置ス 一説ニ往昔伊豆國走湯山淨蓮上人佛告を得て鑄造ス三光三尊あみだ佛長サ一尺五寸の金銅佛にして左の手に刀劍の印をむすび右ニ施無畏の印を結ませ給ふ共いふ
- 一 九月 朝鮮人來朝
- 一 十一月 唐船密商者五人高麗橋にて三日ヶ閉さらし野江に於て鼻をそぎ其後銀錢等を遣ハされ御拂ニ相成ひ珍敷御仕置也
- 一 廊中 新道を開く
  - 東大門口より半丁西吉原町へ出る路を開き東新道と云

一 義臣傳板行之事

拾遺遠見録ニ云 大坂駕籠屋町に片島深淵子といへる者享保亥年播州赤穂淺野家の事跡義臣傳といふ書を著し板行に出せしを御町奉行北條安房守殿御聞に達し近代の義を板行に致せし段御咎有之片島氏御前にて一々申開キけれ共御上意を辭しとあつて家内缺所に召上られける夫より片島氏は南谷町若狹屋何某が貸座敷を借て住居し大野宇右衛門と改名せり一年京都北嵯峨に去はらく逗留して名所舊跡を遊覽し嵐山の風景大井川の流れを臨む折しも此川にて鵜飼舟を見て惣じて鵜舟は闇の夜ならては出ざるものと聞しか月の夜も鵜をつかひけるとて取あへず

大井川月の夜も出る鵜飼舟あらしの山の影やたのまん

と吟じける嵐山の影大井川へうつりて月の夜も闇き所ありて鵜飼舟の出たるさまをよめり此哥を 大覺寺宮様聞し召れ大内にても 寂感ありしと也夫より程經て江戸へ下り相州鎌倉にて大筒を打て名を發し博學多才の者なれハ御與力ニ召出されけり



享保五 庚子

- 一 二月十一日より道頓堀にて保昌新次郎一代能
- 一 五月 南方村より長柄の橋杭を堀出ス

長柄橋柱記

むかし文王浮梁をつくり昭王河橋をはしむこれなくいかでか河湖に車騎をわたさざらんや和漢其徳跡おほき中にも津國長柄の橋は朽せぬ名のミ聞渡りて其跡今は民の家つくり或は田となし或は畑となりぬおなし國西成郡南方村は恒吉の後英四郎左衛門尉が住侍る其所を於保間と稱す是長柄の橋の大間なりと村の翁のいひ傳え侍るなん其大間の田地は恒吉氏はからず享保五年さつきの頃此大間を耕すに朽残る木を穿ち得たり是なん疑ふ所もなき橋柱なめり世に聞傳ふる風雅客恒吉氏に乞ふ恒吉氏も元來すき人なればからの歌やまとことこの葉にてもすし侍らへわかちてあたへんとにこれくを得たるは文房の奇珍となしぬ中にも法橋清順といへる人は是を得侍りてふるき跡ある文臺のかたを模して橋柱のかちをなしいとあやしく調へ侍るをおなしき十六年の冬石近中將通積朝臣に屬して大宮の局をして 太上法皇の震覽(宸)に備へ侍る此序恒吉のその古杭を奉る 叡感淺からずしてかしこき仰ことの有しを大宮の局傳られ侍るまことに恒吉眉目ありかたく忝なきにこそかのかしこまりを孫裔に傳へまほしく予ニ此事を記せよと乞ふ予もいつの頃にか有けん此朽木を幸に感得し侍りて秘め置侍るをあるとき一條院宮尊昭親王にかたり申侍れば望せ給ひわかちて

參らせ侍る此よしも侍れいひなひかたしや今もとすえもなく書つかへすよし侍るはかたへらいたくて見む人のあさけりも狂末の林のこの葉にこそ

享保十八年林鐘下旬 金紫光録太夫實積記

長柄の橋柱の残れるを堀得しと聞こといさゝか是を求めて彼所のさまを繪に書て橋柱にその木を削りなして調しける硯のふたをやことなき御許に奉り侍る 法橋清順

かゝること世にもおられぬ橋はしらむかしなからにはしのこるとは

烏丸光榮卿御返し

津國の長柄の橋の跡は今田にすきかへしなとしてふりぬる名のみ残れるよし也されは其近きわたりに住てことの葉の道うとからぬ人のすさひにまさしき橋杭を堀出したると聞けはまことに心さし深きゆへなるへし其木を乞得て硯箱の蓋に橋杭残れる長柄の昔を寫繪にまきてかの木をくわになせる淺からぬなさけのほと見ゆるを送りける人の一片の玉藻を添へてありければ感情に堪ずしてまさこの水のつたなきあとをつけぬるならし 亞三台光榮

橋柱おもひかけきや手にとりて昔なからの跡を見んとハ

〔編者曰ク原本此ノ所壹行空白〕

一 十月四日 金銀出入日切御觸書

金銀出入可申付次第之事

攝陽奇觀 卷之二十五ノ上



一始訴出節相手方へ只今迄之通訴狀遣シ裏判も可出事  
一貳度目對決之上ニ而埒明い様ニ可申付日切之事

輕きは二ヶ月(六十日)

中分は五ヶ月(百五十日)

重きは十二ヶ月(三百六十日)

右之通ニ而も不埒之者は手錠かけ三十日ニ過いハ、身上限り可申付事

日數程日切を延其上ニ而手錠を掛可申事

右之通來從正月令裁許い條諸人爲存知三ヶ月之間札ニあるし建置之い間三郷町中可相觸知者也

享保五 十月四日

飛 (驛)  
安 房 三郷へ

老人云 往古は金銀の出入ニ付目安の訴訟といふ事當時のごとく多人數には無之故當番所へ訴狀差上い處次第に數口に及びい砌當番所にて襖を隔て、目安訴訟の分御調ありしがいつの程にや目安役目安方の役所といふ事始り與力衆二人にて御調夫より追々役人も相増たるは大坂の町家繁昌ニ付諸商人の取引多き故とはいへども又不實の族あるゆへ成らん萬治中の借り受一札を見るに

借り受申銀子之事

一銀百五拾目也

右之銀慥ニ預り申い萬一此銀子返濟致し不申い夏ニ御座いハ、人中ニおるて御笑被成い共其節一言申分無

之い依而如件

萬治三年子五月

佐野屋喜兵衛判

播磨屋嘉兵衛殿


筒様なる振合にて金銀の取引せし事と見えて借銀不納の者人中にて笑へる、事を大ひに耻辱と心得居たる故自然と 御公儀の御苦勞には預らざりし人情推すべし

〔編者曰ク原本此ノ所三行空白〕

一 歌舞妓芝居最頂手打 笹瀬連開發

船場の好人笹屋小兵衛瀬戸物屋傳兵衛ヒイキ手うち連といふ一羣をかたらひ兩人魁首と相成り笹屋瀬戸物屋の頭字を用ひて笹瀬と號く

今年笹瀬連開發せしより同廿年大手連はじまり明和七年藤石連寛政中ニ絶たり 安永四年ニ花王連サクラこれを大かぶき四連

中といふ年毎に顔見せの夜は手うちの新曲珍らしき一趣向ありて浪花壯觀のひとつと成たり然れ共往古の手打連は黒き金巾木綿の着附に帯は白統いさ、か金糸の縫箔を交へし頭巾は緋の毛羽ニ  大手など、切付して

甚龔なる物なりしかど其頃の諸見物目ざましき事にいひあへり寶曆十三の冬豊竹座の新淨瑠璃番場忠太紅梅簾四の切ニ笹瀬大手の手打連の形勢を取組たれば此ころ専ら盛んなりしと見えたり

早入來る番場の忠太當貫よしつらたいこ末社も一樣に後に背負し紅梅簾笹瀬大手の手打組面々揃への弓張挑燈(縁)



先に竝べ置きサア打ませうヨイ〜最一ツせいヨイ〜ソレ〜チヨン〜ヨイチヨン〜  
返しませうチヨチヨン〜ヨイチヨン〜きまつてはハアヨイ梶原さま當りました〜と口  
々にそやし立られ中畧跡に付添ふ以前の連中左右ニ竝ぶ染頭巾笹瀬大手の紋あるし揃への腹巻かい〜  
敷義經公の味方といふ印に付た笹りんどう清和源氏の世の字をすぐに合印生田の大手の二度のかけ景季様  
の高名をすぐに付たる紅梅簾下畧

天明の末寛政の頃より手打の曲に合打といふ事を初めしより近世は舞臺へ種々の造り物をセリ出し又は花木の  
釣もの遠見など、仰山ニ成行その趣向に應じて撃客の衣裳ニ引絲の仕かけなどおのづから花麗なる事共也

因云 笹瀬大手連は享保中より以來本舞臺の大幕并東西棧敷の高欄幕を毎年早春二の替りの節新調して角  
中兩座へ送るを例とし世俗これを女夫連中と呼び都鄙の見物笹瀬大手引分ケの大幕なくては大坂の歌舞妓  
大芝居とはいわざるやうに成たり其外堂島大れん中よりは毎年顔見世座付之節舞臺に一座の役者名苗氏定  
紋付たる水引挑燈を送り乗込の夜は樂家の大部屋にて大判成りの盃といふ義式ありざこバ連よりは茜染の  
櫓まく舞臺楷懸りの切まく顔見世表銚りの大釣挑燈など送る例あり其餘ヒイキ連多し

享保六 辛丑

- 一 三月より野崎村觀音開長
- 一 壬七月 畿内大水
- 一 八月廿六日 堂島米商内差留らるゝ 事は享保十五條ニ著ス
- 一 天王寺勝鬘に家隆墳立

從二位家隆卿墓碣銘并序

夫和歌王者之德也國風之始也通乎三才分乎六義託於素鶴八雲之神詠祖  
宗於人麻呂赤人二仙自爾而後其道英傑代不乏人出其類拔其華不羣之思  
諷逸之詞獨步古今者其惟公平公姓藤原諱家隆歷事 七朝敍從二位累官  
至宮内卿其先出於閑院左僕射冬嗣公祖考貓間黃門清隆卿賜采壬生連公  
相踵食邑故號壬生二位考權中納言太宰權帥師光隆卿妣太妃大皇太后宮權亮實  
兼朝臣女初公從寂蓮游大夫入道釋阿門執弟子禮每就尋繹和歌奧旨然直  
訪大意不必究細故俊成恒嘆曰不意後世能至於斯也其將以和歌鳴乎可謂  
未來歌仙矣元久二年春三月 勅撰新古今和歌集五輩俊彦允膺嘉選公居  
其一數遇 後鳥羽上皇眷注時名與定家抗衡貞永元年冬定家奉旨 奏新



勅撰集中採摭家隆和歌最多當時以爲榮 上皇預政事暇與攝政良經公論  
 國風事公奏請家隆末代人麻呂也 上欲學此道宜師其風體焉繇是賢聲高  
 蜚鴻業日漸西行上人自詠三十六番倭歌是日御裳濯川宮川歌合請俊成定  
 家判之縹細修飾每自隨身一日携來授公曰精微之蘊盡在斯書圓位往生自  
 期在瀨後生知歌如公者其可得耶我有所思謹以奉遺也松殿僧正行意疾篤  
 假寐忽夢詣志貴山毘沙門見一神人呼行意名唱一首歌琅誦之聲感盪心耳  
 驚覺病乃瘳其歌公建保年中九月十三夜侍 內宴所詠河月歌也其妙通鬼  
 神如此矣嘉禎二年冬十月嬰疾罷官落髮自稱曰佛性年七十有九浪速荒陵  
 北擇不食地謝絕人緣遁跡閑遠游心樂邦三年夏四月八日自詠七首和歌蓋  
 取諸悔罪之意詰且澡浴更衣住日想觀西刻端坐合掌如睹真身之迎接安詳  
 而逝報齡八十歲留葬其居植以松標歲寒心使人永懷勿翦去今也四百有餘  
 載遺趾猶存然而荆棘之所穢鞠爲樵豎之區近日詞客之徒翹慕德音欲勒堅  
 珉以文設節祭以饌俾後勿廢而丐辭於予嗚呼予之不敏豈能足記公之德哉  
 不得已遂銘其詞曰

休矣先達 含華體立 詞花言葉 一時歌仙 元久奉勅  
 撰集慎徵 芳蘭吐蘂 明錦脫機 上喜其忠 寵賚非一

附鳳攀龍 鴻猷贊騰 往古百代 作者孔多 迄今有聞  
 其能幾何 荒陵之丘 君子所憩 兆壑蕪穢 可爲流涕  
 其身已歿 斯文未喪 咨公之績 萬世彌彰

享保第六龍集重光赤菅若焮九月下潛

東寺檢校法務東大寺別當兼華嚴宗長吏安井門主大僧正道恕撰拜書

泉州界府 紀安殷欽建

此地を家隆山といひ近邊の竹林をかりうの森といふ墓碑の傍ニ松を植たり又家隆の梅一本あり

古今著聞集云 家隆卿は老ニ及んで佛道を信じ嘉禎二年十二月廿三日年七十九病に依て出家し攝州天王寺ニ行  
 翌年殊ニ彌陀の本願に歸し念佛の外他事なく四月八日和歌七首を詠シ翌九日酉之剋に往生ス

契りあれハ難波の里にやとり來て浪の入りをおかみつる哉

難波の海雲るになして詠れは遠くもあらず汐の御國ハ

ふたつなく頼む誓ひは九品の蓮の上のうへもたかハす

八十迄あるかなきかの玉の緒はもらさてすくへ救世の誓に

憂物と我古郷を出ぬとも難波の宮のなからましかハ

かくはかり契ましますあまた佛をふらすかなしき年を経にけり

あまた佛と十たひ申て終りなハ誰も聞人ミちひかれなん



かくて臨終正念にしてこの寺に終り玉ひぬと

因云 家隆卿の塚は京師千本通五辻の北石像寺ニあり此寺を石像寺といふは堂前にあまたの石佛あるゆへ也

一

享保七 壬寅

- 一 御城代 松平左近將監殿
- 一 三月一日より西宮戎開帳 四月廿日迄
- 一 四月三日 堂嶋米商内亦々指留しるゝ 事は享保十五年の條ニ著ス
- 一 十月十四日夜 紙治小春心中

大坂天満紙屋治兵衛曾根崎新地紀伊國屋小春といふ女郎を連て網島大長寺に來ル折から十夜回向參詣の羣集に紛れ終夜法座につらなり晨鐘の頃境内の傍ニ左の一紙を懐にして空しく成る治兵衛年廿八歳小春年十九

今宵ありかたき御おしへ  
にあつかり忝奉存ひ私共  
淺閒敷身の果未來の  
程もおほつかなく存ひ  
何とそなきあとの御  
とむ

らい被成被下ひハ、忝  
これのミ御頼申上度 奉存ひ  
書殘申ひ以上  
十月十四日  
治兵衛  
小はる  
大長寺様



編者云 元祿中おはつ徳兵衛北壁にて心中ありしより近松門左衛門世話上りといふものを作文して大ひニ流行に及び夫より追々心中淨留璃の戯文あり享保中紙治小春心中の翌朝市中に其噂とりく成しかハ道頓堀の芝居主亦々右の實説をあやつりに取組んとて其よし早速近松氏へ告んとする其日平安堂は住吉へ參詣あつて留主なるゆへ使を以て右の様子を住吉へ申遣へせける門左衛門は新家にて酒飯また、め居られ頓て歸りて趣向を案すべしまづく外題はうかミ出たりとて矢立の筆もて心中天網島と鼻紙にかいつけ使を歸し其身は早駕にて歸宅の道すがら道行の枕文句を得たり駕を走らす内思ひ出せし文段とて

はしりかき謠の本は近衛流野郎帽子は若紫惡所狂ひの身の果は云々

と綴りたり此作文今に飢ひて戯文のミならず絃曲の唱哥として世人よく知れりまた道行の文段の末に

南無あみ島の大長寺救ひとらせたび給へと藪の外面のいさ、川ながれ身投し樋の上に爰ぞ夫婦か最期場

と終にはかなく成にけり

かくあれバ大長寺の外面なる井地の小川に身を投じて死たりと見えたりまた橋盡しの文中に

此世の住居秋の日よ十九と廿八年のけふの今宵を限りにてふたり命の捨所

すべて此頃は實説のまゝ書たれば虚は少し

け交於書寺本も室物ホ令不修おき  
あゝ先年書寺境内までお果し残  
治書清小真事一里書おさふ書七十四回  
余よなり傳ふよあり世世人ふまじし  
め一遍代子向きもな一傳ハハカ乃あ  
人れ追書ふもな一とあし傳  
書記一傳







網嶋大長寺一代進譽

皆人も南無阿彌の

たむけまはせなすけに

孫よむらゝく

十月乃

小喜れきり

おもしろ

之れん中よき

はれり

この一紙は大長寺に板行ス好古の洒落人は求へし墓所は寺内表門の傍にありて鯉塚に並ぶ



一 四月五日 八百屋半兵衛お千代心中

宵庚申の夜生玉馬場先南都東大寺大佛勸進所ニ而死ス

法名 露秋禪定門 八百屋半兵衛廿七歳

風覺冷 薫信女 同女房千代

攝陽奇觀 卷之二十五ノ上



辭世 二首

いにしへを捨はや義理も思ふまし朽てもきえぬ名こそおしけれ  
はるくくと濱松風にもまれ来てなみたにまつむさゝんさのこゑ

近松氏の戯文心中宵庚申 紀海音の心中ふたつ腹帯 かぶき狂言八百屋駄立などにて世俗よく知れり新うつほ  
油懸町の八百屋今に相續ス墓は八百屋伊右衛門旦那寺下寺町稱念寺ニあり

享保 八 癸卯

一 御城代 酒井讃岐守殿

一 西御町奉行 松平日向守殿

一 元之字銀寶之字銀通用去寅之年限り當春皆新銀ニ成ル

一 京橋一丁目御用地と成り人家を道頓堀の南へ引

元相生町 元京橋町 元堺町

一 三月二日より堺大寺瑞森薬師如来開長 四月八日迄

一 同十八日より座摩宮人丸開長 廿日の間

人丸大明神今年一千年に相當るゆへ 勅して正一位柿本神社と贈ル又は石見國播州明石等の人丸の社へ禁中より御法樂の和歌五十首奉納あり

一 四月一日より北埜大融寺にて阿波國如意山聖幢寺加羅陀山地藏菩薩開長 六月二日迄

一 同日より天王寺薬師堂にて紀州根來寺錐鑽不動開帳 五十日の間



享保九

甲辰 百十年

〔編者曰ク原本「百十年」ノ三字朱書〕

- 一 正月諸國豊年白精壹石代四拾匁斗り諸人豊なる春を迎ふ
- 一 三月廿一日 大坂大火

南堀江橋通三丁目金屋喜兵衛祖母尼妙智宅より午ノ上刻出火翌廿二日午之刻に火鎮ル西は阿彌陀ヶ池和光寺門前筋突喰屋橋東かへ裏限り夫より良へやけ江戸堀一丁目南かへ迄夫より中之嶋東ノ方へ天満不殘上町は谷町邊まで南は高津道頓堀千日寺東側迄焼ル

- 一 町數四百八丁
- 内 百六拾三丁 北組 百七拾五丁 南組 七十丁 天満組
- 一家數壹萬千七百六十五軒
- 内 四千三百廿八軒 北組 四千九百六十八軒 南組 二千四百六十九軒 天満組
- 一 竈數六萬貳百九十貳軒
- 内 二萬六百七拾軒 北組 二萬七千六百六十九軒 南組 一萬二千四百五十三軒 天満組
- 一 土藏千九十七ヶ所
- 内 三百六十九ヶ所 北組 三百八十三ヶ所 南組 三百四十五ヶ所 天満組
- 一 濱納屋千五百四十四軒

内 七百十一軒 北組

七百五十四軒 南組

七十九軒 天満組

- 一 公儀橋 九ヶ所
- 一 町橋 四十五ヶ所
- 一 尾張中納言殿持屋敷
- 一 松平淺五郎殿藏屋敷 上中之島 一 紀伊中納言殿藏屋敷 上中之島
- 一 松平右京大夫殿 上中之島 一 松平隱岐守殿 堂島二丁メ
- 一 森越中守殿 同 丁 一 山崎兵庫殿 同 丁
- 一 鍋島加賀守殿 堂 嶋 一 松平大炊頭殿 天満 綿屋丁
- 一 藤堂和泉守殿 天 滿 鈴鹿丁 一 松平三治郎殿 天満 ほり川
- 一 松平丹波守殿 同 十一丁メ 一 松平主殿頭殿 同 十一丁メ
- 一 松平遠江守殿 同 丁 一 宗對馬守殿 同 丁
- 一 岡部美濃守殿 同 丁 一 毛利周防守殿 同 丁
- 一 津輕土佐守殿 同 丁 一 石川主殿頭殿 同 丁
- 一 小堀備中守殿 同 丁 一 池田内膳殿 同 丁
- 一 蒔田權佐殿 同 丁 一 渡部備中守殿 京橋三丁メ
- 一 伊達和泉守殿 宇和島丁 一 中川内膳正殿 過書丁



- 一 有馬玄番頭殿 農人はし
- 一 秋元伊賀守殿
- 一 船越五郎右衛門殿 同淡路町
- 一 酒井讚岐守殿中屋敷 同家中屋敷二軒
- 一 松平大藏大輔殿中屋敷 同家中屋敷十五軒
- 一 鈴木飛<sup>(驛)</sup>彈守殿役屋敷 同組與力やしき廿八軒 同心四十四軒
- 一 松平孫大夫殿役屋敷 同組與力廿九軒 同心廿五軒
- 一 窪田又左衛門殿屋敷 同組同心五軒
- 一 同 惣重郎殿屋敷 同組同心五軒
- 一 戸田忠兵衛殿元役宅 同手代宅二軒
- 一 富士市左衛門殿 手代二軒
- 一 井關彌右衛門殿 手代二軒
- 一 筒井三左衛門殿 手代一軒
- 一 青木甚四郎殿屋敷 同組同心八軒
- 一 小笠原藏人殿屋敷 同組同心九軒
- 一 石野六左衛門殿屋敷 同組同心七軒
- 一 小笠原佐渡守殿 高津
- 一 土屋但馬守殿 南瓦屋丁

- 一 服部源五郎殿屋敷 同組同心十一軒
- 一 加藤安左衛門殿屋敷 同手代十六軒内三人町宅
- 一 筒井主税殿屋敷 一木下藤十郎殿屋敷
- 一 御鹽増藏 一牢屋敷
- 一 川崎御材木藏 一御大工林藤十郎殿屋敷
- 一 御繪師粕谷遠江家 一西本願寺御堂
- 一 堀川御堂 一佛照寺御堂
- 一 三番御堂 一佛光寺御堂
- 一 社八ヶ所 一寺廿七軒
- 一 一向宗道場 百七ヶ寺 一伊勢慶光院屋敷
- 一 三郷惣會所并ニ惣代居宅
- 一 過書町廻船年寄屋敷并諸役人屋敷
- 一 三郷惣年寄 十四人

此内 川崎屋五兵衛薩摩屋仁兵衛兩家残り十二軒類焼  
 一 燒死人 貳百九十三人

内 百四十三人男 百二人女 男女難見分死骸四十八人



一死馬 二匹

内壹疋 松平遠江守殿大坂御火消役御使家來八人焼死

一米 十一萬千七百四十石餘

一麥 八千八百八十石餘

一大豆 壹萬三千九百五十石餘

右は町方土藏ニ而焼失其外俵數不知

一米 十三萬石餘

右は御大名様方御屋敷之焼失

一劍先舟 十五艘

一上荷船 十艘

一茶船 六艘

一砂船 六艘

一土舟 二艘

一過書廻船 數不知

一穴藏多ク火入り得共是は改なし

一道頓堀芝居

若太夫座 津川萬太夫座 嵐三右衛門座  
出羽座 竹田座

但シ松島兵太郎座 榊山小四郎座 殘ル

一傾城丁不殘

右之名書之外御代官領焼高多クハ共爰ニ不記

北は長柄村へ飛火して國分寺焼失其外近在へ飛火有之

一御城代酒井謙岐守様より三郷中へ御救米壹萬石被下置御仁惠之程難有頂戴ス

一 閏四月十六日御觸書

覺

一諸材木竹類高直ニ仕開敷旨相觸置い處今以高直之由隨分引下ケ賣買可仕い且又問屋より仲開の賣渡町中

へ買取いニ付直段高直ニ成い様相聞い町中普請之節支申い開當年中は中買に不構問屋より直買勝手次第

ニ可仕い事

一大工日雇井戸堀賃銀常々之通可仕旨先達て相觸い所今以過分之賃銀取又は心付など、名を付増銀取い由

相聞え不届ニい彌賃銀高直ニ取開敷い

一土砂船積之義何船ニ而成共當年中は積取可申い事

一町中借藏賃銀此節高直ニ仕由相聞えい左様之族無之様ニ可相心得事

右之通三郷町中可相觸者也

享保九年辰閏四月十六日

飛 彈 (驛)

日 向

三郷惣年寄中

一 六月廿八日御觸書

攝陽奇觀 卷之二十五ノ上



覺

一 當地町作只今迄結構成義も有之様ニ相聞ひ此度焼失之町々町家作事致ひは前々より被仰出ひ通彌相守砂子等之張付は不及申惣而結構成義且又無益之物數寄成普請堅無用可致ひ  
此旨從 江戸被仰下ひ聞町中へ可申渡ひ以上

享保九年辰六月廿八日

日 向  
飛 彈

一 十一月六日御觸

口上ニ而被仰渡ひ覺

一 町中爲家作田舎大工同木挽雇ひ儀他國瓦商賣材木土砂之類何舟ニ而成共運送之義材木問屋より買手相對次第直買之義當年中差免置ひへ共いまだ町家建揃不申事ニ聞來巳年中差免ひ條此趣三郷町中可相觸知  
以上

辰十一月六日

日 向  
飛 彈  
三郷惣年寄中

此頃田舎大工多ク大坂へ登り過分の金銀を設けるゆへ遊里へ打込ミ作料をつかひ捨るのミか道具迄も賣拂ひて

散々の體にて國へ歸るもの數多有之流行歌に

同年右大將鎌倉實記といふ上るり新作序切ニ 色の黒ひ武藏殿はちつか

い田舎大工じや迄七ツ道具の鋸さい槌こつちへ置てござんした辨慶といふ證據がない扱は道具を賣んしたのウツ ぶんべも鋸うらんしたこんやはさい槌賣ふでのアノ剛ひ額わいのと云々 …… 原本此ノ所以上ノ書入レアリ…

〔田舎大工の癖として夕アもちよんのを賣んして

今夜も曲尺賣ふでのうまいおさんが有かいの

明石に幾瀬川といふすまふ取あり大坂大火の頃は中角力なりしが島之内錢屋藤十郎といふ方へ見舞に來りし處類焼の節藏之内へ鍵を入たるゆへ明る事出來難義におよび鍛冶屋を呼寄んにもかゝる大變の時なれば參らず當惑のよしを聞てかの幾瀬川細引を藏の戸前ひぢ坪錠前とも二三篇纏ひ其中へ兩手を入レ足にて戸前の柱をふまへてひぢかね錠をろしながら引拔たる大力の程諸人目を驚せり

天滿天神鳥居の内に明珍の火打とて名代の店ありこれは大坂の大火金屋妙知方より出て箇様の大變と成ル妙知が火はよく出るといふ心にて妙知火打と名付しがいつしか明珍とあやまりたりと古老の夜話也

一 新町類焼後 公命ありて宇和島橋筋に大門を開ク堀江に通ス

一 十一月廿二日 近松門左衛門死

姓ハ杉森名は信盛平安堂菓林子と號ス越前の人 一説ニ三州ノ人トモ云 肥前唐津近松寺に遊學し後洛に住シ劇場の戲文を作して世に鳴ル京師の學醫岡本一法子の兄也墳墓ハ谷町筋寺町法妙寺にありまた久々知廣濟寺の過去帳に法名あ



阿耨院穆矣日一具足居士 壽七十歳

この戒名は近松在世より設きたるとぞ辭世二首詠艸中に見ゆ

それ辭世去程扱も其後に残るさくらか花し匂ハ、

残るとは思ふもおろか埋火のけぬまたなる朽木書して

翁艸云 八文字屋自笑か浮世雙番の編者江島其碩は能世の情をのふ筆勢おさく、近松に並ぶ所謂曲三味線色三味せん傾城禁短氣はた諸々の容儀るいなどは今の世の人も是を翫ふされども淨るりを書事はならず近松はまた雙紙を作る事を得ず其差別をいかにといふに其碩か作文にては人形の働き薄く近松草紙を綴れば文勢過て人情くハしからずおのれノ、が得たる處古今もつて同じ後の南嶺は其碩を欺く斗りに作意巧なれども其情□しうて其碩か上に立ん事かたしそれより下つた舉ていふへき作者なし

或人云 あやつりを見るには當世にまはなし本を讀て樂しむには近松が作よろし云々近松が戲文道行のつゞけからは伊勢源氏の佛をうつしちかも俗間の流言をおかしくつらね佳言妙句多し近松文段に精神を入られし事を聞に淨瑠璃は木偶にかゝるを第一とすれハ外の草紙とは違ひて文句みな働きを肝要とす正根なき木偶にさまノ、の情をもたせて見物の感をとらんとする事なれば大かたにては妙作といひがたし某わかき時大内の草紙を見るに節會の折ふし雪いたう降積りけるに衛士におほせて橘の雪拂ハせられければ傍なる松の枝もたハ、なるが恨めしけにはね返りてと書り是心なき草木を開眼おたる筆勢也其ゆへは橘の雪を拂ハせらるゝを松がうらや

きておのれと枝をはね返してたハ、なる雪をはね落して恨ミたるけしきさながら活て働く心地ならずやこれを作例として戲文を綴れりとぞ

古老云 近松の佳作多き中にも最明寺殿百人上臈 元祿十六年末三月四日初日後年 といへる院本おほけなくも 靈

元法皇寂覽ましまし其頃哥人の聞えある公卿を召させ給ひつれも秀才なりといへども近松とやらん作者には

劣れりとかの院本を取出給ひ最明寺時頼入道が雪の旅路の道行ぶりに

蝶の翼のおしろいを草にこほして梢には鶴の霜毛をぬぎかくる雪は花より花おほき云々

と書り是なん圓機活法雪の部に鶴毛蝶粉といふ四字を出して書る處石曼卿が雪を詠ぜし詩に

蝶遺粉翼輕難拾 鶴墜霜毛散未轉

といへる句を和語にうつせし也かゝる才智をもつて和歌を詠なば秀逸あまた有べしと御寂感ありしとなん

この法皇は萬乗の御身として下賤のうへをもくハしくまろしめされ 清十郎聞け夏か來て啼くほととぎす 早稻中手晚稻かるたの一二三

かゝる玉句も遊ハされしとぞ

浪華金屋橋熊野屋某の家に近松氏の墨迹二幅あり一は美人の畫贊一は辭世の詠艸也

狂言作者近松半二故人門左衛門が遣ところの硯を傳ふその硯の蓋に漆して

事取凡近而義發勸懲

九字を志るすこれは笠翁傳奇玉搔頭の序に

昔人之作傳奇也事取凡近而



といふ語をとれり近松氏小説に心をよせし事是にてまらるこの人は實に本邦の李笠翁也

近松が一周忌に由縁齋貞柳がよめる夷曲

察するに今は安樂國性爺扱も其後びんぎなければ

息は京師ニ住て左門といふ表具を家職として戯文の作を不聞

續近世畸人傳云

岸玄知は出雲國侯の茶道にて和哥を好めりとぞ中略又國侯上途のついで陪從の臣間暇あれば名所舊跡(探)を操り神社佛閣に詣つるを玄知はかつて出遊(俵)す一日同寮につけて少間を乞ひ金壹方を包み近松門左衛門が宅に至り名刺を通じ對面をこふ門左衛門出迎へたれハ彼一封を贈り熟其面貌を見て早歸らんといへば主こいかに何ぞとひ給ふことの有て來り給ふにはあらずやといぶかれハ玄知さしてとふべきことハなけれど足下は淨瑠璃の作に妙にして兒女といへども名をあらざるはなし依てわれ其面はいかならんと思ひて頻りに見んことをほりせしが今正しくまゝゆゑることをえたれハ他に用もなしとて去る

〔編者曰ク原本此ノ所半丁餘空白〕

一 閏四月十六日 御觸書

一慶長銀新銀取交通用可仕旨先達而仰出相觸置ハ處此度慶長銀通用難澁之族も有之由風聞有之ハ若違背之者有之は急度可令沙汰事

一 八月卅日 御口上ニ而被仰渡

覺

一三郷惣年寄中御口上ニ而被仰渡し兩御番所前ニ有之ハ御腰掛ニ而公事人共喰物たへ申事 御公儀様へ遠慮ニ存ハ段思召左様ニてハ無之向後は何ニ而も不苦尤煮焼仕ハ義無用事其外たへ物は勝手次第ニ可仕ハ由被仰出右之趣相心得可申ハ



享保十乙巳

- 一 正月三日泉州堺戎島の沖壹丁ばかり磯際へ大鯨きたる 浦人共とらんとするを古老云例年正月には鯨住吉大明神へ参詣するよし昔も磯に寄來りしを取しに其年中此浦に獵なかりしとて制ス同月十三日の大汐につれて沖の方へ歸ルかゝる大魚磯近く來る事目出度御代の驗なりといふ
- 一 三月二日より河州佐太天満宮開帳
- 一 同所 來迎寺堂供養
- 一 三月四日より上福島元三大師開帳 四月廿五日迄
- 一 四月廿五日より龜井町御靈社御本地薬師如來開帳 五月八日迄
- 一 同所にて筑前國博多綱輪<sup>フナシキ</sup>天神開帳
- 一 四月中旬より雨降り續キ下旬ニ至りて五畿内高水
- 一 同

享保十一 丙午

一 四月 牡丹花二百年忌

狂歌家つと云

享保十一年の四月牡丹花夢菴居士二百年忌大仙寺に於て井上昌覺連歌千句興行の時三愛のむかしを

思ひ出て先師信海法印の言葉の花を折て手向るとて我も色香なき言草を加へ侍る

由縁齋

花

咲しより廿日草とやはつかにも見ざる昔の人に手向る

伽羅

聞度に珍しけれハ二百年の後も初音の伽羅をこそたけ

酒

都とて志はし池田にすみ酒のにこらぬ人をたれもくミしる

一 大坂米會所 享保十五年の條ニアリ

一 六月廿七日 生玉社石の華表ノ額御寄附

寶鏡寺宮徳嚴皇女御筆

一 七月廿八日 東横堀農人橋御普請成就渡り初

攝陽奇觀 卷之二十五ノ上



- 一同 本町はし同斷
- 一 九月十六日 天神橋同斷
- 一 十一月廿一日 天滿天神社新始
- 一 河内國安堂村永照山大日寺再興  
本願は大坂高麗橋西村氏
- 一 四月 豊竹座北條時頼記大當り

當四月八日初日ニ而翌未年閏正月迄大入繁昌ス夫故大夫上野掾居宅太左衛門橋筋八幡筋乾角屋敷の裏に土藏を建て北條ぐらといふ簡程ニ利徳を得たる淨るり也

大切女鉢の木雪の段は最明寺殿百人上藤とて 恐れ多も靈元法皇右院本を叡覽あつて近松門左衛門を感稱  
ましませし右之戯文の三段目を其儘大切ニ用ひ此時より女鉢の木世に名高く成たるゆへ却而近松氏の秀作なる事を知らざる人世に多し

- 一 五月五日 竹田出雲事近江大掾と受領相改ム 是より竹田近江といふ名は海内に聞えたり

〔編者曰ク原本此ノ所壹行空白〕

- 一 三月三日より座摩社神寶開扉 四月八日迄

當社數多之神寶は度々の兵火ニ焼失ス何れの頃にか高貴徳王座摩大明神と勅筆を賜ふ 神寶之荒増左ニ記ス

- |               |              |
|---------------|--------------|
| 一 神功皇后        | 一 御香之宮       |
| 一 一人丸社        | 一 天滿宮御自作     |
| 一 天子様御輿       | 一 雌雄寶劍       |
| 一 夏几帳         | 一 緋御袴        |
| 一 表御袴         | 一 御太刀        |
| 一 朝鮮硯 一面      | 一 鳩御杖        |
| 一 難波大社 伏見院様御額 | 一 寶船畫 懸物     |
| 一 座摩神社        | 一 菅公筆        |
| 一 後嵯峨院御掛物     | 一 義經兜鎧       |
| 一 小野道風筆       | 一 文覺上人筆      |
| 一 梶原平三景時願書并和歌 | 一 羽柴秀吉朝鮮征伐願書 |
| 一 源頼朝公願書      | 一 足利尊氏公願書    |
| 一 大塔宮筆        |              |
| 一 新田義貞願書      |              |



享保十一丁未

- 一 米會所堂島ニ立 同十五年條ニアリ
- 一 二月十九日より天滿天神社ニ而菅公御眞筆の御影開長 同廿五日迄
- 一 三月廿一日 大坂西御堂新初
- 一 四月三日 一心寺圓光大師御影堂二千日廻向
- 一 六月十九日 生玉社御遷宮同鳥居之額かゝる
- 一 廊中 吉原町大門を開き長堀宇和島町南北堀江を受く 〔編者曰ク原本此ノ項ノ上ニ  
〇印アリ何ノ故カ知ラズ〕

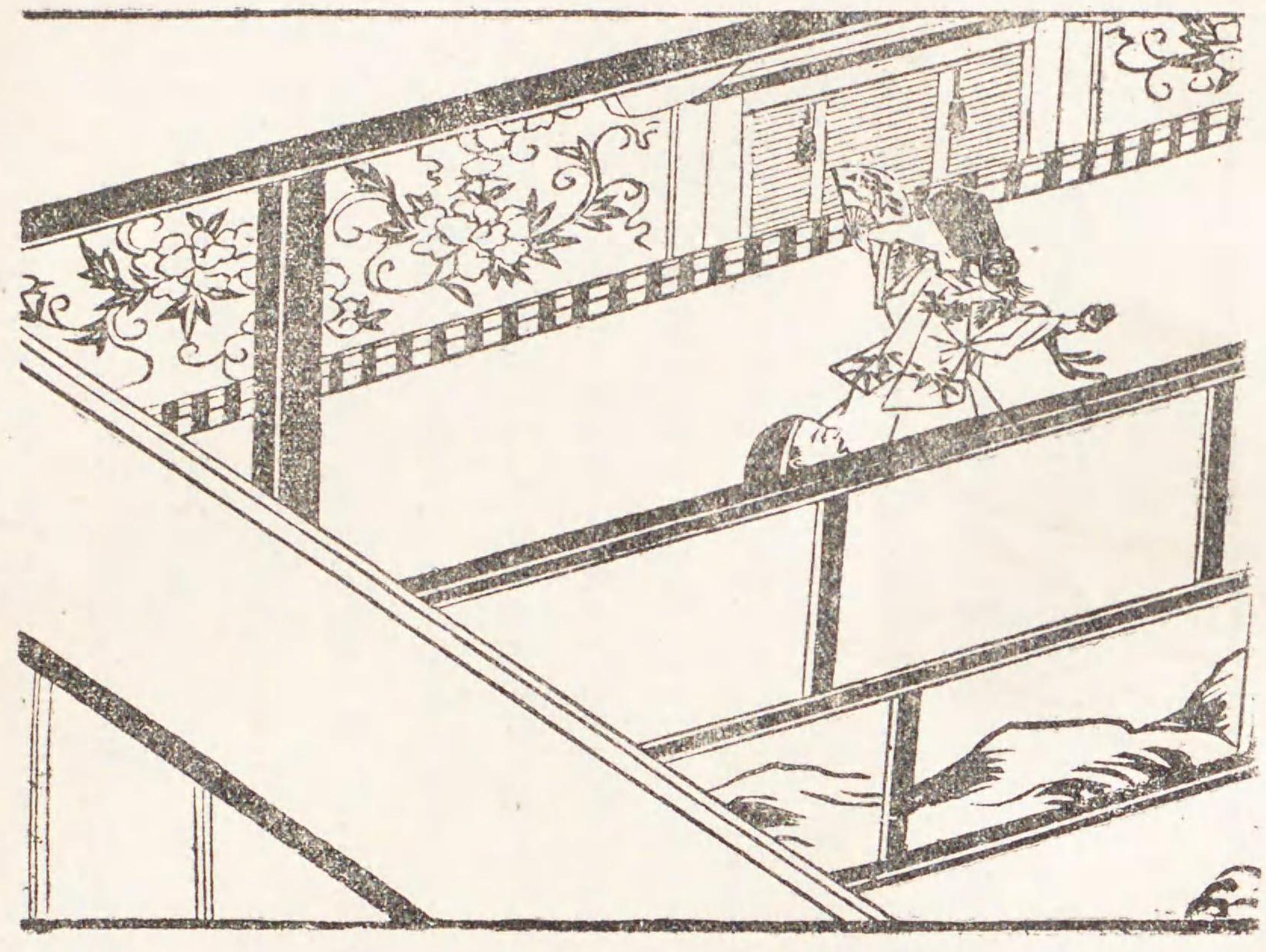
享保十三 戊申

- 一 四月十三日 天滿川崎東照宮御遷宮  
去ル辰年炎上ニ依テ 松平下總守殿御再興有之
- 一 七月 五畿内東國大水
- 一 八月 同事
- 一 五月 竹本座正面の床を横へ直ス

往古のあやつり芝居太夫座は人倫訓蒙圖彙に圖するごとく樂屋に小高き床をかまへて太夫座とす夫ゆへこれを床と名付ク其後 官家より御簾を賜り舞臺の正面に床を設けて太夫座とせしがあやつりの造物さまの趣向を工夫なすゆへ今年加賀國篠原合戦の時より當代のごとく太夫座の床上ミ手の横へ直ス豊竹座にて享保十九年寅十月北條時頼記の節也

因云 淨瑠璃出かたりといへるは名ある太夫始て出勤するか又ハ遠國へ出て久々にて歸國なし目見得として出語する或は追善祝義事都而諸客へ禮を厚くする爲なれば行義正しくすべき事也昔有隣大和掾椀久ゆかりの十徳又は河内通振分髮郡郡など出語せしに口も動かざりしは行義正敷誠ニかく有べき事と諸見物感稱せり又西口政太夫用明天皇鐘入之段を出語せしに首少シ右へ傾キけれハ見物の評判大和ニ劣りしといひあへりわづかに頭少シ傾きてさへ斯のごとし然るに當世は二段目三段目四段目の差別もなく出語にて勤めあやつりの太夫座といふ







もの床に御簾を懸る故實ありて芝居の規模なり近世のごとく出語りをよき事とすれば後々には床も無用のものと成り京都の首振り芝居同然に成行んかと歎かへしく覺へぬ

一 新町 御迎ちやうちんの事

廓中一覽云 享保十二三年の頃當所より六月晦日には例年住吉大神宮へ御迎の花燈五十晝は光琳やうの松を寫し其頃當所に名細氏とて堪能の人ありて亂の譜に文句を付ケ三絃にうつし鉦太鼓やうのものにて囃子行たり此を大坂中祇園囃子の權輿として諸社の夏祭禮に花燈またはいさゝかの小檀尻まで囃子方を付るやうに成たり松の花燈數十漸残るといへども其後囃子の催し絶たり

當代は六月晦日住吉の御祓ニ大坂北濱中之島堂島其外所々方々諸大名御藏屋敷の獻燈花美を盡し十二濱其餘船問屋などの神燈吹貫職には金銀の縫箔をなし是等も浪花の壯觀となす然れ共延寶の頃までは甚醜なるものと見え蘆分船ニ天神祭禮の御迎ひ挑灯の圖あり延寶中 上木前ニ出スこれにて推量有べし

按るに往古豊臣家御在城の時今の聚樂町の所に聚樂の御殿ありて西を表とし西海を見晴らす殿造り也くはしくは國中 奇觀ニアリ 毎年住吉祭禮の節堺大坂の町々より出ス所の練もの挑灯など此聚樂殿の表通りを行烈(列)いたさせし様 御上意ニ付祭禮之時は此邊を練たるよしあかし其節のねりもの御祓挑灯など醜なる事思ひやるべし何事も近世のごとき花美なるは有まじと是しも御治世の餘澤と難有ことならずや

享保中の御觸書之寫

一住吉祭禮の節大坂町中より持參之挑燈棒一本ニ挑燈一ツ宛可付之い且又祭禮仕廻挑燈持歸りい刻今宮村之内ニ而火を可消い若大坂町中迄火をともし歸りい者有之いは其町之者出合可爲消い令違背い者ハ番所へ召連可來い并外之祭禮ニも夜中挑燈明松を燈持ニいたしいは可爲越度 此頃は祭禮の節に限らず大晦日の懸取り財布をかたけ片手に松明を持たると見えて古き繪草紙にその圖あり



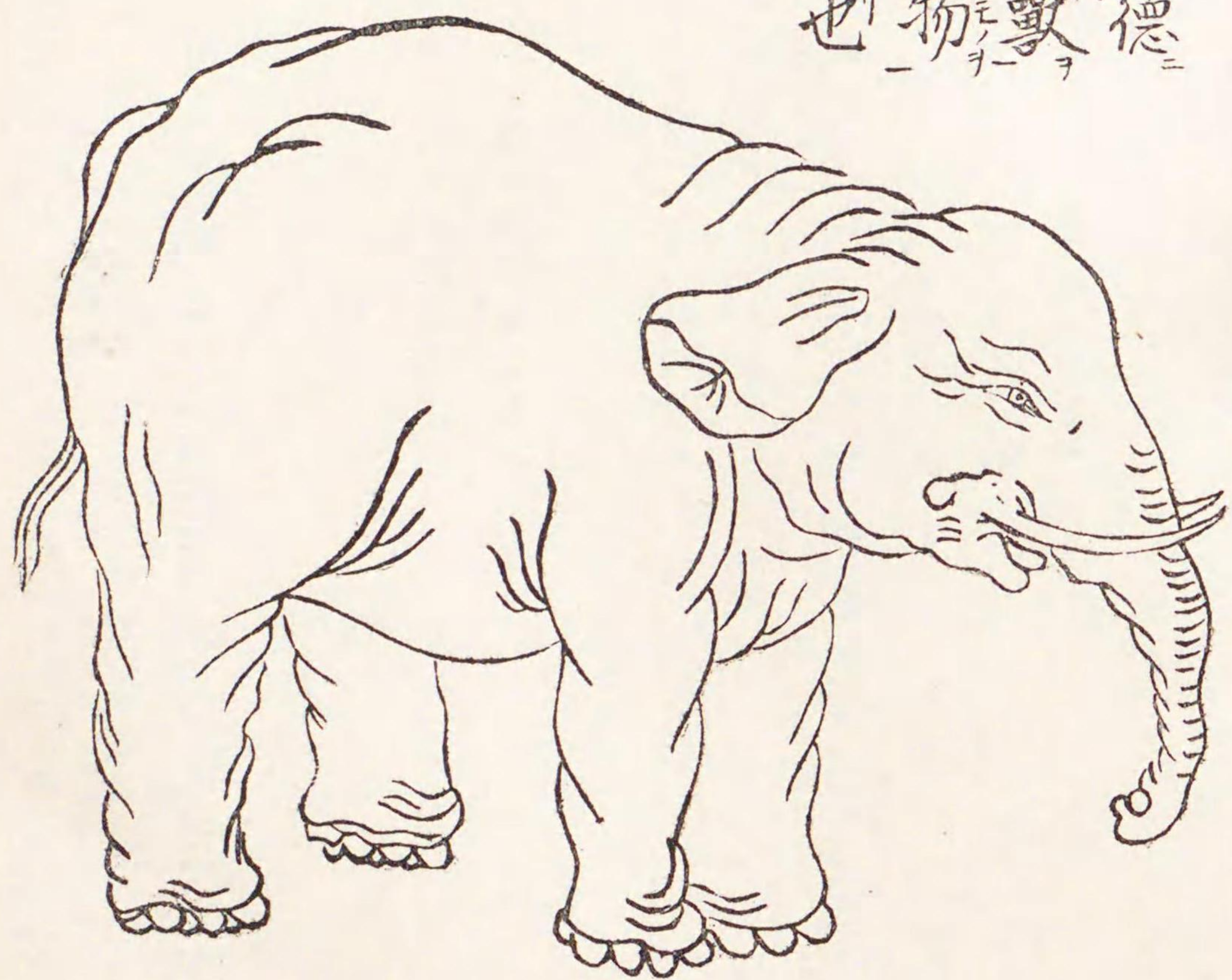
享保十四 己酉

- 一 御城代 堀田伊豆守殿正月御登り道中にて病死
  - 一 同 松平伊豆守殿
  - 一 三月 住吉神寶開扉
  - 一 同 相坂一心寺四萬日回向
  - 一 四月廿八日<sup>十四日イ</sup> 交趾國より獻上之大象大坂を通ル
- 禁裏法皇様 御叙覽

象志云 本朝享保十三年戊申六月七日ニ象牝<sup>ヒメ</sup>二頭南京人持來ル同十九日ニ長崎十善寺唐人旅館ニ入ル、是南京人蠻國<sup>カンシ</sup>廣南渡リ此象求來レリ

牝象 七歳 頭長二尺七寸 鼻長三尺三寸 背高五尺七寸 胴圍一丈 長七尺四寸 尾長三尺三寸 壽命最長 背筋有毛餘無之 人ヲ乘ニハ前足折乘之 五十歳ニメ筋骨 備速<sup>ソナヘルヲヨシク</sup>百歳白象トナル鐵ノ鈎ヲ以テ驅使<sup>カリツカフ</sup> 芭蕉ノ葉竹ノ葉ヲ食フ飲水ヲ一タヒニ斗計<sup>ツ</sup>鼻ヲ以テ捲飲<sup>マク</sup>之其行水陸共馬ヨリモ速疾水ヲ涉ニ水底ヲ踏テ行<sup>ク</sup> 牝象五歳 頭長二尺五寸 鼻二尺八寸 長五尺計 高サ四尺七寸 胴圍八尺六寸 此親象ハ七間餘リ有リト廣南人語之 此ノ牝象去年長崎ニ於テ斃<sup>タムル</sup>ナリ菓子ノ甘物ヲ多食<sup>ク</sup>舌ノ上ニ物ヲ生ス象奴療治スルニ適<sup>カフ</sup>ス長崎ニ豪氣ナル者有テ舌ノ上ノ病ヲ濯取<sup>ヒアラヒク</sup>ニ象快然トメ振尾喜カ如シ然<sup>レ</sup>此ヨツテ遂斃<sup>ツ</sup>ル、ナリ

本邦清蒸異域歸德  
萬里重譯貢獻奇獸  
幸遇茲時希觀尤物  
誠是仁德之餘澤也



象ノ形  
象ノ色  
象ノ毛  
象ノ牙  
象ノ尾  
象ノ脚



由縁齋貞柳翁家集ニ 前文畧ス

鼻のなかさ十丈または廿丈さういはふなら今しや見ぬ先

四月十四日大坂へ着し京都へ行けるを枚方の里にて見物せしにわら一束鼻に捲て水にひたし身にそぎけるを  
見て眞行草によめる

眞

又や見んかたのを通る大象の鼻に水ちる夏の明ほの  
おしあふは象無類なる見物となれもふるにや鼻てあしらふ

行

大象の鼻のあたりはよきてゆけ子供つからやかけられやせん  
めつらしとはなのあたりに立寄は夏に櫻のふけん象かな

草

本町邊をとふりけるに

大象もまんちう喰たい其時は本町邊を通りこそすれ  
齒ぬきならて他の國より象ふしふめんよふく鼻てまんちう  
大象のくるはめてたき今年哉三八廿四孝見るにも  
迎もならまひとつ牡象引つれて江口の花をのらせてし哉

まんちうを鼻に捲てそくらる山雲にほへねと象は珍らし  
正親町殿より象のうたいと仰あるによみて奉る

又や見ん交野を通る大象のはなは類ひも夏の明ほの  
うとんけと思ふ斗に大象のはな待得たるけふそ嬉しき  
とほりかけは隙行駒に似ても似ぬねんこん象をとくと見たやな

俳諧温故集ニ 享保己酉のとし南粵といふ國より象を日本へわたしけるに同五月廿五日江戸にきたるかゝる泰  
平に生れあひて象を見る事かたしけなさに

天竺の常夏かくや水くらひ	沽洲
大象の傾城あゆみあつさかな	古青蛾
今や曳不二のふもとのかたつふり	京仙鶴
草まくら紙帳を象のさやに見し	泰室
雨さつと牙に涼しき小さ、原	超波
その鼻てかなへはいかに卷荷葉	蓮谷
夏の夜の星はかうやく喜三郎	蓮之
五月雨や海を衾の象さしき	貞佐

翁艸云 享保十三年戊申六月廣南の商船象を獻す 林信言ノ事物權輿ニハ 雄ハ七歳雌ハ五歳其雌ハ長崎にて死す

攝陽奇觀 卷之二十五ノ上



同十四年己酉三月十三日長崎を出て四月洛に入り寺町淨華院に象<sup>ゾウ</sup>既を建象遣二人名は潭數<sup>タンズ</sup>潭綿<sup>タンメン</sup>廣南人也長崎人も一人其術を傳えて是に加はりて象を遣ふ象の長丈餘高サ七尺食物ハ饅頭<sup>マンドウ</sup>笹の葉等也象遣ひ象に跨り<sup>トビク</sup>鉄鈎<sup>テツコウ</sup>を以象の背に打立てて是を扱ふに其疵痛む體もなく其夜星を見れハ疵直に癒と云々同廿八日 禁裏 院中へ參 叙覽の折から拜跪せりと世人之を感賞す象の御詠哥とも少々爰に拾ふ

御製

時しあれハひとの國なるけたものもけふ九重に見るか嬉しさ

院御製

めつらしく都にきさの唐やまと過し野山ハ幾千さとなる

通躬公

此君を志るけたものや心有る姿を洞にけふは見すらん

公福卿

おのかすむ國は千里のそなたよりはるくきさの心をそ思ふ

光榮卿

竹の葉をかふけたものも先やこし實をはむ鳥も待ん御代とて

實陰卿

今<sup>いま</sup>や又見ぬを見しかなやまとなるきさ山川の名には聞ても

爲久卿

名に聞し遠きさかひのけた物をうつし繪ならて見るも珍らし

公野卿

幾雲井隔て、きさの爰にもや盡ぬよハひの年も重ねん

右濟て東武へ牽れ二十餘年を経て東都象既に死ス

近世文化十四年六月廿八日入津阿蘭陀船持渡牝象乙匹 量目凡千七百斤 高サ七尺 頭ヨリ尾マテ長サ七

尺五寸 前足三尺五寸後足三尺 足廻リ三尺 鼻長サ五尺餘 尾長サ五尺 歳五ツ 出所セイロン

飼方 米六升餘 茅三荷餘 甘蔗百本 蜀黍 糖一斤餘 水 若病アルハ酒一升五合ニ水ヲ加へ朝

夕ニ用ナリ

〔編者曰ク原本此ノ所十行空白〕

一 北濱ニ米會所建

冬木善太郎といふ者願出て北濱壹丁目ニ米會所を建ル故障有て相止ム

一 七月十六日 若女形名人 芳澤あやめ死

法號

三都惣藝頭と評書に稱美せし名譽の女かた也



伎家全書云 芳澤あやめ曰四十過ても若女形といふ名ありたゞ女形と斗りもいふべきを若といふ字の備へりたるにて花やかなる心の抜ぬやうにすべしわづかなる事ながら此若といふ字女形の大事の文字と心得べし云々

それ女形の習ひは先ツ手のつきやう十九通り有といふ傾城家老の女房娘町人の妻其役々に寄り仕内は勿論萬事心得有べし手のつきやうだに心懸テすハ況や仕内の差別有べきや女形にて一座の魁首と成たる名人は古今に芳澤あやめ中村富十郎兩人の外なし

〔編者曰ク原本此ノ所壹行空白〕

一 壬九月十九日 初代竹田近江大掾死

享保十五 庚戌

- 一 御城代 土岐丹後守殿 七月より
- 一 八月 堂嶋米相庭御免

大坂表米市は淀屋辰五郎先々代與右衛門 御公儀様御取立被遊諸家御大名方御廻米引受ひ商賣を相初メ諸方より數多の人數集りて北濱淀屋橋の濱先にて賣買を致シける是正米相場之權輿也 御公儀様よりは諸方廻米引受之御印被下置數年米市相續仕來りひ所賣永二酉年五月淀屋辰五郎身上御召上に相成御廻米之御朱印も御取上ケ被成ひ故其後今の堂嶋へ所替して不相替賑しく米相場立會致セしかど免角正米商ひ斗りにては追而賣續きの商ひも出來がたきゆへ其節柴屋長右衛門備前屋權兵衛といへる者兩人商議し建物米と申物を立置切月の限りを相極メ日限迄の内を延賣延買といふ事を初めなバ場所も繁昌致スべしといひ出シければ諸方より集り居たる商人共もいづれも是は有理と同心なし夫より右之仕法を以て商ひを初めけれ共初々敷事なれば如何可有哉と思ひの外人數多くあつまりて互ひに振合は相對ニ而は濟がたきやうに成り夫より支配人と申者を相定メ賃銀を以て支配させいハ、埒明も宜しかるべしと亦々相談に及び支配人と申もの初りけるこれ當時の遺來兩替なり尤延賣買の事なれば 御公儀様を恐入てやへり兩替屋の帳面にては正銀正米切手の出入のやうニ致シける右支配銀を歩銀と名付ケ壹貫目ニ付何程と相定ひ然ル處享保六年丑八月廿六日米穀年來高直なる故御政道有之右相庭の場所へ捕方の役人大勢來り米仲買之内六七人召捕て被歸ひ故相場は相止たり扱召捕れし米仲買は御奉行所北條安房



守様御前へ召出され相場の仕法を御尋遊されければ紙屋治兵衛高田屋作右衛門兩人は年老たる者なるゆへ延賣買之委細申上様被仰付ニ付兩人の者申上イヤ元來米相庭の義は淀屋橋濱にて立會致シ所其後今の堂嶋新地へ引移り尤堂島は新地の事にイ故所繁昌の爲年來之正米懸引の續きの爲に延賣買を相初メ事毛頭不實の仕方にては無御座勿論淀屋與右衛門には米相場御免の御朱印被下置イ處辰五郎關所之砌り右御朱印も御取上ニ相成イ由傳え及承イニ付右申上イ通り正路之商ヒニ相違無御座よし申上イ處 御奉行様被仰出イは兩人は何歳ニ相成イ哉可申上與御尋被遊イ故治兵衛六十四歳作右衛門六十六歳ニ罷成イと申上イ處右一件追而御沙汰可有之與被仰渡其後六七人の者共不殘御召出シ遊され 御町奉行安房守様御相役飛驒守様御立合之上米相庭御朱印と申義決而無之事にして正米賣買之儀は格別也以來延賣買之義停止ニ申付イ間其旨相心得可申イ此度は何之御呵りも無之夫より延商内相止ミ有し所翌年寅二月頃より又々忍びクに少々宛賣買致シ處同年四月三日又もや三四人召捕れ昨年停止申付置イ儀を猥リニ致シ段不届至極也とて此度は關處被仰付イ依之其後は聊の忍ヒ商ヒも仕もの無之打過イ處享保八年卯極月ニ至り誰いふとなく米穀十石までは賣買致シ而も苦しかるまじきよし風説を致シニ付同九年辰三月より少々宛商内立會可致義内談も有イ處三月廿一日大坂大火にて萬事混雜ニ及ヒ日を経て靜謐ニ相成イへ共丑寅兩年之間ニ被召捕イ儀も目前ニ見來り及騷動イ事ゆへ仲買共も危踏居申イ所同十一年江戶表ニ於て紀伊國屋源兵衛と申もの大坂表にて米會所仕度段奉願上則御聞届有之當表ニ於て米會所相始イ所無程翌十二年川口屋茂右衛門中川清十郎久保田孫兵衛といふ右三人の者奉願上又イヤ米會所出來イ處故障之義有之御取上ケニ相成イ同十四酉年冬木善太郎と申者願出て北濱壹町目にて米會所致シへ共

これ又相止ミ同十五戌年三月米仲買之内田邊屋藤右衛門尼崎屋藤兵衛加島屋清兵衛右三人仲買惣代として江戶表へ罷下り大坂表ニ於て米商内御免之義奉願上此時 加賀守様より旅中入用金御拜借仕イ故 御奉行大岡越前守様御評定所ニ而御糺之上大坂米商内之儀は意味深長なる儀共被御聞遊され同年八月大坂米商内之儀は古來より致シ來りイ故其仕法を以て一統相庭商内諸國人共も大坂米仲買勝手次第ニ手廣ク賣買可仕段江戶表より御免被爲仰付其旨御觸有イニ付先年之通り堂島ニ於て米仲買一統恐れなく賣買を初メぬ其頃米直段下直ニ付同十六年亥十月仲買之内加島屋久右衛門柵屋平作津輕屋彦兵衛俵屋喜兵衛久寶寺屋太兵衛右五人當御番所へ被爲召出米直段引立ニ可相成義有イハ、可申上イ様被仰付ニ付仲買一統相談之上米仲買人數を相極メ諸御藏米御拂之節入札を以テ買受イ得は米直段ヰ宜敷可有之哉其段御窺奉申上イ處御奉行稻垣淡路寺様松平日向守様より右之趣江戶表へ御達シ被遊イ所同年十二月大坂米仲買御株札四百五十枚燒印付御印札頂戴仕 江戶御帳面



燒印如此



株高貳百四十枚之内ニあり

同十七年子四月株札五百三拾枚亦々頂戴仕同廿年卯七月三百七十二枚都合千三百五十貳枚萬代不易之御株札頂戴仕而仲買一統難有御事と悦びあへり去ル亥十二月御免被遊い加島屋久右衛門升屋平作津輕屋彦兵衛俵屋喜兵衛久寶寺屋太兵衛右五人へ米年寄被仰付従是して米年寄相勤い者 御番所へ脇差上下御免之上上訴訟仕事全ク米直段引立之爲仲買人數株ニ被爲仰付冥加至極難有事也 扱遣來兩替は同年當表御番所様へ奉願上五十軒仲間御免被爲仰付兩替屋印札には名前店名を御書付在之い仲買御株札はたゞ大坂米仲買と斗り也しが其後寛保元酉年松浦河内守様佐々木美濃守様御奉行之時御株札焼印御改被成い



焼印如此

恐多クも 有徳院殿様御盛徳ニよつて御免被爲成下い事忘却すべからず其節之御老中へ松平左近將監様酒井讃岐守様松平伊豆守様黒田豊前守様小出信濃守様松平右京大夫様井上河内守様西尾隱岐守様御勘定奉行細田丹波守様杉岡佐渡守様神社御奉行黒田豊前守様町御奉行大岡越前守様稻垣下總守様大坂御城代土岐丹後守様町御奉行稻生淡路守様松平日向守様右御觸流シ有之 御賢察を以テ御株札下シ置れぬ

米相庭御免御觸書

近來米穀相場之儀ニ付願出依之米商人共無覺束相場之障リニ相成い様相聞いニ付向後右之願一向不取立筈ニい間大坂米商内之儀は古來より致シ來りい仕方をして一統相場商内諸國商人并ニ大坂仲買勝手次第ニ可仕い兩替之儀は相庭差引勘定等之義前々之通りニ致シ商内之障リニ相成不申様可致い畢竟米相庭宜來りい爲之衷には其趣を以て勝手次第ニ商内可致い尤冬木善太郎米會所之義相止取組古來より無之儀を新規ニ拵出シ古法と申紛敷義在之は詮義之上急度曲事可申付い米商内ニ付ては公事訴訟古來之通不取上い然は有來り之外ニおるては格別にい惣而仲買之者自己之趣意を以て猥ニ仲買之騷敷義無之様可致い右之通從江戸表被爲 仰越い間三郷町中不洩様可相觸者也

享保十五年戊八月十三日

日向  
淡路

一 米相場建物讚岐米

一 十月 はしかハヤル

一 十月十六日 夜中井河の水を汲ム

誰いふともなく夜明なば水に毒ありとて大坂の市中家毎に我もくと井河の水を汲し事あり其時走帆が狂歌に

おこし廻るわけは知らねと人竝にほんの寐耳に水を汲けり



また岡本流水が狂歌に

夜のうちに人がおこせはおきのりとわけちら河の水は汲けり

右貳首の哥を書つけて鯛屋貞柳の方へ送りければまた貞柳の歌にわくとおけを杳冠におきてよめる  
わく説と思ひながらも家竝に先よのうちに汲て社おけ

一 堺ノ沖中に破戸を築

泉州堺の津は古來よりの大湊にて渡海の旅船此浦にあつまるといへ共猶も便り能らしめんとて戎島より三丁斗り沖中に長サ百廿間の石堤を疊ミ揚て西海の大浪を防しむ依之此地にたよる旅船風波の障りなくして益土地繁昌ス

一 七月十六日 三宅石庵没

續近世畸人傳云

石庵三宅氏名は正名字は實父萬年と號す平安の人なり寛文五年正月十九日に生る兄弟六人有しが中に弟觀瀾と此老殊に學を好む爲人沈靜儉簡にして英敏勇決稍長じて家産敗亡し宿債を返して残る金十片有先生弟に對していふ残る所纔也といへども又學を爲るに足ると兄弟案を竝べて寢食を忘るまかもいくほどなく十片の金盡たりしかバ兄弟手を携て東都に遊ぶ又おもふ所有て弟觀瀾を残して自は京に歸れりさるに其比讃岐に木邑某といふ人其名を慕ひて來りす、めて國に伴ひしかバかしこに客居せる事四年其後また浪花に來りて住ミ學風大に行れその聲海内に噪しく門弟子日に月に盛なりしかバ學生等浪華に學場を設んことをはかり關東へ訟しに先生の名

もとより 台聞に達しけれハ即其名をさして學場の地を賜ふ爰に於て先生を招請すといへども固辭していはく君子不重則不威われは布衣の賤夫也如何ぞ棟梁たらんと門弟子等いふ然らバ先生の節儉を學ふまじや棟梁の教授誰か染ざらん布衣を着て棟梁たらハ其徳いよゝ高かるべし化育の益大ならんと度々言を盡して勸るに辭することを得ず舉に應ずまかも纔に三年にして享保十五年七月十六日病に罹りて没す行年六十六河内神光寺に葬る生涯布衣より外は衣ヲ書ハ道勁正鋒にして妙也故に今に至りても人其隻字を得て至寶とすれども印信を用ることなし凡て質素を守る故也詩文はもとより國歌俳諧をも嗜れしかど皆意とせず門に來るものには只人道の理を責教學の趣を述てさらに他言をまじへず婦人は岡田氏にして二男二女を産す長文太郎二女ともに先生に先だちて死す末子才二郎名ハ正誼父の志を繼き業を受て讀書堂を守る 今の今橋の學場なり 觀瀾の弟惣十郎維祺號佩筆も東都に遊び水戸侯につかへて早世すとぞ



享保十六 辛亥

一 七月廿五日より津村御坊石築

惣役所の組々幟吹貫いづれも緞子縮緬金モウルの類ひ思ひくゝの花美を盡ス大工棟梁水口志摩日用頭さつ  
ま長兵衛音頭なけ宇兵衛わたノ甚兵衛同平七など金銀の采をとつて二の矢倉に上り是を勤む前代未聞の大羣集  
也

板本役所

一 綱引子供仕組狂言 廿人

立關役所

一 綱引廿人 女子供仕組踊 廿人

八日講役所

一 綱引廿人 女子とも仕組踊囃子方

菓子役所

一 綱引三十人 浴衣たばねのし子供狂言獅子舞曲だいこ

金物役所

一 綱引卅人 染ゆかた 下立付 七福神船遊び祇園囃子

七福神のかぶり物衣裳等今ニ毎年暑中金物役所ニ而蟲干あり……原本此

ノ所以上ノ書入レアリ……

膳所役所

一 綱引廿六人 狂言龍宮踊十五人 ひやうし方十人

金障子役所

一 綱引四十人 壬生狂言天人おどり

臺所役所

一 綱引四十人 染ゆかた 子供伶人舞出立十人 囃子方警固三十人

御勘定所

一 綱引廿五人 ゆかた柿染萌黄くまり袴 能狂言

一 五月 芝居ヒイキ幟の事

當年五月五日道頓堀竹本座三度巨國性爺合戦の初日天満竈員組より芝居の表へ初て幟を立しより今に至りてあ  
やつりかぶきヒイキ組より幟を送る事とは成りぬ近世ニては勸進相撲にも幟を立て景氣を賑はしうなせり

一 十月 豊竹若太夫受領ス

外題年鑑云 當九月卅日太夫本 勅許受領 越前少掾藤原重泰 祝義出語蓬萊山をつとむ  
今度天満ばし三右衛門といふ人初而幟壹本進上ス

一 十二月 米方年寄初ム 前年米相場之條ニくハシ



一 今年より 大坂町内へ穢多村の小便擔桶を辻々ニ置事赦さるゝ依之大坂出火之節火消方の助力を勤ムよし

一 十一月 道頓堀木戸茶屋株願上

乍恐以口上書御願奉申上候

一 私共仲間近年打續殊之外困窮仕渡世難仕迷惑至極仕い芝居等も不繁昌ニ付先年よりは木戸之步錢段々減シ漸島目貳三拾錢より十貳三錢ならてハ一日ニ割符不仕い尤明芝居は步壹錢も無御座い然は少々水茶屋商賣仕い得共時節柄茶吞等も無御座彌以及難儀ニ申いニ付何とぞ私共相應之儀御願申上度奉存いへ共外ニ存知寄も無御座いニ付乍恐私共拾貳人之者共へ茶屋株壹人ニ壹株宛被爲 下置い様ニ御願奉申上い哀御慈悲之上右之通被爲 聞召上私共願之通被爲 仰付被下い御慈悲難有仕合奉存い以上

盜賊御改方御用ニ罷出い

享保拾六年亥十一月十七日

木戸之者拾貳人

久寶寺屋新左衛門芝居付

平 兵 衛 印

同 源 兵 衛 印

竹田新四郎芝居付

又 右 衛 門 印

杉村屋彌七芝居付

小 兵 衛 印

同 喜 兵 衛 印

福永屋六三郎芝居付

佐 兵 衛 印

同 忠 兵 衛 印

竹田近江芝居付

德 兵 衛 印

伊藤信濃芝居付

長 兵 衛 印

豊竹越前芝居付

勘 兵 衛 印

同 七 兵 衛 印

錢屋清兵衛芝居付

藤 兵 衛 印

攝陽奇觀 卷之二十五ノ下 御奉行様



享保十七 壬子

一 正月八日より米相庭建物中國米

一 昨年八月堂島ニ於て米相庭商内御免許ありしより建物讃岐米なりしが當春より中國米ニ相改メ正米三拾七匁同帳合米三拾六匁五分より五匁六七分まで下落ス

一 四月 米仲買株札増ス 事ハ享保十五年ノ條ニ有

一 當秋諸國の作ものニウシカといふ蟲付ハニ付五穀實のらす九州路人民餓死する事夥しく依之將軍家より諸大名へ拜借仰付させらる京大坂共 御公儀様より御救米あり猶御仁政の御高札を建らる、大坂市中より施行差出ス町人名前は仁風一覽といへる大本二冊出板ス

一 今年西國四國中國五畿内邊迄も田作蟲附損亡ニ付御料御百性共夫食米被貸渡ハ然ハ蟲付之國々夥敷損亡之義ハ此上も來春麥作出來ハ迄之内難取續者も可有之哉蟲付ハ村々之内にも米穀金銀貯有之者身上相應ニ飢人共ハ合力致シ或ハ貸渡又は米穀金銀之貯は無之ハ得共平生之如く相應ニ暮シハ者は夫食不足之者同様ニ隨分勘畧致シ其餘慶を飢人ハ合力又は貸渡ハ旨何卒餓死之者無之様隨分可致介抱之事

一 損亡之國之内ニ而も所ニ寄蟲付ざる所ニ而其時食物不足ニ無之ハ此節は名主庄屋長百性を始メ小百性ニ至る迄損亡之村々同様ニ心得食物を減シ少シニ而も餘慶あらバ近郷之飢人ハ施シ又は貸付ハ旨其上ニも餘慶あらバ不貯置賣出すべし今年幸ひニ蟲附之災ハを遁いとて近國近郷之難義を見流シ平生之如く暮シ義は冥加之程を

も可恐事ニハ年之廻リニて豊年凶年有事なれば自然我村凶年之災ハニ逢ハ時は他村之合力を受ケ取續べし此度他を疎にしては我難義之節他村之合力疎畧なるべし大凶年には國々一同之持合になくは取續難義成故此處を能々心得名主庄屋長百性等致世話村中ニ而少宛も出シ合ハ、難義之村へ合力又は貸付様にも可成ハ聞名主庄屋長百性隨分可情出事

一 朝夕之食物さへ右之通りニハは況や酒饌麵類等費をすべからず惣而バ賣彌堅停止之事

右之通在々所々へ相觸合力救など仕ハ者有之は名主庄屋等隨分無油斷遂吟味其段後日ニ御代官并ニ支配所へ申出べき者也

子十二月

豊稼録

大藏永常著  
文化七庚午中冬出板

去蝗法

氣候變なる時は蝗有リ是を凶年といえり昔の飢饉を傳へ承るに飢死する者多かりしとなん其後蝗付て飢饉する事ありといへ共辱くも 御上より御手當有らせ給ひて御救ハの彌増に行届かせらる、に依而飢死する者なくなりぬ斯難有御代に生れあへる者たれか御仁徳を仰きよろこばざらんや茲に西國邊は油をそ、ぎ入て蝗災をまぬがる、事を凡五六十年以前より仕覺ハしによりたとへ皆無の不作にも三四歩取らざる事なく少しの蝗ありとも兼てより鯨油の手當を致し置ぬればやくもそ、ぎ去るにより半作にもなるべかりしハ七八歩の作になる事は試ミ覺へぬれハ享保としのごとき飢饉ハ此後はあるまじと老農の物語せられしを聞ぬ予去るとし北國へ往



しに蝗付て稻多く損ずるを見るにつけ其邊りの農夫にむかひていふなど油をそぎて去らざるやといえり其事はいまた知らしと答き是より東國北國の人に逢ふ毎に油を用ひて蝗を去る事を語るに或はあらず又は聞共いまだ其術を知らずといふこゝにおゐて此術のいまだ東北の國に及ばざる事を知れり予按るに今専ら諸國に産物をこしらへ給ひ國に益あらん事を御めぐみ思召事あらせらるゝといえども蝗災を除くの仕法を御下々におしへさせ給ひて猶も疑心あらん時は村長たるべき人を畿内及び西國迄つかはされて見聞仰付られなばおのづから此法を用ゆるやうに成へし愚なるは令する所に従がはずして好むところにあたがふといえることわざもあれい少しの費は厭せられず此事を行へせ給へど是程の國益は有まじ依て此書を著しいまだ此事のなき國人にあらしむる也既に肥後國には蝗を去ル手當として毎春鯨油を五嶋平戸より四斗入の樽にて貳千挺ツ、買入たまひ村々田高に應じ割渡しと成り蝗付たると見る時は早く其油をそぎて去る事也一時にてもはやけれい少シの油にて廣がらずして忽ち失ぬるによつて前かどより手當ありとぞ蝗付ざる時は自家の燈し料とするに第一下直にて明りよしと皆人よろこびぬるとなん如此顯然たる事なれい晨を司どる人早くも此術を解し給ひて民の患を救ひ給はん事を願ふ夫平帝は錢を以て蝗を買大宗は稻を喰ひて害をなさんより我肉をくらへと蝗を取て吞給ひ出帝は粟に易へ給ひし事をおもひ給へ

蝗の品類

蝗に數生あり螟螽蚤蝻を都て蝗といへりいなごの類なり心をくらふをくき蟲といえり是螟なるべし葉をくらふを葉蟲と云是螽也西國にては俗に實盛むしと唱へいなごに似て小なり横にありき青色にして首は甲を着し

たる如し稻葉を喰ひて大いにがらす又燈火と鐘鼓を畏る根蟲は赤色にして木綿むしのごとく翅なし長サ四五歩ありて馬蛭のごとし稻葉の根より喰のほりてくらへは其實秕となる是第一の害也濕氣より生ずこれ蚤なるべし又粉糠蟲といひ水ぎひより莖を喰ひきる蟲あり多葉粉蟲のごとく翅なし粟稗にも多く付て甚害をなすといへり畿内邊にて小金蟲と號し壹歩位にして甲に光りある羽蟲あつて晝ハ稻株に手まりのごとく集り夜るは散て稻株を喰ひて害をなす也都而稻に付蟲をうんかといへる國あり又こぬか蟲といえるをうんかと唱る國所あり其國其所にて名かわり又かわりたる蝗も有べし畿内にてはいもちといへる蝗を大いに患ふ稻のふしを食ひて害をなす事最甚し

蝗おくりの説

漢土の書にも投火と號し蝗送りの事見えたり日本にてハ空也上人尊き御身ながら農夫日々鋤鋤にかくるところの蟲幾許ならんと一ヶ月に六齋夜ツ、農人を多ク集しめ松明を燈させ太鼓を打せ自ら鉦を鳴して拍子どり給ひ大聲に念佛を申させて田畑の畦を行しめて死亡の蟲を吊らへせ給ひしにより世に六齋念佛始りしとなん其後蟲送りなど初しと見えたり思慮に夜の蟲の人聲に羣れ燈火に集り焼れて死するによりいつしかめつたに鉦太鼓をならす事を始めし成へしされども羽なき蟲は飛事あたはざれば燈火にて去るの理なし爰をもて察すべし西國にても蝗を去ルには餘の術なくかく仕來れるに前文にいふごとく近世は鯨油をそぎ去ることを覺へしゆへい少しの蝗付たり共頼而去ることゝは成りぬ只此術を仕なれざるうちは油をそぎ去れい癖になりて年毎に蟲湧など、雜説をまうくる事あり大きな誤なり油を入たる田は秋まさりして收米多し魚油の田のこやしになる事ハ  
ほしかにもまさる功あり



和漢太平廣記云 畿外ノ民 蝗ヲ追トキ。呼曰去去實盛ト。問之乃言齋藤實盛北州ニ死化メ此蟲トナルト。中華人亦云蝗蟲ハ戰士冤魂ノ化スル所ナリト。不知其所據焉。

享保十八 癸丑

- 一 三月廿三日 大雨大冰フル
- 一 五月十四日より平野町神明正遷宮  
日々にあふくも高き宮はしら又あらた也諸願成就
- 一 六七月頃 諸國一統風邪ハヤル
- 一 六月 道頓堀火芝居茶屋不殘焼ル
- 一 十二月十四日夜大坂御城内怪異  
御城内薪鹽藏普請小屋ニ桶師治兵衛と申者の疊之上に

貞柳

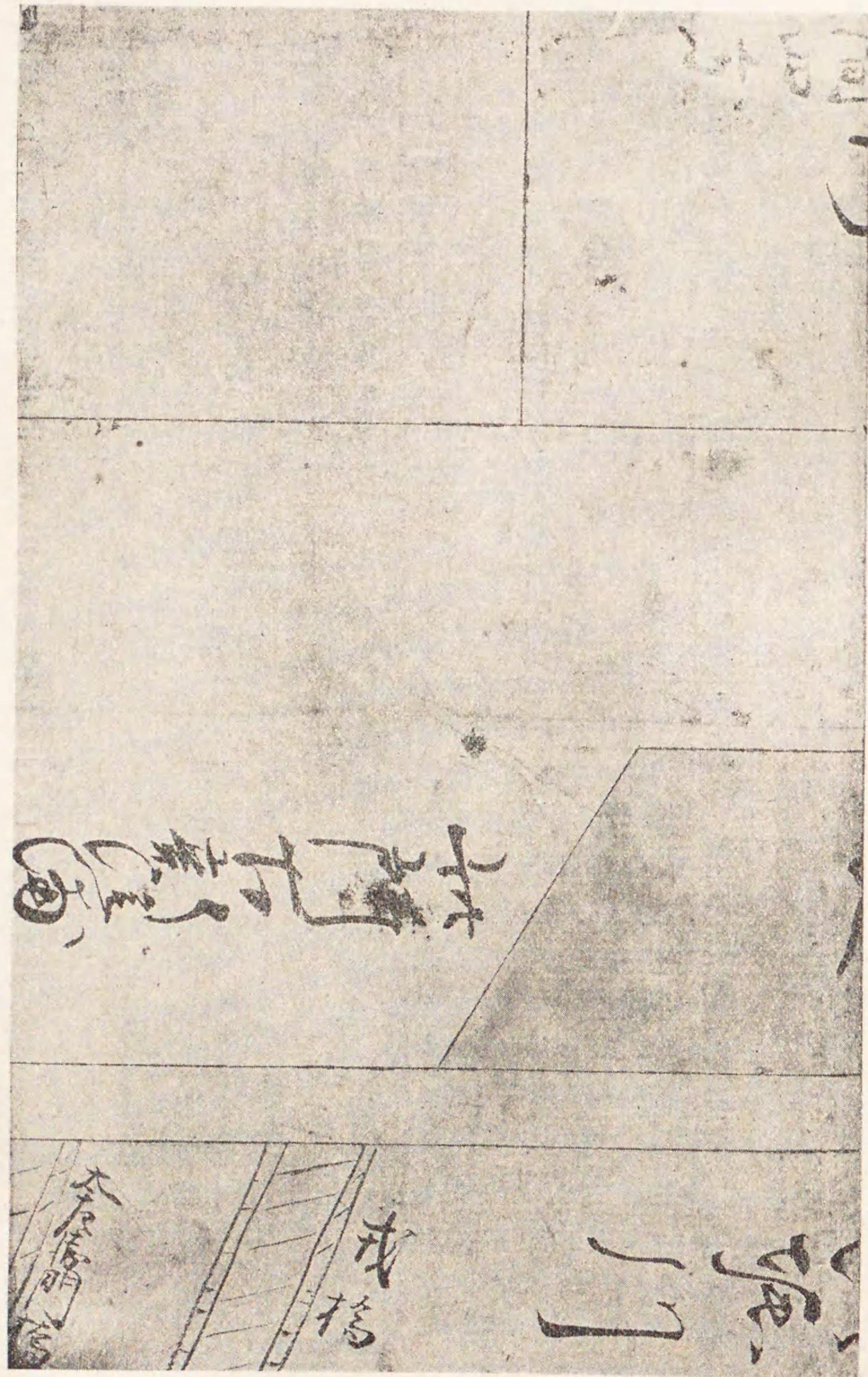
了式典

如此文字書付在之其外奥の間に浪にうさぎの  
盃壹末廣金之扇子一本小鮎壹枚箱の上に在之  
い前日ニ人足共給ひ膳椀給捨ひ所不殘洗ひ膳  
立いたし椀之内ニ芋切入置在之よし

〔編者曰ク原本此ノ所壹行空白〕

- 一 二月 豊竹座芝居へ要太夫初て出座ニ付芝居の表に初て進物を銚ル







享保十九 甲寅 百二十年

〔編者曰ク原本「百二十年」ノ四字朱書〕

一 御城代 稻葉佐渡守殿

一同 太田備中守殿

一 三月廿一日 湊川ニ於て楠氏四百年忌

一 下寺町遊行寺に芭蕉翁碑立

表題 芭蕉翁墓 黄檗供山筆

背文 曼情詠語

滋野井中納言公澄卿の墨跡

相如俳文

鈔辭奇句 銘は豊前小倉醫師香月牛山撰ス

思入風雲

一 八月十五日 鯛屋貞柳死

南御堂前雛屋町ニ住居し菓子を製して業とす鯛屋山城掾と號ス

雄徳山玉雲齋信海法印の門に入て夷曲の名高

し 法號釋乘信 行年八十一歳

辭世

百るても同じ浮世に同じ花月はまん丸雪は白妙

方壺 真人

南都

表

松井和泉製 大墨圖

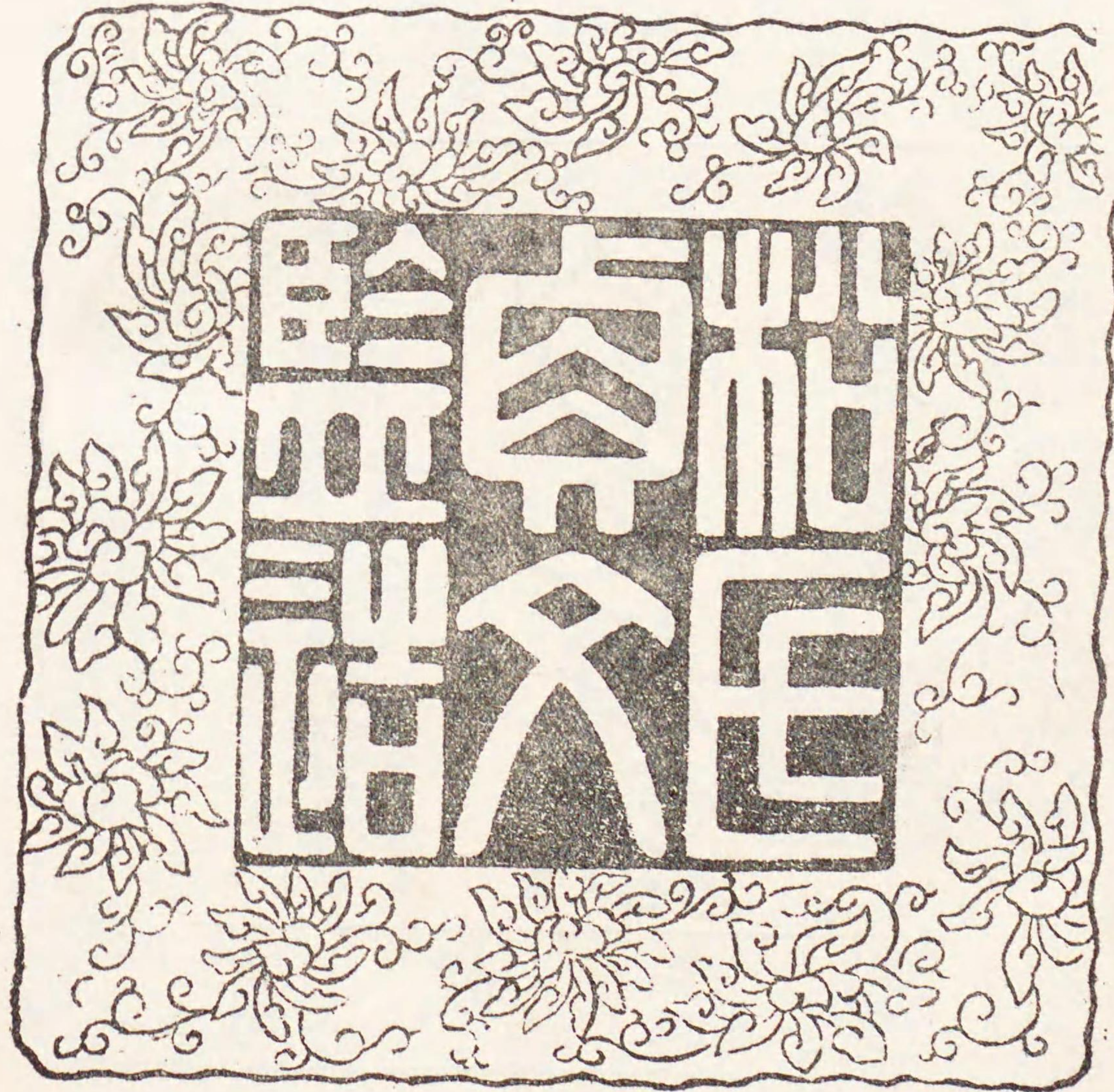




堅壹尺四寸  
厚貳寸五分

横壹尺二寸  
重二十斤余

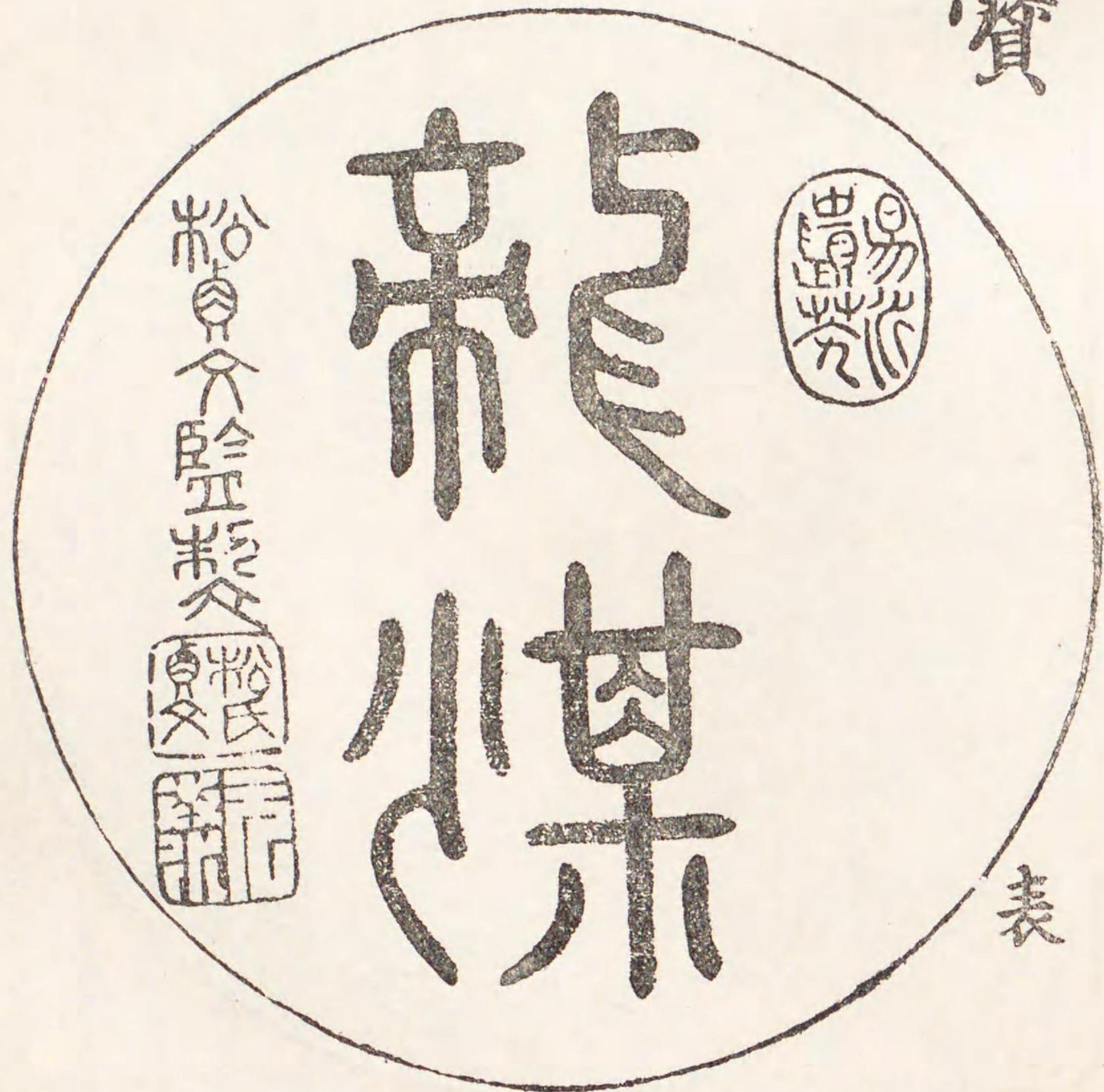
裏



三

# 大玄鴻寶

南部、松井  
和泉といふ  
仲野所乃  
大玄、松井  
上つゝ  
御上覧の  
旨あり  
高純と



表

三



月  
 十  
 甲  
 乙  
 丙  
 丁  
 戊  
 己  
 庚  
 辛  
 壬  
 癸

徑壹尺四寸  
 厚貳寸五分  
 圍尺八寸  
 重二十斤余



ある時南都松井和泉といへる油煙所の

大形の墨を 大内に上りしよしを聞て

月ならて雲の上まですみのほるこれはいかなるゆゑなるらん

此され哥雲井へ聞えければゆゑん齋と

號を賜ふ

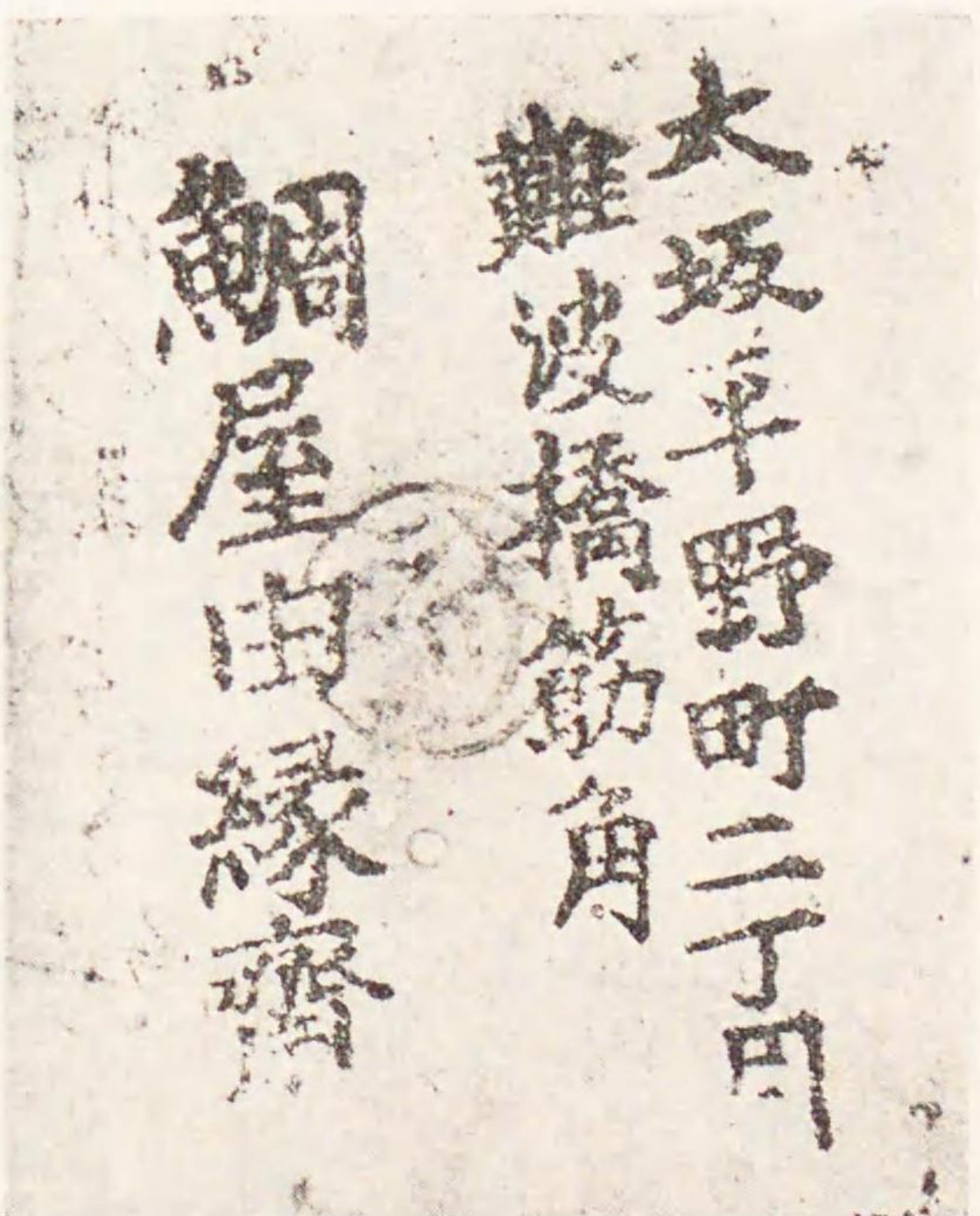
七十にあまりて後の油煙齋彌陀の淨土をすみところとて

また由縁齋とも書り狂歌之家集あまたありて秀逸ハ世人の口碎に残り此卷中にも數首出したれば爰ニ畧ス  
 由縁齋永田貞柳狂歌一枚起證

もろこし日の本の詩歌の達人の沙汰志給ふ六儀の中にもあらず又學文をして飛花落葉を觀しツ、よめる狂哥にもあらず雪のあした花のゆふへにもさひしき下戸の爲に一首をつふやきぬれうたかひなく興を催し底意は正道にいれんと思ひとりて箔の小袖に繩帶たる姿により出る外に別のならひいへすた、し三鳥三種とまうすとは古今集の上にてのことにていもし他をそしるの落首を讀いハ、和歌三神の御罰を蒙り信海法印半井卜養二仙のをしえにはつれ本意に背きいへし狂哥をよむ人はたとひ廿一代集をそらんす共一文不知のひやうきんらしく口すさみて尼入道無智の輩の耳をもよろこひしめ故事連歌のふりをせすしてた、一向に道歌を宗とすへし



鯛屋の子孫今に菓子を製して業とし平野町ニ在り



我宿は御堂の前の菓子所

油煙齋とも人はいふなり

狂歌絲の錦ニ 貞翁ハ代々唐物町に家つくりしか近比高津に移居給ひしを 則元 太山

歌よみか唐物町ハ堅しとて高津の月を見果ぬる哉

同書ニ 叟一號放曠といへりしを 早崎 含章

鯉や鯛に乗ル仙術も限あり昔の琴高今の放曠

同書ニ 由縁齋翁名も高津の宮の邊にかりの住居せしも男山の昔語となんなりにけり詞の花の うつれはかはらやの烟と消し主を悼ば我身ひとつの秋の最中の日ならし 雪縁齋 一好

名ばかりは残る難波の里芋の月こそ友よ西へゆく人 柳翁は高津の邊にて没し給ふこと明らか也

一 正月 豊竹座正面の床を横へ直ス 享保十三年竹本座之條ニ委シ

一 二月 竹本政太夫義太夫と改名

狂歌絲の錦ニ

竹本政太夫義太夫に成ける時

百子

聲も節も政に親仁とはやされて竹のふたよをつき太夫哉

政太夫は音曲に妙あるのみならず和哥を好み或人自筆の和哥を所藏す書もまた拙なからし

秋の七種の草をたいして乞巧奠につたなきことの葉をさゝけてかくなん

文 嘯

瞿 麥

天の川長き契りの秋待て星に手向のやまとなてしこ

女郎花

久堅のあまの河邊の女郎花下行水の色しふかめて

蘭

幾秋のゆかりの色の藤はかまけふうちとくる星合の空

尾 花



天の川逢瀬の浪の花す、きほに出そめてまねきやハする

朝 貞

七夕の今へたいかに朝貞もそのきぬの心してさけ

葛

明行は袂露けき葛のはのうらみてかへる天の川なみ

萩

織女は五百機たて、いと萩の花色ころもかさねきつらし

一 三月 島之内三津八幡正遷宮造りもの多シ

一 十月廿二日 大坂津村御坊御遷佛

攝州大坂本願寺御堂御普請定録

御本寺御大工頭梁

水 口 志 摩

同 若 狭

仕手頭梁 寺 村 甚 兵 衛

組 頭 泉 屋 次 兵 衛

木 津 屋 次 兵 衛

彫物師 め う か 屋 清 七

大坂日用頭

さ つ ま 長 兵 衛

草 花 平 四 郎

中 川 理 兵 衛

岸 上 五 兵 衛

抑我朝の宗門多き中に御開山上人の御由來を尋奉るに 人皇八十代高倉院の御時承安三年癸巳の年に御誕生あり氏は藤原氏にて天津兒屋根尊の御末和州多武峯談山權現より十八代御室戸ノ大臣有憲卿の御子御母君は八幡太郎義家の御嫡子對馬守義親の御息女也御年廿九歳の御時六角堂救世觀世音菩薩の御夢想によつて法然上人の御門人と成り給ひ他力眞宗の新門に入てより此二宗を弘め給ひ繁榮殊にいふはかりなし

一 此度攝州大坂御堂御普請の次第是に委細を志す也

一 御本堂高サ十四間半けた行十九間おく行十七間さて廣ゑん角柱大サ貳尺下陣中柱貳尺二寸内陣下陣丸柱大サ貳尺丸數數は七拾六本内四拾本はけやき木地残り三十六本は惣金にて極彩色扱下椽<sup>(縁)</sup>ニタ手上ゑん三手にて大垂木二通ニまやうすみばくの彫物也向拜うつばり菊の唐草彫付てはなはあうんの象の鼻中のかへる股雲水の龍兩面彫り扱たばさみは菊とかやうのかごほり也升の鋸りは品々の模様どり又廣椽大梁り長サ五間はなれにて幅は三尺數八まい内貳枚は内陣とこまへ極彩色残り六枚けやきの木地其外のうつばりどもは長サ四間半四間三間貳間をこめて數七拾二枚也内三十枚は金銀の極彩色残り四十貳枚はけやきの木地うへに備へるかへる股其數よめバ七十枚みな彫物つくし是も廿二は木地ほりもの残り四十八枚は極彩色扱さまほり物數は九枚



牡丹の立木惣金なり其外品々數多けれど荒増爰に書あるす扱枳形の數は大小かけて二千五百餘又垂木の數は八十八本扱化粧垂木千九百五十本柱の石數百八ツ瓦の數丸平共に廿萬八百餘志、口大棟ニツ小棟十六合テ十八鬼も十八いとやさしいと世話に申ハ此事にハ

御遷佛行列次第

(列)

行

奉

行

回

回

回

回

回

回

回

回

回

行

奉

行

餘

閉

衆

内

陣

院

家

堂

達

同

小

結

從

僧

龜山  
本德寺様

同

同

侍衆

京樂人 十八

小結 八人

同

居篋

上童子

同

華籠

中童子

同

大御所様



同  
同  
同  
同  
同  
同  
同

從僧 御近從 同 侍衆 同 同 同 同

坊官

同

行列  
奉行

天王寺  
樂人十八

同  
同  
同  
同  
同  
同  
同

同  
同  
同

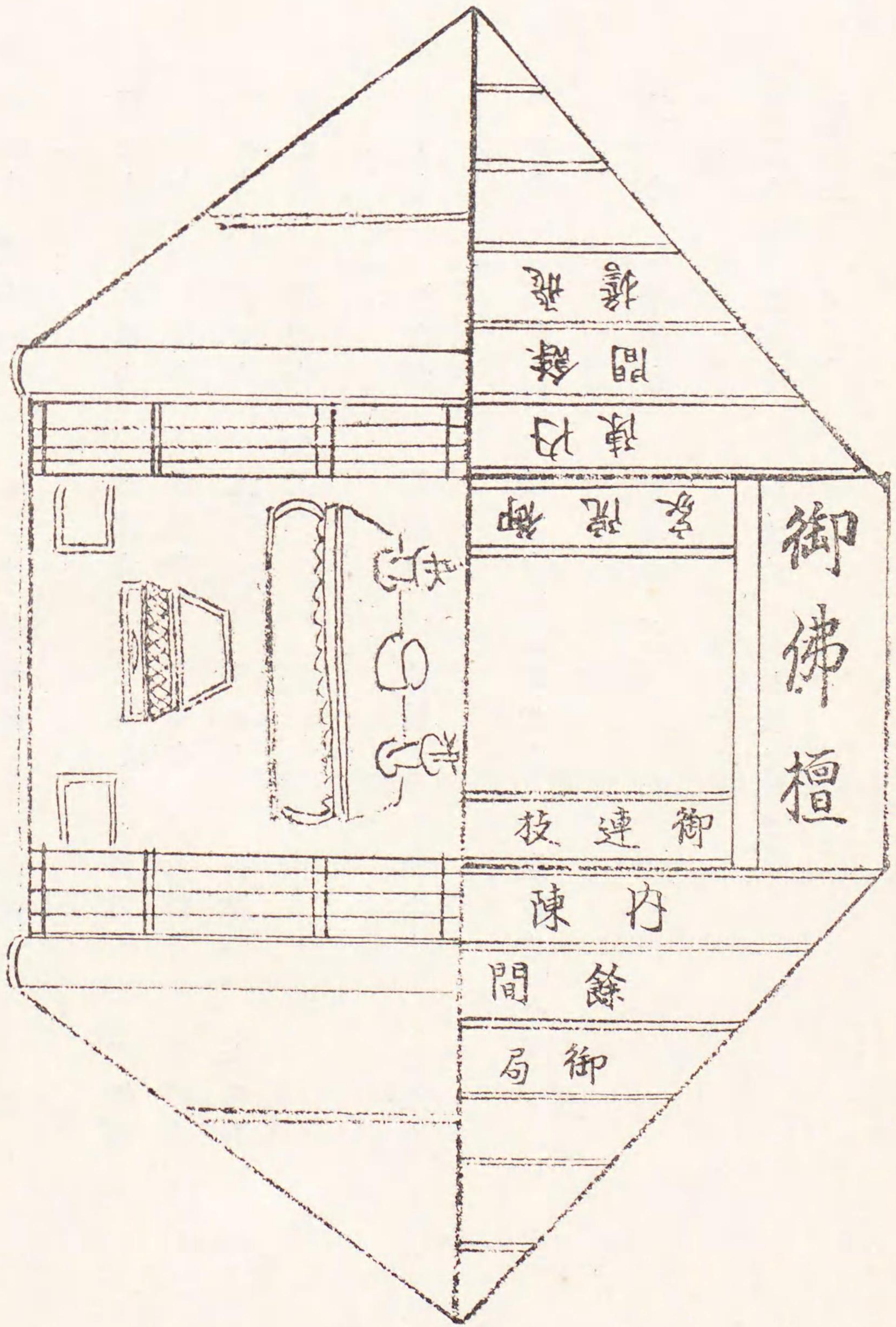
小結 同 中童子 御近從 從僧 御近從 同

坊官









堂達 列座 堂達  
 廿人 四人

大番 四人  
 和後 十人

圍箱 五十人  
 加衣袋

物持 千五百  
 余

大坂 講中座  
 大坂 講中座

大坂 講中座  
 大坂 講中座



毫攝寺 超光寺 記明寺 常源寺 正念寺 慈明寺  
 常見寺 勝光寺 淨誓寺 大恩寺 〆十人  
 合五十八ヶ寺

大坂之分

廣教寺	超願寺	定專坊	淨光寺	淨照坊	願泉寺
圓光寺	定專坊 少將	淨照坊 中將	蓮光寺	尊光寺	寶專寺
願宗寺	丁安寺	蓮生寺	長光寺	淨國寺	淨久寺
覺圓寺	光宗寺	淨國寺 宰將	丁安寺 式部卿	寶專寺 侍從	〆廿三人
惣合八拾一ヶ寺					
右之内	院内 廿七ヶ寺	餘間 五十四ヶ寺			

一 彫物師めうが屋清七名譽

享保の頃めうが屋清七といふ名譽の彫物師あり往古の左り甚五郎にも劣らじとて諸人彼が細工を賞美スまた草花平四郎といふめうが屋に劣らぬ名人にていづれも此度御堂造營の彫物師也或とき草花平四郎めうが屋と細工の甲乙を競んとて兩人いつ何日迄に彫物に精神をこらし勝劣を定んと約し平四郎は其日より細工に掛り原來草花平四郎と呼びて草花に妙あれハ牡丹の花を製するに約束の日限來るを足らずとすまためうが屋清七は人物

鳥獸に妙を得たれハ何成り共生類を製すべしと約しながら原來大酒を好ム癖ありて日夜酒に酔伏さらに彫刻せず程なく約束の日に成ぬれハ少時細工場に入て何やらん製シさらハ勝劣を競とて其席に至りて見れば待まうけたる平四郎ハ件の牡丹花を見事に鋳り立ていとほこりに座ス其時見物の人々めうが屋はいかなる彫物をやなしけんとする處に懷より鼠の細工ものを出してかの牡丹のかたはらにそと置たり見物案に相違してみなく不興氣に相見え細工は草花平四郎こそ勝りたりと一同にどよめく折から一間より飼猫走り出て平四郎が牡丹の花下には眠らずしてめうが屋が鼠を引くわへてかけ入たり見物の人々是を見て心なき畜類の眼に生身と見ゆる鼠の細工こそ勝りたりとて其日はめうが屋の勝と成たり程經てよくく聞ハめうが屋の鼠は鯉節を以てこしらへたるゆへ飼猫の引たり此席へ猫を出せしもめうが屋が密計にして細工の甲乙よりは才智はるかに勝れりとて諸人感じぬ



享保廿乙卯

一 初夏の頃 病犬呪咀の歌

大坂市中犬に蟲病ひつき諸人に喰ひ付キ嚙れたる者かならず死するとして呪咀の歌を書つけ所持すれば其難を遁るゝといひふらす

西の海石の清水をはるゝれは道なき犬の何をくらへん

一 六月廿一日夜五ツ時淀川筋洪水

水亡村邑細圖家藏 私領御地頭

妙法院御門跡

今出川大納言殿

大久保出羽守殿

永井伊賀守殿

永井采女殿

永井大藏殿

片桐帶刀殿

一切所 出口村

濱村 崩レ

野田村 蕪切リ

一 七月 米市株札増ス 十五年ノ條ニ著ス

一 八月 由縁齋貞柳一周忌狂歌机の塵出板

一子

永

田

貞

竹

まる一年絶て便りはなけれ共こゝを去る事遠からぬけな

謝氏か弟嫁のとら違へし程にはあらねとうしる姿

兄貞柳に似たくくと人もいひ我もさおもひぬ

紀海音堂貞峩

月やあらん影や去年のかけほうし有よと思へは我身成けり

岡本流水

狂歌にて笑ひしことを歎けとて丸い月夜は物おもへする

芥川貞佐

ほんにく難波の浦の名人の哥かくれ行老をしそ思ふ

一 十一月 二代目竹本義太夫受領

勅許受領

竹本上總少掾藤原喜教

元文二巳正月

播磨少掾ニ變名ス 今度受領の祝義ニ進物を芝居の表ニ鋸り初ム

一 當冬顔見世より 大手連中開發

上町追手筋河内屋孫兵衛大和屋八郎兵衛といふ兩人より初る故ニ大手連と號く



△享保年閒

一平知章墓

石表立  
監物 太郎墓

矢田郡尻池村の邊にあり享保中並河氏攝津志編集の時こゝに巡行し父に代つて討死を給ふ平知章卿の美名を賞しまた主君眼前の敵を討て共に討死して新中納言知盛卿を扶し壽永のむかしの忠孝を嘆せしめんが爲その古墳の邊に石表を建

前武藏刺史平知章墓 上街道の南側ニ有

監物 太郎 賴 方墓 知章墓の北街道の側畑の中ニ有

一 薩摩國より甘諸來ル

味ひ美にして其性よろし諸國に植て賞翫ス畿内にて琉球いもと云東國にてさつまいもといふ肥前にてからいもといふ又長崎にてりうきういもてうせんいもと稱する物あり是は別種にして蕃薯なり

一 本庄村觀音寺再興 禪宗黃檗派

〔編者曰ク原本此ノ所壹行空白〕

一 手車うり

近世畸人傳云 手車翁

享保のはじめ京に手車といふものをうる翁あり絲もてまはして是は誰かのじやといへはこれはおれかのしやと答て童べ買てもてあそぶされハ此人いでくれバ童つどひて喜ふことなりし後はまた難波に往て賣こと京のごとくして終にとある家の軒の下に端坐して死す傍に小き卒都婆を建て

小車のめくりくゝて今こゝにたてたるそとハこれハおれかのしやと書付たりいかなる人の世を翫ひてかゝりけんとその時をしる人かたりぬ

享保廿一年辰三月豊竹座の新淨瑠璃 和田合戦女舞鶴第二齣鶴ヶ岡の條に此手車うりを取組たりこれらにても其奇とせしことを知るべし

一 住吉正印殿の庭笠松枯るゝ

正印殿は社務の屋敷の内也庭は津守國基の好める所也尤舊シ池あり國基の植をかれし松樹枝葉榮へ笠松と名付侍りしか享保の初つかた大風にいたみ枯けるよし卯の日詣ニ記ス今も安立町北の口難波屋の松を笠松といひて同名あり混べからず

一 金銀利足引下ケ之事

世中に金銀の利足ほど恐しき物はなし唐土にも息といひて秦漢の時より記録にも載て司馬遷といふ學者史記數十卷を著して貨殖傳を作りて利のすさまじき事をいへり享保中大坂家質の利足貴かりしかバ 御公儀より被仰出惣じて金銀の利足銀下直ニ致シ貧民難義不仕様ことの御事也就中家質の利足は銀壹貫目ニ付五匁以下たるべ



きよし御觸流シ有之を大坂にては五歩さけといひて髪の鬚目を常の結目よりは五歩斗り下へさけて是を五歩さけの髪として其頃流行たり其後元文中に至りて凡家質銀壹貫目ニ付一ヶ月ニ三匁五分より四匁迄大體常法の様ニ成り來り質屋利足は壹貫目ニ付一ヶ月廿日ツ、併シ平日に大分之取引する方へは壹貫目ニ付拾五匁宛と定めて質札なしに通ひ付としこれを通ひ得意といひて質屋にも大切ニする事也其外素銀は凡壹貫目ニ付一ヶ月拾匁十一貳匁位ニ而借り主慥成方へは壹貫目ニ付七八匁位ニ而貸事也格別ニ利足の高直なるは都而色町女郎を抱置て商賣に致スもの、借る金ニ越たるはなし此滞り銀を崩しと呼ぶたとへハ銀壹貫目借ひ時其銀壹貫目を十月切ニ返済と相極メ約束之上一ヶ月の利足三拾匁ツ、と相定メ預り證文ニ合銀壹貫三百目と書記シ置毎月晦日毎ニ銀百卅匁ツ、十ヶ月二十度ニ請取事也せんぐりその晦日毎ニ銀百三拾匁宛を貸付にするゆへ年中ニては餘程の高利ニ當ル也まかも借主壹人にては萬一滞り 御公儀へ訴へ申時貸方の不勝手也とて加判の人数或は五人三人連判にして證文の文言には右の銀子此連判之者何人々々中へ借用申所實正也連判之者共之内他國致ひ歎又は如何様之差支有之ハ共相殘る者共より急度返済可申との趣ニ書きた、め判形致ス事也箇様之銀子を借る者色町ニ甚多したとへ當分は能返済すれ共後々は返辨難成滞るものなれ共此銀子を貸す者眼前ニ利分多き事ゆへ實曆中ニ至りては大坂色町ニ此崩シ銀を借ル者多しまかも證文には銀目ニ而書記すといへ共實は金子にて渡シ壹兩ニ付七八分程ツ、相場より高く仕掛て銀高ニ盛上るゆへ何百兩の價を何十何貫何百目と定めて其銀高に十ヶ月の利足銀を亦々盛掛て合銀何十何貫何百目と證文には書て毎月晦日毎二十分一を受取り十ヶ月に滿たる時に皆濟として證文を借主方へ戻ス事也色町の商賣ならで箇様なる高利を計つて渡世を相應ニ致ス事外々の商人にて

は決而ならぬ事也と算用知りの人は申たり

一 高津社地宮座公事

當社は往古より神職といふ者なく宮座衆といひて此邊の町人百性十人斗り皆々八兵衛太郎兵衛などいふ俗稱ニ而神事にハ裝束を付て祓を勤る事古來よりの例也然るに享保中宮座の内何某といふもの吉田家の弟子と成り高津因幡守と呼びて社地の事を司るゆへ相殘る宮座の者共立腹して江戸表へ右之趣御訴訟奉申上御吟味のうへ因幡守は宮座の列を除かれたり

一 關取 濡紙長五郎の話

武攝雙蝶祕録ニ云

上州沼田城主土岐丹後守殿 享保中大坂 御城代也 江戸家來岩村長右衛門といふもの故あつて浪人して城州八幡に蟄居し都倉與惣兵衛と改名して手跡の指南を業とす其子長五郎生得角力を好み同所荒石斧右衛門といふ角力取の養子と相成り荒石長五郎と名乗りけり 八幡の荒石斧右衛門ハ其頃 角力仲間の親仁分のよし 此長五郎ハ若氣の血氣に喧嘩口論を好み平常に紙を水にて浸し頭を手拭にて捲く尤これ用意の宜き也濡たる紙は刃物とても通る事なし異國にては紙具足として水にて數枚の紙を身に張りけるよし此利を以て長五郎も常に濡帔を額にあつる故に荒石といふ名乗はあれ共諸人ぬれかみくゝとぞ呼びける 濡髪にあらず ぬれ紙也 土岐丹後守殿大坂御城代の節濡紙長五郎難波裏にて服部惣左衛門といへる侍と喧嘩をなしつるに右惣左衛門を殺して親里八幡に身を潛みけれども天網遁れがたく入牢に及ぶこれ享保中の事也しを寛延二年巳七月竹本座のあやつりにて雙蝶々曲輪日記といふ戯文に取組たり



故駒長吉の傳は南水雜志一之卷島之内小野屋かうやくの條ニ著す  
相撲大全ニ攝津國出產名高き關取の部に濡髮といふ名乗も見えたれともこれハ別人也長五郎角力の名乗は  
荒石といへり

一 御城代 松平伊豆守殿享保中御在坂之節 大坂御城内之法令并三郷町中の御下知御條目を御  
定メ有之後世之龜鑑とす

一 大坂家質證文之事  
往古は大坂三郷家質之義家質證文を賣券狀ニまた、め家主置主并五人組判形して相濟來ハ所享保年中町御奉行  
鈴木飛彈守殿北條安房守殿御評定有之賣券狀ニては紛敷思召され證文之文言御作り有て其時より家質證文初り  
たり文言は安房守殿御作りのよし

家質證文之事

一 何町何丁目何屋誰家屋敷表口何間裏行何間但シ何軒役東隣ハ何屋誰西隣ハ誰此家屋敷來ル何之年何月迄  
銀子何貫目家質ニ差入右之銀子體ニ請取申所實正也然ル上ハ家質利銀壹ケ月何拾匁宛毎月無滯相渡公役  
町役此方より相勤可申ハ萬一滯儀ハ家屋敷致帳切無異儀相渡可申ハ爲後日連判證文如件

年號月日	家質置主	誰	印
	五人組	誰	印
年	寄	誰	印

何屋誰殿

一 尼ヶ崎名産鳥貝を賞翫ス  
二三十年以前元祿の比までは此貝且てなかりしが享保の末より尼ヶ崎の海中に生ジ諸人賞翫するといハ共貴人  
は喰ハず一名千鳥貝共いふ化してカイツブリニ成とぞ  
鳥貝は伊勢浦より多く出て其色白キに黒ミを付る事勢州の浦人妙を得たり文化の頃より大坂九條島ニてこ  
の色付をなす事を覺たり

〔編者曰ク原本此ノ所三行空白〕

一 享保中 新町相撲 年不知

九月廿六日より十日ケ間

相撲名代

村山藤九郎

今出川團十郎

石山善兵衛

霧浪平十郎

一 廓中妓家夜見世之事

新町女郎の夜見世萬治寛文の頃までは三月一日より十月晦日限りにて霜月一日より翌年二月晦日迄夜見せなし  
十月廿日より同晦日迄年中夜見世おまひとて繁花也しとぞ正二月の夜店は毎年極月に願へり然るに延寶三年許  
命によつて元日より十月晦日迄夜見せ相續き霜月一日より極月晦日迄は晝斗りにて暮より大門關了ぬ今のごと  
く年中夜店と成しは享保九年大坂大火後 許命を蒙れり

攝陽 奇觀 卷之二十五ノ下









むかしハ廓へかよふ騒客人目をまのひて編笠をかふりまたは羽折などをかぶれり  
鳥部山の唱歌にハ羽折かついで茶屋そめきふたせの玉に見付られ



鳥原一目千軒に云  
昔は嶋原へかよふ人編笠を着て行けるにより  
中頃丹波口には是をかしける今は漸一軒あり此  
あみがさに焼印有去によつて焼印かさ共いふ  
今を着て此里へ通ふ人聞侍らず

難波鑑に 若きものは衣紋ひきつくろひ編笠をかふり羽折をかづきて忍ふ姿もいとおかし

一 廓中 限りの太鼓局炭火之事

新町限りの太鼓は寛延の末迄は亥ノ上刻を以て限りの太鼓打たりしに夜に増シ日に益シ繁昌と成自然と深更にうつりいつとなく亥ノ下刻子の上刻とは成行ぬ往古は霜月朔日より極月晦日迄は晝店斗りにて夜店なし故ニ暮に限りの太鼓をうち大門娼家委(悉)く行燈を取入れ門戸を止め局には火鉢を置寒夜を凌ぎしに客來りて歸る事を忘るゝに依て其人を追出せとの知らせに鉦(ドラ)を打此時入込(ド)し客残らす歸る是を限りといふ享保大火後火の用心惡きとて炭火を禁じらるゝ瓢箪町は頭町なるゆへ當町より限りの太鼓を打初め其音を聞傳へて餘町追々限りの刻限を告る是を太鼓と斗り唱へ半(ナカ)と呼ぶは夜半也との略語也

活玉集 新町炭火 貞伸

炭火そとみな車屋の表にはあゝの數々立よりてみる

…原本前頁ノ

插图ノ上ニ右ノ通りノ書入レアリ…



幸藏ニ云 頭巾

甚哉わが衰たる事そのかゝは隠し／＼にかぶりても我身も有まじき事のやうに思ひ人も諫めつるに此頃は人もゆるし我もをいはれてかぶれるぞいとかなしき冬編笠に夏頭巾は世にをこがましき事にいへどやゝもすれハ夏もかぶりて持病まじなふぞ詮方なき此わが述懐はどもこも頭巾のどもこもせよ浮世狂ひの若殿原の寒さの外にかふるこそ一方ならずおかしけれ世を忍路のほあて頭巾ひしき物には袖をして蓆の宿にもすみ頭巾逢夜や心丸頭巾別れを急ぐ鳥の聲こそつらくけれ露は袂にをかざき頭巾情をになふもつかう頭巾今やうの事ながら縁につるれハ唐の物くふ隠元頭巾不思議にあふや奇特頭巾賤山がつのむくつけきも心を亂だす苦くそ頭巾思ひの淵にあこがれてはかなく身をも投頭巾こそいと哀れには侍るものなればけが頭巾は戀か寒さか

花の顔のほあてかかくす八重霞

寒風防得ウル一團絹 若輩任心テニルニシ被無由 病氣狂言躍場外

貴人頭上ハズ不曾テトカヌ尤

〔編者曰ク原本此ノ所七行空白〕

一 新町 繪屋あづまの話

享保元文の頃繪屋の抱吾妻といへる妓は異風を好み髪は島田に蒔畫の梳櫛をさし紙子仕立の衣裳を着して雛妓に書籍を持せたり都而の行狀推て知るべし

一 佐渡島勘右衛門富士の暖簾の事



佐渡島町東口より壹丁目之辻西北角より二ヶ所目の家 今大坂屋 東となり 佐渡島勘右衛門 みをつく  
三兵衛 とす 住宅の地也家代々暖簾に富士の山を畫きありしゆへに誰かいひ初しや終に富士屋  
と家號ニ呼ひならへせり 然とも町にては佐渡島 勘右衛門と申せし也 正徳の末享保の始めのころにや當家斷たり

一 大内烟艸之事

佐渡島町二丁目北横町ニたばこ屋源七といふ者瓢箪町貳丁目辻の邊に小店を構へて匂入のたばこを商ふ元來葉色よく金線縷のごとくなるゆへ世人大内煙艸と呼びて其ころ發行す大坂中大内たばこの權輿也享保の末元文の初まで當所に住居せしが諸方に大内たばこを賣やうに成し故にや廓中を退きて其後の住宅を知らずとぞ

近松氏の戯文嫗山姥に坂田藏人時行なる者たばこ屋源七と呼びて岩倉大納言の館へ來る文段世俗よく知り此源七といへるは大内たばこの源七を取組しと見えて其頃名高かりしを思ひやるべしまた萩野屋の八重桐といふ番子姿の傾城は若女形の名人萩野八重桐の名を假借せしならん

一 六月 俄といふもの始ル事

委しく南水雜誌ニ著ス

一 中之島の西ニはだし藏建

世俗云中之島西湊町の西へ築出し三方川にて土藏作りの家ありはだし藏とも又ふんどし藏共いふ昔此家の主朝



夕はだしにて持ぎ籠物のふどしをあつめて夜着蒲團として宿這入なし次第に家富榮え大坂ニ名高き分限者と成  
れり初は堂島に住居して和泉屋七兵衛といふ儉約家ゆへ乞食七兵衛共緯號ス

〔編者曰ク原本此ノ所七行空白〕

一 京大坂 大菊流行

名花目錄

新菊割苗帳  
享保五庚子春出板

花ノ寸法本尺之分 世間通用之曲尺ニ而極  
代付新金銀ニ而極之

主膳	七寸五分	代銀四匁	芙蓉帳	五寸二分	代銀二拾匁
細石	七寸	代金貳步	少將	五寸八分	金貳步
虎か石	五寸五分	壹歩二朱	六十餘州	六寸七分	金二歩
苦集滅道	六寸四分	壹兩一分	雲掛橋	六寸二分	二歩
笑顔	五寸二分	一兩二分	花筏	五寸五分	同
獨武者	五寸八分	二歩	富士裾野	六寸	三歩
賤機帶	六寸二分	同	戀重荷	同	二歩
黃檗山	七寸	一兩一分	唐人傘	六寸二分	三歩
若狹盆	六寸二分	金三歩	自在力	六寸二分	二歩

雪こかし	五寸五分	二歩	萬代國	八寸	金五兩
時計車	六寸二分	一兩	大時雨	七寸	一兩二歩
長者車	七寸五分	金三兩	金谷園	四寸五分	二歩
夢合	七寸	冬三歩 春一兩	鶴ノ岑	五寸四分	一歩
角額	六寸二分	三歩	大車	六寸	二歩
花笠	五寸二分	二歩	似鶏	同	一兩二分
屋形舟	六寸五分	同	琴歌	同	三歩
東寶國	六寸二分	銀二十匁	鶴巢籠	同	同
初寅	六寸七分	冬一兩 春一兩一歩	身近衣	六寸九分	一兩
金屏風	五寸八分	一兩	桂馬飛	七寸	冬一兩二分 春二兩一分
衣紋坂	六寸一分	銀廿匁	玉ノ筭	六寸五分	冬一兩二分 春一兩一分
太山鳥	六寸三分	金一兩	阿武丸	大々ノ り大輪	二歩
長者教	八寸	冬三兩二分 春五兩	山錦	五寸九分	三歩
萬人鏡	同	冬一兩二分 春一兩	五鳳樓	四寸九分	一歩二朱
金之幣	六寸八分	冬一兩一分 春一兩三分	銀之幣	六寸九分	冬三歩 春一兩一分
透額	六寸	三歩	大矢數	五寸五分	三歩



色秋山	五寸九分	二	步
渡月橋	五寸八分	一	步
天地人	四寸二分	春冬	三二步
都清淨	六寸九分	春冬	三二兩
初紅葉	七寸七分	二	步
月は昔	六寸	二	步
唐ノ頭	六寸九分	一	兩
院華	五寸八分	一	步
秋の夜	六寸五分	二	步
八十八夜	六寸	同	步
太子殿	六寸六分	三	步
大明山	五寸五分	銀五	匁
仙人境	六寸	一	兩
金福輪	五寸四分	同	
十界ノ圖	六寸四分	同	
龍之玉	五寸二分	一	步
壽福	五寸五分	二	步
扇子流	六寸八分	同	
李北海	五寸三分	同	
鐵拐嶽	六寸七分	三	步
額王	六寸五分	一	兩
埋火	五寸九分	一	兩
藻汐	五寸八分	三	步
膊返	六寸二分	銀三	匁
伊文字	五寸八分	二	步
雨か下	六寸三分	三	步
千人力	八寸	冬一兩	三歩
千代ノ翁	五寸七分	春二兩	二歩
御山木	六寸	三	歩
七草	六寸二分	一	兩
貞固松	六寸	一分二	朱
惠方棚	六寸二分	三	歩

作慶生	七寸二分	春冬	二兩
天地	五寸六分	二	歩
若竹	六寸五分	同	
清少納言	七寸	春冬	一兩一分
日本界	六寸二分	春冬	一兩三分
天津風	四寸八分	二	歩
岩戸柏	六寸六分	一	歩
雲羽袖	五寸	銀六	匁
園城寺	七寸五分	春冬	二兩二分
遠山鳥	六寸九分	二	歩
七高山	六寸	春冬	三二歩
色葉山	六寸	金一	兩
高卷	五寸五分	同	
蜀紅錦	六寸五分	春冬	一兩二分
あるまん	七寸	春冬	一兩二分
蔚山	五寸九分	一	兩
知音	六寸八分	一	兩
玳瑁簾	四寸五分	同	
志やな王	五寸九分	一	歩
龍虎	六寸	春冬	一兩三分
小屋ノ池	五寸三分	二	歩
大鏡	六寸二分	同	
茁生石	五寸六分	銀十二	匁
無二無三	六寸七分	春冬	一三歩
新賀根	六寸	二	歩
御階元	同	春冬	三二歩
鬼海鳥	七寸五分	金二	兩
鏑馬	五寸八分	一	兩
梅か枝	五寸五分	一	歩
寶ノ市	五寸八歩	春冬	一兩一分
無天井	七寸五分	春冬	一兩二分
蓬來國	七寸一分	一	兩



簾	卷	六寸七分	金三兩
伊勢物語		五寸七分	一兩
朝夷		六寸二分	三歩
伽藍石		七寸七分	冬一兩二分 春一兩二分
金花蓮		六寸三分	三歩
鳳凰城		五寸七分	冬三歩 春一歩
志渡濱		五寸三分	二歩
迎ノ雲		六寸七分	銀拾五匁
天眼通		五寸九分	二歩
雲ノ通路		五寸五分	同
鳥養ノ牧		五寸九分	同
御衣黃		五寸六分	同
色襲		五寸四分	同
飛狐		五寸九分	一兩
石研		六寸	三歩
妹背山		五寸七分	同
倉橋		五寸七分	二歩
名所鏡		六寸七分	三歩
向大黒		五寸八分	金貳兩
吹上		五寸	二歩
旭ノ峯		四寸七分	同
八葉ノ峯		六寸	一兩
志渡ノ關		五寸五分	二歩
慶長洛		六寸	冬三歩 春一兩一分
少年ノ春		六寸七分	一兩
此香樂見		六寸四分	二歩
和哥ノ友		六寸五分	一兩
兒ノ舞		六寸	三歩
笠取山		五寸八分	二歩
九重春		五寸二分	同
凡		六寸八分	一兩二分
壁に耳		五寸	二歩

殊更		五寸四分	二歩
遠目金		六寸三分	冬一兩一分 春一兩三分
東六法		六寸五分	冬三歩 春二歩
君の佛		六寸二分	冬三歩 春二歩
紅葉狩		七寸	冬三歩 春一歩
無雙樂		六寸八分	冬一兩二分 春一兩二分
國構		七寸	一兩
誓文拂		同	一兩二分
御所紅		五寸	一兩
代々歌人		六寸五分	銀十五匁
錦木		五寸七分	二分
天台山		八寸	金五兩
太々神樂		八寸三分	金二兩二分
讃岐圓座		六寸八分	一兩
若紫		五寸九分	一歩二朱
諸曆		五寸三分	一兩
紫雲閣		五寸三分	二歩
袖笠		五寸七分	冬一兩三分 春一兩
八箇國		六寸	冬三歩 春一兩
隱坊主		六寸五分	三歩
京鹿子		五寸五分	同
黃見代		五寸三分	同
大刀折紙		五寸二分	一歩二朱
無量海		七寸三分	金三兩
枕時計		五寸九分	一歩
是而已		六寸	一歩二朱
鬼陰		五寸五分	三分
四方冠		八寸三分	金三兩二分
末代咄		六寸七分	一兩
百文界		五寸九分	銀廿匁
櫻狩		六寸	一分二朱
三千房		同	冬一兩二分 春金二兩



六十圖	六寸七分	冬二步	大名筋	五寸二分	冬一步
檀波羅蜜	五寸五分	一兩	七百歲	六寸九分	金三兩
旅ノ宿	五寸五分	一步	一夜檢校	五寸	一步
淀姫	五寸三分	同			

右本尺之分 百八十五種

是より菊尺寸法 但八寸尺也代付新金銀

階	七寸二分	一兩二分	九ノ返	七寸二分	二步
塾守	五寸七分	銀廿匁	妙香山	六寸九分	銀十五匁
早苗歌	六寸	一兩	小町物狂	七寸	一步
大曼陀羅	八寸八分	同	金巾子	七寸四分	三分
君插頭	七寸三分	二步	安樂界	八寸六分	冬一兩二分
無垢世界	六寸六分	金二兩	拔羣	八寸七分	金二兩
富賀見草	六寸二分	冬二兩	金雞	七寸三分	金一兩
草刈笛	六寸三分	春三歩	夕陽岳	七寸五分	銀廿五匁
輝光冠	八寸	一兩	大八洲	六寸	二歩
出雲ノ會	七寸六分	三歩	屋梨葉名志	九寸二分	銀二匁

金銀臺	六寸一分	冬二歩	木兔	七寸八分	一兩
狛休山	六寸五分	二歩	都萬歲	六寸五分	二歩
大關	七寸五分	冬三歩	遠山蔓	七寸	冬三歩
金龍泉	六寸六分	二歩	初冠	八寸	冬一兩
一來法師	四寸九分	冬二兩	勇士問答	六寸六分	銀十二匁五分
童仙人	七寸	銀十二匁五分	高根ノ雪	七寸	三歩
求聞持	八寸三分	冬一兩	大文字	七寸八分	冬一兩
虎ノ勢	七寸七分	春一兩壹分	軒端ノ松	六寸二分	冬三歩
天人城	七寸五分	銀十二匁五分	石切鬼	七寸	一兩
古今傳授	五寸八分	一兩壹分	取かぶと	六寸	同
瑠璃鳥	七寸五分	一兩	月下ノ波	七寸九分	三歩
濱千鳥	七寸七分	二歩	手馴駒	七寸八分	二歩
壽老人	六寸五分	三歩	孔雀丸	七寸	二歩
紅染山	六寸七分	銀九匁	目成	六寸一分	二歩
峯の旭	六寸五分	二歩	隱坊	八寸	銀十五匁
天狗團	六寸六分	銀拾匁	轡蟲	六寸八分	銀二兩

攝陽奇觀卷之二十五ノ下



殘月	七寸五分	二步
色見草	六寸四分	同
襲富士	八寸	冬一兩 春一兩
桃花源	七寸一分	三歩
袖ノ薰	七寸六分	一兩二分
故郷ノ花	六寸五分	二歩
龍頭鷓舟	同	冬二分 春二分
罵他無上	七寸	金二兩
色紙重	六寸三分	二歩
人丸	六寸八分	冬二歩 春二歩
江戸櫻	六寸	冬一歩 春二歩
華頂峯	六寸三分	二歩
朝明	七寸二分	二歩二朱
飛鳥ノ翔	八寸四分	冬一兩二分 春二兩
楊州ノ鶴	五寸二分	一分
桑ノ弓	八寸	二歩
東豎子	七寸八分	二歩
通路	六寸二分	同
寢釋迦	七寸	銀三兩
久地遊	六寸二分	三歩
二葉草	五寸五分	二歩
嬰兒	七寸二分	三歩
松蟲	八寸七分	金三兩
大白清	七寸七分	一兩
樂ノ音	六寸二分	金三兩二分
米田原	七寸二分	冬二歩 春三歩
浮瀨	六寸八分	金一兩二分
月の兔	五寸七分	一歩
連理ノ露	六寸	二歩
三十棒	七寸	同
小狐丸	七寸九分	一兩
蘭拍子	七寸六分	金二兩

御代鏡	八寸七分	一兩一分
大系圖	七寸一分	一兩二分
黃金臺	六寸四分	三歩
東歌	七寸三分	一兩二分
武藏名殘	八寸七分	金二兩二分
西上國	七寸	一兩
一本立	八寸	一兩二分
駿河舞	六寸八分	一歩
橋姫	七寸	一兩
山路	六寸五分	二歩
大和哥		金五兩
明保野	五寸八分	一歩
石形	九寸四分	三歩
松風	六寸七分	銀五匁
龜金		二歩
普賢界	七寸二分	一兩
戀慕流	七寸五分	冬一兩二分 春一兩二分
大揃	七寸一分	冬一兩二分 春一兩二分
袖摺松	八寸	一兩
八休	六寸二分	二歩
手竝ノ程	八寸五分	金二兩二分
鳳儀庭	七寸	一歩
古嶋ヶ崎	六寸	三歩
代々ノ長	七寸三分	冬一兩二分 春三兩
忍田妻	八寸二分	三歩
淨衣ノ袴	六寸	一兩二分
男山	四寸	一歩
抱牡丹	八寸三分	一兩
もろ手	九寸四分	同
二巴	七寸一分	銀五匁
松朝陽	六寸七分	一兩
金馬門	六寸四分	二歩



黃金國	八寸	銀十五匁
吹上	六寸五分	同
三河萬歲	八寸	二步
裸人形	八寸一分	一兩
桂馬飛	七寸	同
親倍形	九寸二分	二步
寶加像	六寸三分	同
手馴草	六寸	三步
升掛筋	六寸七分	一兩二分
池ノ龜	同	冬一兩二分 春一兩二分
黃金城	七寸一分	一步二朱
童子ヶ嶽	六寸六分	同
玉津島	七寸七分	一兩
善界坊	七寸	二步
大名門	八寸二分	冬一兩二分 春二兩二分
玉兔	五寸六分	三步

皇 <sup>スベラキ</sup>	六寸八分	銀二匁
二十五絃	七寸七分	一步
呼子鳥	五寸	三步
大行列	七寸六分	一兩
布引山	八寸五分	二步
入間歌和	七寸二分	同
隱岐ノ院	八寸四分	銀廿匁
一ツ松	七寸二分	三步
四阿作	七寸一分	三步
三十一字	七寸	一步二朱
大清國	同	三步
六十六國	七寸二分	同
七八日頃月	五寸五分	一步
閻浮提	九寸八分	冬二兩二分 春二兩二分
大磯	七寸六分	二步
振分髮	五寸六分	三步

關ノ清水	六寸五分	二步
蓬萊國	七寸	冬一兩二分 春一兩二分
重陽殿	七寸一分	二步
九 <sup>ア</sup> 十 <sup>シ</sup>	五寸七分	二步
玉緒	六寸五分	銀拾匁
九花帳	七寸五分	銀廿五匁
吳天ノ月	七寸二分	冬一兩二分 春一兩二分
蓬萊國	七寸	冬一兩二分 春一兩二分
鶉飼船	五寸六分	二步
雪の湊	七寸	一兩
狂言盡	六寸六分	二步
瀧津瀨	六寸	同
濱 <sup>ハマ</sup> 馴 <sup>ナシ</sup>	六寸一分	一步二朱
磨 <sup>ハ</sup> 鎌 <sup>カ</sup>	六寸三分	二步
呼子鳥	六寸七分	一兩
和田御崎	七寸三分	一步

百歲	六寸六分	二步
日傳車	六寸九分	三步
八 <sup>エ</sup> 十 <sup>シ</sup>	六寸	二步
交野春	六寸八分	一兩
七不思議		同
仙女	六寸六分	三步
千丈ヶ嶽	七寸	二步
星 <sup>ヒトツ</sup> 草 <sup>バ</sup>	六寸	二步二朱
崑崙山	七寸	二步
曳々 <sup>オケケ</sup> 聲 <sup>コエ</sup>	七寸一分	一兩
木々の露	七寸	三步
育玉山	六寸二分	一兩
秋ノ模様		二步
初昔	七寸三分	一步
國司	七寸三分	三步
倭姿	七寸	同



紅蓮金	六寸九分	冬二步	沖津浪	同	二步
蓬萊松	六寸三分	春三步	濱千鳥	七寸五分	三步
長羅山	八寸五分	金一兩	大佛頂	七寸	壹步

右菊尺之分百八十五種

本尺菊尺

惣割苗合 三百七拾種 各花形書記雖有之こゝに

〔編者曰ク原本此ノ所四行空白〕

一 桑名屋徳藏廻船に妙を得たる話

浪花雜傑集ニ云

大坂過書町堺筋異角に 北濱 壹町目也 桑名屋與市と云江戸積有り仲間一番と聞え手船も數艘所持し其外加入廻船も多し江戸表諸問屋のおもへくもよろしく後は過書町の本家を仕舞我所持の油樽張場所難波橋の北詰西角を立派に建直し相變らず江戸積問屋を致しける右廻船の船頭多き中にも徳藏とて海上通船に妙を得て江戸大坂はいふに不及遠國迄も其名隠れなく持はやされける第二番徳介第三第四を除きて第五早之介なるべしと其頃専ら沙汰せしが何れも享保年中の頃は壯年にして互ひニ勵みけり其頃は綿番船といひて早繰綿を江戸表へ積下し一番船江戸の川口へ着やいなや綿俵壹本を加子仲仕數十人思ひの<sub>レ</sub>の出立にて大傳馬町へ囃子立て持行バ其綿俵の口を切ほどき其綿ニ而相場を立けるに新早綿の事なれば別段に景氣直段よろしく一番船壹艘分また、く間に賣拂ふ其賑はしき事いふ斗りなし貳番三番迄は手柄の内なれば共段々と直段は下直に相成る道理もつとも左も有べし且

また不同はあれ共三番船まで江戸表の間屋荷主より褒美を遣はし其うへ大坂へ登シ荷物問屋々々に前廣に仕立置一番船より段々に船積いたす事ゆへ跡番船着せざる内に江戸出帆して大坂へ着岸すれば大坂の諸問屋も又江戸表の間屋のごとく二番荷物を拵へ置待けるゆへ手聞とらず又大坂を出船す斯のごとくなれば江戸大坂にもせんぐりに積荷を仕立置事なれば翌年の番船までたとへば他の船三四度の往返なれば一貳三の船は十ヶ度にも及ぶゆへ船主はいふに不及荷主の手廻シ其船頭の益も少からず爰において我一と身命をなけうち諍へども番船の内ニ徳藏あれば各々力及はず一番は徳藏と定め是は格外としてせめては貳番に着せんと勵み合けるまた徳介も名高き名人なれば共徳藏に乘勝し事なし其餘は中々及び絶たる事也例年綿番船凡十貳三艘ツ、にて其頃は番船専ら流行し自然と其景氣常ならず江戸大坂近郷近在に至るまで問屋の分へは番船舟頭の名を書て夫々へ配る事にて其名を知る江戸大坂近郷の若者共過分のかけものをするに徳藏あれば皆々徳藏に片寄るゆへ是を除き二番船よりかけとくをせし也また徳藏壹人と残り十一貳人とをかけものにして猶其上にも縦は百兩の勝負なれば徳藏壹番着ならば貳十兩外船壹番着ならば八拾兩など、格別に甲乙して數年かけものをすれ共唯の一度も八拾兩の金子を取たる者なれば共萬が一と思ひて廿兩は捨ものと覺期して致すものも有と也扱綿番船は各々日限時刻を定メ同時に川口を乗出すにたとへ暮六ツと定むれば其晝時より船主并ニ加入の面々其外思ひの<sub>レ</sub>に瑞軒山邊へ至りまたは小船にて景氣を見物する事夥しく船頭は是を曠れと出立加子は奈良晒の<sub>（絆）</sub>繻子又は緞子モウルなどの襟をかけ金糸銀糸の縫紋中にも一人は小船の艫先に立て采配をふりたてサツサのかけ聲にて拍子を取る者あり是は一ト際目立し出立也扱出船前に番船十餘艘の船頭加子残らず右の出立にて瑞軒山へ集り小船



は其川岸に繋ぎならべて各々盃を出シ酒盛り終れハ祝義の謠 此浦船に帆をあげて月諸ともに出汐のと謠ふかと思へハ一同に立て面々の小船に打乗加子の者左右に六人ツ、篋形（カゲリ）の艦を押バ船頭は真中に座しかの壹人は舳先に立て采配を振り立サツサのかけこゑにて面々の元船まで押立る程こそあれ矢を射るよりも速く餘所の目にさへ目まバゆき程ニ而其勇ましき景氣いふ斗りなし此舳先ニ立ッ壹人に大きに甲乙あり矢を射るごときの舳先にたちて拍子を取る事なれば餘程の手練なくては足腰のすわりかたまらずかね合ものも多くは一尺も内の方に重き踏臺をすえ置足がためをまつらひしが徳藏の加子の内に音平といふ者は是に妙を得て小舟の劍先に立て餘人より猶々面白く拍子を取りなり扱かの祝義の謠も此浦船に帆をあげて月諸共に出汐と諷ひ仕舞ふ事もつとも也江戸廻船ニ浪の淡路の嶋陰は禁句なるべし爰に又平野町一丁目（一）に小西長左衛門といふ薬問問屋有しが其頃千貳百石積の廻船を造らせしに此船頭にすべき者なし依て長左衛門思ふやう誠に桑名屋徳藏は希代の船頭なれば彼を頼みなバよろしからんと心付或時徳藏を招き種々饗應してのうへ長左衛門徳藏にむかひ申やう其許志らるゝ通り新艘を造りしが此船頭なく困りし也其許事は其妙を得られし事神のごとし爰ニおいて今日招きしは専ら此義を談じ御頼み申さん爲也何卒其元思ひあたりし者あらは指圖の御世話頼み存る也と無餘義頼みければ徳藏答へて成程御尤の義幸ひ私が加子の内に壹人あり某も兼而簡様の事もあらハ船頭に取立んと思ふ折からなれば此者を參らせん則私加子の内音平と申者也と申ければ長左衛門大きによろこび然らバ其仁を船頭に仕るべしと約束して徳藏は立歸り其後吉辰を撰み音平を遣はしけれハ内祝ひをして名も改め長左衛門の長と徳藏の藏を取りて小西長藏と名乗らせ船頭に致しけるが其秋の番船に徳藏は出ず此長藏初めて綿番船の内と成りしが案のごと

く一番に着船して其身の譽れはいふに不及徳藏が奇妙彌増に成りけり元來此徳藏は力量有て智慧も深く江戸通船の間國々海上土地の雲氣までを自然と得て其土地に應じて風に逆らひ或は遠く乗廻し闇夜とても案内はよく知りて方角に磁石を用ひず風波のかけひき等に妙を得し事なれば番船などの節は波風荒きをよろこびけると也或年の番船に徳藏徳介兩人當りしが徳助熊野浦にて難風にあひ船覆らんとしけれハ荷打して成共助らんと上積の荷物を不殘打込ける所へ徳藏の船來りしを徳介見てよろこび聲を掛て我船覆らんとするゆへ荷打する也與力して助ヶ呉られよといふを徳藏聞て是ハと驚きしが耳にも入れず其場を押切て過行ける然れども徳介船も恙なく過半荷打して残り荷物も汐入と成しかと江戸へ着せり夫より徳介は徳藏が情なきを恨み程經て早之介に此よしを語りけれハ早之介申やう彼海上に妙を得しと諸人もてはやせ共何ぞ其事あらんや其節の番船も貴殿に先を越れん事をあやぶむ折からの荷打を幸ひとよろこび傍輩の危難を見捨聞捨にせしもの也都て人の船に妨ゲをつけおのれ一人早着して譽とするもの也とあらぬ事までをいひて悪口す熊野浦にて徳介危難の節聲掛られながら救はず聞捨にして通りけるよし主人與市委しく聞て大ひに怒り或時徳藏を呼よせ右の次第をいひ不届也と言りけれバ徳藏答て申やう都て番船の一貳を争ふ事に論はなしまさかの時は我身を忘るゝ時節なんぞ人にかゝらんや渠を助んとすれば餘人に先を取られ耻辱のうへに耻辱を重ねる道理なれば我徳介が難船を見るより常に百倍出情（情）して既に今年も一番着仕りたり然れハ主人の御名も徳介が荷を打し荷主の恨もつくなふ道理所詮私（情）が止りても早打かけし荷物なり去ながら徳介の船あやまちなき事を察して打過たり渠人を恨みんよりは其身の未熟を恨むべしとへハ武士の戦場に向ひて傍輩のあやふきをすくわんよりは逆行大將を討留なバこれ拔羣の



益にしてたとへ救へざる傍輩打死する共かれ其勇臣を喰とめて打死せしゆへ主將を得たりと其名顯ゆる、道理ならんといひければ與市横手をはたと打て大きに感心なし盃を出してもてなし金子五兩褒美として出されたり徳介早之介は此よしを聞て彌憤り常に悪口して徳藏には物をもいはず或時徳藏兩人にむかひて申やう各々の悪口我少しも心に掛すまた兩人を恐る、事もあらね共人の船を妨げするとの一言は聞にくし兩人申さる、通り此徳藏海上に妙を得し事は有まじけれども少しは覺悟も有事なれば論は益なし大風荒浪の節某は一人小舟に乗り各兩人も同じく小舟に乗て川口沖へ出風波に逆ひて其遲速を試るべし各兩人某に乗勝給へど我一代船頭を止て永く御兩人の炊食をすべしといひければ兩人聞て面白しと其折を約して立別れ風波の折を相待けるが時しも冬の事なれば西風烈しく吹出したる日これ幸ひと三人ひそかに申合せいざや沖へ出てかけものせんと徳藏一人小舟に乗れば兩人もまた小舟に打乗り二艘の船をおしならべて一番の水尾木までまづくと漕出せしにいよ／＼波風荒く成て争ふまでもなく爰にて船も覆らんかと思ふ斗りの荒浪に三人聲かけいざや是より押出さんと雙方一度に風に逆ふて押出すに徳藏が舟ははや一町ばかりも先へ漕抜しを見るに徳藏が舟の行先はあら波左右にわかれながら平地を行がごとく兩人が乗たる舟は浪一丈も立のほり船は下にあり立のほりし波下れば船は又浮上りけるにぞ兩人爰を事大と防ぎけれ共終に不叶して大浪船へかづくと否や真逆さまにひつくり返り兩人は浮ッ沈ッおけるを徳藏見て是へと驚き手早く船を押戻せば徳介は早く飛乗たれ共早之介は渦巻浪にせかる、を徳藏船を押寄て早之介が肩さき引つかみ我船へ投込み兩人が乗し水入船を我船にもやい付ケ飛がごとくに元船へ押戻し兩人に着替をあたへいざ中直りの盃せんと兼て用意や仕たりけん數々の肴を出し様々にもてなしけ

れば兩人は大きに誤り人命の親と申さふか重々不調法の我々何事も赦し下さるべしと耻入ていんぎんに詫けれ何ぞ夫に及ばんやとて數獻をかたむけ海上あらかたの傳授致しけれ目前に其妙を見し事ゆへ大きに恐れ入て是より兩人は徳藏を敬ふ事師父のごとくに致せしと也

桑名屋徳藏の事かぶき狂言に取組しは明和七の冬 中の芝居小川座に而 桑名屋徳藏入船物語  
(繪)  
 竝木正三戯作これよりして今に婦女兒童も徳藏の事を會炙ス

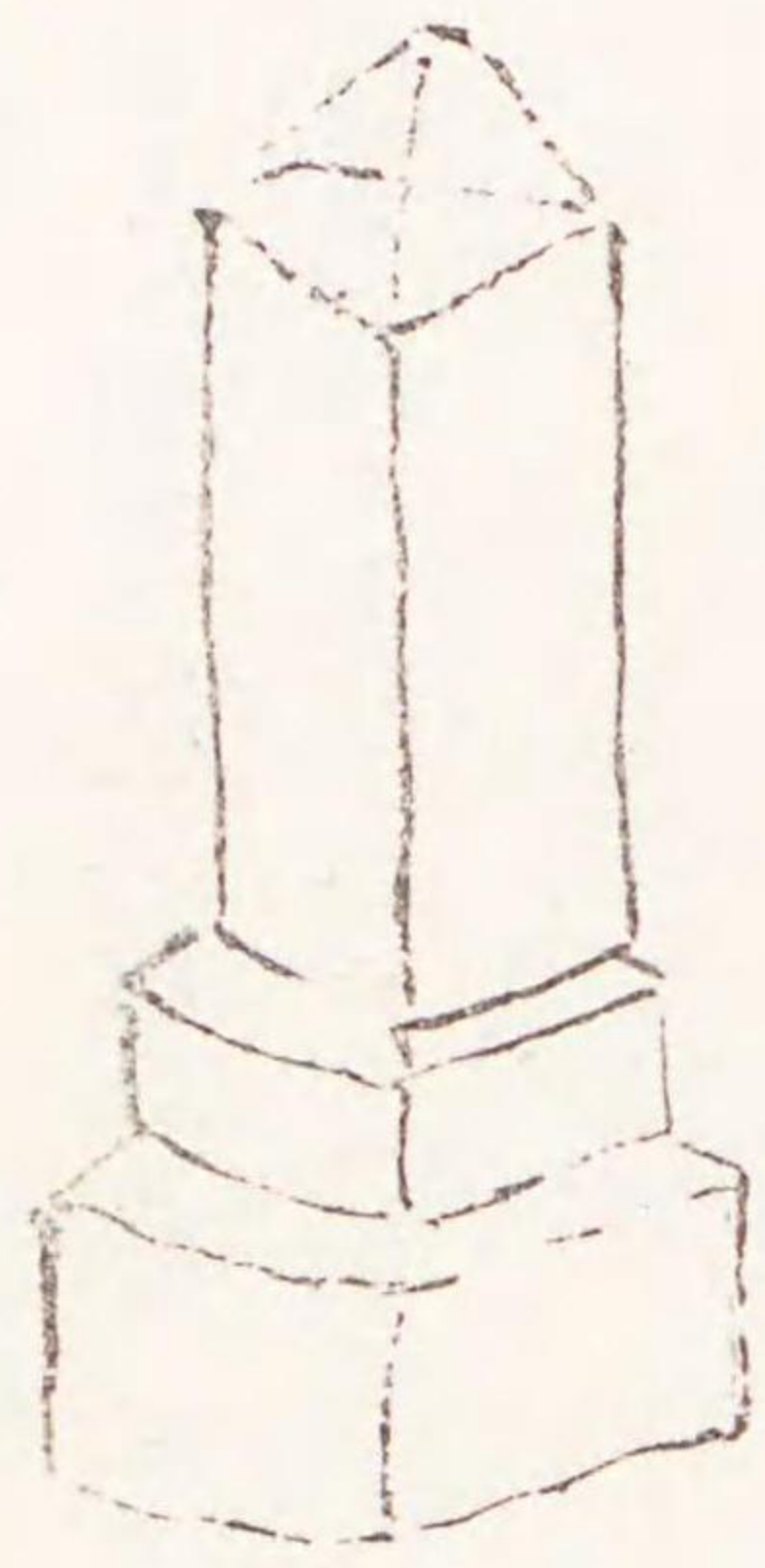
一 えらいといふ俗言

當世仲人氣質ニ云 享保の頃三月兵庫の浦より目の内五尺八寸といふ鯛が取れて大坂の雜魚場へ出した時間屋の若ひもの競ひ仲間へこれを買取六人懸りて料理せしが中に一人此鯛のあら料理を受取あたまを切こなすとき魚のえらを放しさまに手の小指をすこし怪我しけるが痛きは苦にせねど何がな口合が云たさに南無三手を鯛のえらでいわしたア、痛い是はえらいたい扱もゑらい鯛じやといふたが此鯛の大きな評判につれて此口合が雜魚場中に成り夫から大きな物さへ見ると是はゑらい扱もゑらい物じやといひ出して大坂中の噂に成り後々は日本國でえらいといふ俗言が一ツ出來たり



○元文元 丙辰〔四月廿八日改元〕

- 一 三月 中山寺觀世音五十日開開長
- 一 五月十七日 金銀吹替御觸 割方通用之圖與ニ有
- 一 六月十五日より御引替始ル
- 古銀十貫目持參いへは文銀十五貫目渡ル
- 一 攝州廿社巡石碑立
- 藏書 攝州式内神社巡覽圖ニ委シ



- 一 二月 竹本義太夫座芝居の表ニ受領祝義の進物を夥敷銚ルこれ芝居ヒイキ積物之權輿歟
- 一 三月 豊竹座にてチャリ場を始ム

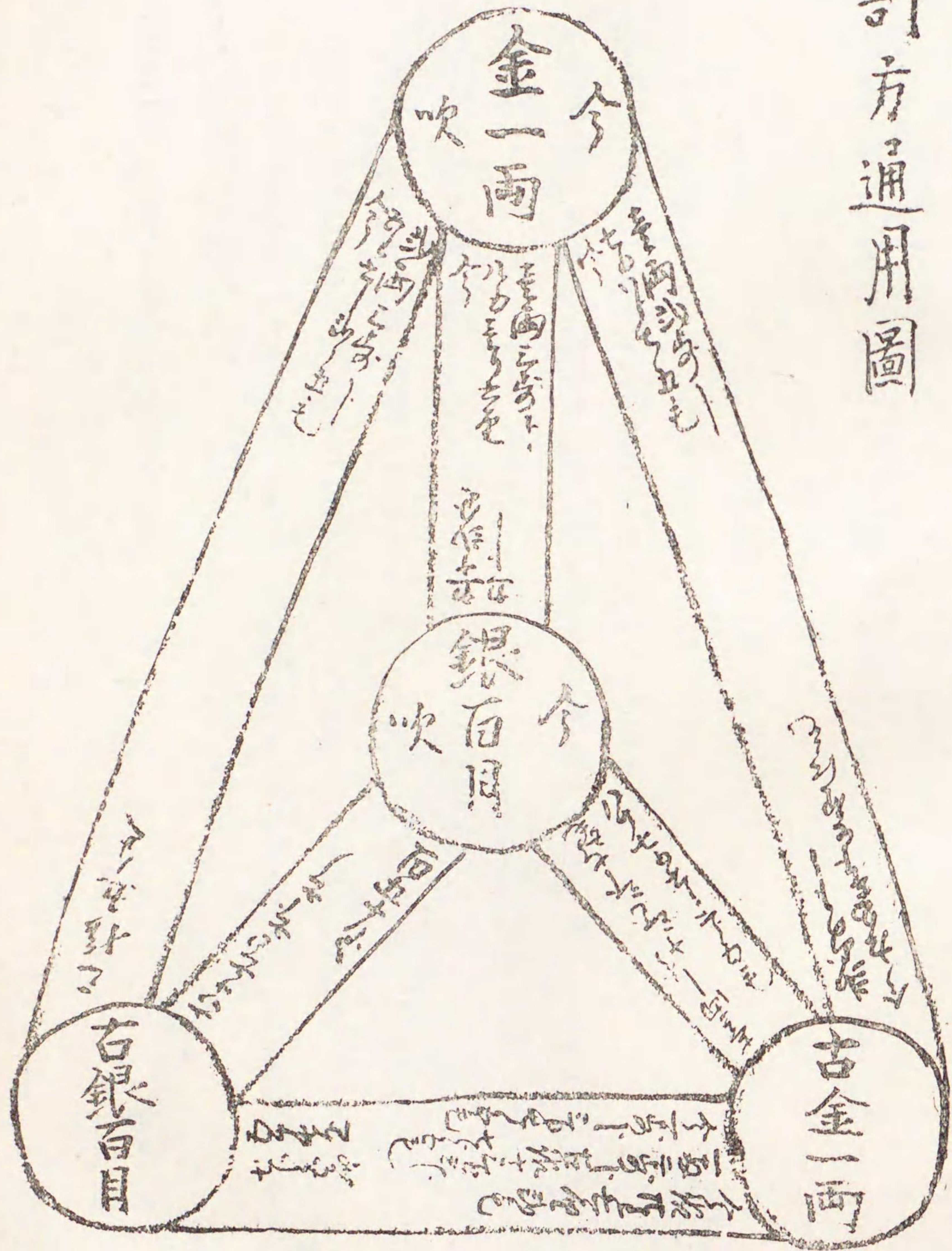


おどけたる淨瑠璃をチャリ場といふは今年豊竹座の新作 和田合戦女舞鶴四の口河内太夫の場にて鶴ヶ岡の別  
當阿闍梨手負の真似して藤澤入道の家來を欺く其文節配りおかしく大當りせしより阿闍梨場々々と稱じ其後  
阿の字を略してジャリ場〜といひしをいつしかチャリ場と轉ズ

一 五月 慶長同位之新金銀ヲ止メラレ又新金銀ヲ吹シメラル是文字銀ト云

正徳四甲午年ヨリ廿三年ニシテ吹改ム

割方通用圖





元文二丁巳

一 正月二日 椎本才麻呂死 行年八十二歲

狂六堂才麻呂發句拔萃序

今ハむかし誹諧の花なる事ハうめの翁にひらけ誹諧の實なる事ハ椎の翁に熟して當流の花實全く備はりつ  
たへて其風調を學ぶことになむ爰に云椎の翁ははしめ南都にありて和漢の文に長し後浪華に住して其名高  
く延寶より貞享元祿の變化に格調自在をなし長壽にして元文に終る中頃東都の誹風區と成し時有紀堂佳風  
此翁をむかへて再び當流の規矩を立たりさりや三世にして中興とも云つべし 下略

俳家奇人談云

浪速椎本才磨は舊德翁と稱ス初め西武が門下にして則武といへり西鶴が弟子たりし時ハ西丸また西磨とも  
梅翁の教を受けてより才磨と改たり元文中八十二歳にして死す

思ひ出て物なつかしき柳かな  
梅か香に更ゆく笛や御曹子  
おこたらす咲て登りし葵かな  
冬木立いかめしや山の唯住居  
時雨そめ黒木になるハ何々そ

舊德翁椎本才磨小月像

辞世

親を以て  
子もなす

ひまわり  
あまのこ

本末空しく

うらな  
まはる



才磨  
五



天明丙午東都に於てこの翁の五十回忌をいとなみ發句拔萃四時百二十七章椎能恩爺忌といへる追善の小冊出ル

春里院舊翁の誹徳を思ふに今世當流と唱ふるは槩此居士のをしへを繼は

とふを花のはるやむかしを仰く同士

素外

今年丙午正月二日榎本の翁五十回忌に東武の枝葉は五千堂に會して誹諧の

連歌をもて手向とす難波のもとつ葉ハ猶さかんなるへし

梅を花船玉祭る魂まつる

津富

一 二月廿五日より堂島米市出雲米を建物とせし處内味八斗帳合米商内三十一匁五分右内味八斗ニ付下米之姿ニ改メ六斗八升ニ而御渡シ被成ハニ付三月前中途ニて止ム世上ニ是を三日建物といふ夫より建物加賀米と成り同年十月八日加賀米四拾匁大サヤニ付混雜に及び以後切商内正銀正米取引と仕法對談定ル也此節ニ至リ上サヤ下サヤといへる事の理解御公儀様より御尋有之尤の義と御聞届顯然たり

一 七月 北の新地五人斬

七月八日夜被切殺人

曾根崎新地三丁目京屋忠兵衛借屋

大和屋重兵衛

當巳四十八歳

同 女房 とめ

五十一歳

同 下女 くら

十七歳

同 同 きよ

十二歳

同町櫻風呂有馬屋喜兵衛抱

菊野

當巳廿二歳

武家方家來

早田 八右衛門

右切殺人段々御吟味有之處薩州松平大隅守様家來早田八右衛門と申者なるよし及露顯早速入牢被仰付翌年午二月十六日千日ニ於而獄門ニ相成ハ捨札の寫

此もの義去年七月八日之夜曾根崎新地三丁目大和屋重兵衛方ニ而同所櫻風呂有馬屋喜兵衛抱之髮洗女菊野切殺し剩自分之科を爲可隠十兵衛夫婦并同人下女貳人迄切殺シハ段重々不届至極ニ付獄門ニかくるもの也

二月



右一件あやつり芝居ニ而は初嵐元文嘶國訛音頭歌舞妓にては置土産今織上布五大力戀絨など世俗よく知れり

- 一 十月十日夜 ちか星出現して月光の中ニ入ル
- 一 正月 竹本上總掾 播磨少掾ニ變名ス



元文三年戊午四月於生玉



元文三 戊午

一 西町奉行 佐々美濃守殿

一 三月 住吉難波屋の松大キサ改ム

住吉安立町北の口難波屋といふ<sup>波亭</sup>茶店の庭に松あり丸クひろこりて東西十五間南北十三間有中にて高サ七尺餘あり形笠のごとくなりとて笠松と云此家より松の圖を板して海内ニ弘ム畫上の哥に

たれにとか池のこゝろも思ふらんそこにやとれる松の千とせを

一 八月 天王寺筆塚立

天王寺元三大師堂の傍に筆塚立今年八月十八日東行堂卒ス志るしの塚也筆道の門人四千七百八十三人に及びしとぞ

〔編者曰ク原本此ノ所奉行空白〕

一 十一月 孝子愁訴

新齋夜話云 元文三年の冬浪花の舟士に勝浦屋太郎兵衛といふもの米船を盗取様々の謀計顯われ三日が聞さらされ死刑に所せらるべしとて十一月廿三日よりさらされける其子長太郎十二歳 娘いち十五歳 同まき十三歳 翌廿三日夜も明ざる内より町奉行佐々君の宅に出て父の代りに三人共に命を失なれ父をゆるし給われと自筆の上書して又なく願ひけるいまだ幼少なるゆへ願書もまどげなく殊に長太郎は養子にてい聞我等を失ひてたへ

と二女の書上たるも長太郎は我等も同じく代りに取て給われと書出けるには兩奉行立合て此事を尋ね給ひもし人の勧めけるにやと其所の者共を呼てもし此事を知りたるにやと糺明有けれ共誰も曾て知らず母は此事を頼りに制しぬれど隠れて三人共に出けるよし三兒の思ひ入たる氣色此事叶はず火に水にも入ぬべく見へて伏沈み歎く有様上下見るに忍びずして先さらし置る者を止めて重ねて沙汰すべしとて漸に歸されけるが其明の年刑人は死罰をゆるされて追放ありけり三兒の至誠人を動しぬる事誠に稀なるためし也

一 十二月廿日 大坂相撲勸進元鬪取始ル

今年の鬪取人數纔に十六人第一大山次郎右衛門興行ス委クは別卷ニアリ

〔編者曰ク原本此所八行空白〕

一 八月二日 伊丹鬼貫死

法號 仙林則翁居士 行年七十八歳

箕笠雨談云 伊丹の鬼貫姓ハ上嶋氏俗稱は與惣右衛門權花翁と號す俳諧を重頼に學んで元祿享保の頃來山と鷹行して名四方に聞ゆ後年針料を以て浪花に遊び姓を平泉と更む中頃は行れざりしにやひところ和州郡山侯の足輕など勤メ其後大坂に住て小兒の導引などしてかすかに世をわたれり今猶大坂に鬼貫道引とて小兒の療治に足より上へもミ上る按摩の法残り

笠とりて跡ちからなや春の雨

鬼貫



これ郡山を辭して大坂へ歸る時の發句也といふ家貧うして資用に乏し或人その一女を權貴の妾に賣ん事をす、むれ共義を守りて此を固辭す其性の嚴正なる大率斯のごとし然るを或書に蕉門路通と惡事をさ、やき又共に亡師の法會を妨げしなといへるは大ひなる妄談也鬼貫が窮したること證とすべきは涼僧が頭陀物語ニ

難波の濁江に咽喝し短き蘆の葉蔭にふして床に蓬はたのしめ共一女のやしなひ心の外に今は鬼貫の名をか  
くし朝夕の煙をいとふ昔は花洛に遊吟して翁と畫贊の遊びをもなせしがその人は東西に錫をならしわれは  
よしあしに身を潜め釜中の魚の水をまた、めみなふるなして長物なれば燈火のかけに通をまた、め一  
貴一賤交りを見るといふそれもまつしきひがミといはんきのふは門前に車馬をつなぎけふは雀の巢にあら  
され餌にあたふへき一粒もなく今日にせまりい間自殺ニ及ひなき人と人をさへかせじとこの一條を残し  
御存知の娘ひとり鼻に木の實のきずもあらす情ある人すくひとりて若菜にあさらひの水を汲せ雪には堀江  
の枯蘆を折せて薪水手のまゝに御遣ひ下されかし蓬生のひめとおとしめ給ふなと書とどめて稱名す娘おど  
ろきて刃にすがりやよや待給へわれ死んいとけなくして母を見ず父のふところ人にとなれりわれ聞刃は仇  
しちかきうらみを切るこの故にこそ國をおさめ身を守る寶とやいまだ聞ず貧にせまりて子をたすけ尊き父  
をころすものとはよしなやなわれあれいこそ父のほだしくほどぞ又刃に身をさく共父の貧父の愁ひかさ  
ぬるの罪となるひたすら河竹の流に沈み代をとりて孝にかえんとよ、と泣く聲を、します時に荒たる戸を  
た、き頭陀重く杖を曳て久しく面せざる路通來る僧路通はせを破門の弟子也親子あへて面をかへ刃を箱におさめなが  
ら娘はかたへにまぎれ入りぬ鬼貫そのことつゝむに志のひすまかゝりのことを語れハ路通も雨のごとく涙

を落し人のゆくえのはかなきを歎じ鼻うちかみていへりけるは死すべからず賣べからず父をすくひ子を救  
ふ我にひとつの術ありと鬼貫が耳へ口をあへす云々其後鬼貫幸ひを得て賑々しく世をわたる 下畧  
雜談集ニ其角か伊丹の歳且帳見るやうにてなど書しを思へば鬼貫さばかり行へれざりしやうにも見えす延享の  
頃東人に鬼つらといふまきれもの伊丹の鬼貫と名告て諸國を遊歴したる事あり人の名を贋て欺く事今にひとし  
く名を贋らるゝ程なれハ鬼貫といふ名は頗高かりしなるへし  
俳家奇人談云 或時禪意を一問せられて

庭前に白く咲たる山茶かな  
是端的機鋒何減柏樹之話

咲からに見るからに花の散からに  
月なくて晝も霞や昆陽の池  
春の水とところくに見ゆるかな  
油さし油さしツ、寐ぬ夜哉  
夏はまた冬かましちやと言れけり  
枯蘆や難波入江のさゝら波  
によつほりと秋の空なる富士の山  
夕立の又やいつこに下駄はかむ



遠里の麥や菜種や朝霞  
 行水の捨所なし蟲のこゑ  
 ひらくくと木の葉うこきて秋そたつ  
 麥蒔や妹か湯をまつ頬かふり  
 物すこやあら面白のかへり花  
 天性飄蕩にして譚談に陥らず人意に超絶する事知ぬべし鬼貫はじめ自記して云已二十に満ざる頃先師松江の翁と梅翁列座の會に出けるに

ちよと見には近きも遠し吉野山

といふ前句に

腰に瓢を下てふらく

と附たり執筆より吉野山に瓢その故ありやと咎られ當惑して

吉野山花の盛をさねといて瓢たつさへ道たとり行

といへる古哥ありとはいつはりとはいひながら名家をあざむくは彼女旨法印にも劣らぬ才力感するに餘あり扱こそ此子業成て百歳の下その響を繼ものなし宜なるかな伊丹流の元祖と一家をなせり晩年囉々哩居士即翁とも稱す俳書鬼貫獨言自作 鬼貫句選太祇選 によつほり集半化房撰 世に行へる墓は伊丹黒染寺にあり 俳諧七車に

こい／＼といへと螢か飛んで行

これ鬼貫七歳の時の句也

當地福島に鬼つらの舊趾あり

福島に居をうつして

須磨の秋の風の志ミたる帆柱か

續今宮卿に

鬼貫か福島に住ける比

秋風や男所帯に鳴ちとり

來山

鬼貫の傳に因あれハ路通の傳もいさゝか爰に記す  
 俳家奇人談云 路通は何れの所の人なる事をふらす若かりし頃放逸の餘り既に人の下に臥たりしを蕉翁近江行脚の時道の傍らに物いひ不圖風流の談に及ふ幼きより好みし腰折なれハとて一首の哥を扇に書て翁に呈ス書も賤からずして

露と見る浮世を旅のまゝならいつこも草の枕ならまし

翁歎して曰ク我いま君家に仕し時洛の季吟の哥枕を叩き敷島の道に誘はれしに今は俳諧のみじかきに遊て生涯の樂しミとす汝我に従て來るへしと師弟の憐ふかく其より路通の名をハあたへられける

山椒の辛く皮はく浮世かな



いねく人と人にいはれて年の暮  
師元祿行脚を湊まで出迎えて

目にしたつや海青々と北の秋

のち志に違ふ事ありて志はらく師弟の中絶たり然れ共翁終焉の頃は又其罪を許さる此事蕉翁行狀記に路通がミ  
つから書る所也然るに或書に義仲寺にて亡師追悼の時大津の俠客を誘ひ其席を妨ぐといひ又伊丹の鬼貫同心し  
てあらぬ邪曲なせしと記せるは大いなる誤也翁より膳所の曲水へ遣ス文書にも

路通事大坂にて還俗いたしたるとの事其心さし三年已前より見へ來る事にて今更驚くに足らずとも西行  
能因の真似は成まじくいへは平生の人にてい常の人か常の衰をなすに何の不審か有へくや拙者に於て不通  
仕るまじくい俗になりいても風雅の助けにもなりいへんはむかしの乞食よりハ勝り可申い

二月十八日

はせを

曲水様

狂哥種ふくへに

永井走帆翁身まかりけると聞て

金花翁鬼貫

彼國へ綱を引しか永井せすはやふり切て終にはしり帆

この狂哥集の序は鬼貫か自筆なる故こゝに出す

種ふく無序  
あまけの如右江のさし共も  
る若らう永井氏を帆や  
えー流さあね一生歌よ程  
危く満ちるとかしう  
あまけの如右江のさし共も  
る若らう永井氏を帆や  
えー流さあね一生歌よ程  
危く満ちるとかしう



日るにまつて又女中あふ人々  
 遊とあそぶにあつたまきおと  
 ととあそぶにあつたまきおと  
 けしきと云う譯は  
 けしきと云う譯は  
 けしきと云う譯は  
 けしきと云う譯は  
 けしきと云う譯は  
 けしきと云う譯は

元文四 己未

- 一 七月十六日 大雨大雷
- 一 同十二日 初代嵐三五郎死

法號 本譽良誓

一 五月 多田院開帳

散錢をほしからす多田拜ますは是ぞ開長の源そかし

友 房

〔編者曰ク原本此ノ所壹行空白〕



元文五 庚申

一 御城代 酒井雅樂頭 上州前橋

四月五日御着の後 御城堀際に棒杭繩張被仰付 事ハ奥ニ著ス

一 東御町奉行 松浦河内守

一 正月七日より天王寺庚申堂開長

一 六月 河州道明寺土師八島家建

浪速 忠國建碑 文略ス

一 五月三日 地震

一 六月七日 大雨 攝州多田ノ庄流レ人多死ス

一 同廿七日 朝五ツ時大地震

一 七月廿二日 大風大木多折ル

一 八月四日より大雨して六日夜堺北ノ庄流ル 大和川堤切て水入ル

一 元文中 名鹽村温泉

名鹽村武田尾の温泉は金瀧湯と號して往古より湧出シ氣味凡但州の温泉にひとしく功能頼りに諸人の病苦を除

く此山元來仙人の遊窟にして谷深く峯そびえ藥艸靈木多ク生シ温泉湧出の岩間より金精の異香かほり頗る山中の絶景也元文年間後藤先生入湯ありて氣味功能猶くはしく試ミられしよりいよ、諸方の入湯絶る聞なし

〔編者曰ク原本此ノ所壹行空白〕

一 大坂御城番御役料之事

大坂御城番二大名は往古より御役料なかりしニ酒井侯御城代之時江戸表へ御執成あつて當代一ケ年ニ三千俵ツ、御役料被置下事と成たり

一 大坂御堀端ニ駒除ケ垣始ル事

堀際ニ棒杭を打て繩を張り堀端を通行する者猥りにあやまち入ざるやうとの御備也此棒杭之義是迄數十ケ年の開代々の御城代より江戸表へ駒寄新に拵へ度との御願ひ有しかど御聞届なかりしニ酒井侯の發明にて此度駒除ケ仕度との御願ひニ付駒除ケならバ可然取斗旨御下知有之誠ニ物毎はいひやうの有もの也と皆人感シ入たり

寶曆雜錄云 同年號初メ大坂御城の邊を通行せしに酒ニ酔たる人と見えて御城の堀へあやまつて落ぬ堀の内は水満々として既ニ沈むべきに其人水練を心がけるにやよく遊ぎてあなたこなたへ浮ながら大聲あけて助ケ給へと叫びしかハ番所の人々駈付て申けるは石垣へ手を掛けて居るべしと申早速役人へ告けれハ脇差斗り指たる男二人來り色々の道具を下してはまりたる者を引上たり此二人はいか様の事の支配の役人か  
かるもかる介とて 公儀より御扶持頂戴いたし昔より兩人勤る本名ありながら箇様ニ呼びし也其節はまり



たる人へいひ聞せけるは御城の堀へはまりたるもの此方共ニ告知らせて引上ケ遣ハす時は其者別條なしもしはまりたる者自身ニ上る時は其者死罪ニ仰付らるゝ事也是御大法也と語りける誠に御堀は城郭第一の要害なれば左も可有事にて平日ニ心得可申事共也

一 元文中於江戸表 御定

官中秘策卷之貳拾六より卷廿八ニ至ル 此寫本誤字多シ  
原本ノマ、後考

訴訟御定之事

是ハ有徳院様御代諸奉行衆より 伺之上相定

一 關八州より申出公事御領私領共御勘定奉行初判關八州にも御領之分ハ右同斷大岡越前守支配之分は越前守初判出之

一 關八州之外私領之分ハ寺社奉行初判但關八州之内ニ而も寺社領之分ハ右同斷

一 五畿内近江丹波播磨國ハ京大坂町奉行へ訴出但右之國々より餘國は掛りハ出入は寺社奉行之初判也

一 町奉行之支配町々出入は勿論江戸之内寺社奉行支配之者より町奉行支配之者ニ掛りハ出入又は御勘定奉行初引出之ハ江戸町はづれ近在より江戸者掛りハ出入共裏判共出ハ右及雙方之家主名主ハ組頭五人組立

合來ル幾日迄ニ相濟不濟ニ於ては幾日可出之聞其筋之役所其押切裏書出之其上にて評定所へ出之

一 奉行所諸役所并於私領前々裁許有之事濟義經年月右裁許非分之由再吟味願ハ共取上なし然共訴訟方慥成

證文等有之相手方ニ而も證據す、ミ先裁許必定過失ハ相見ハ伺上證義ニて取掛若雙方證文無之ハ再吟

味之願無取上但シ相手不尋して不叶義ハ、其所之支配人或は地頭ニ一通り相尋猥ニ相手不召呼

一 再吟味之願理分聞ハ共雙方對決の上ならてハ理分相決かたく又ハ證據不遺ハ而之不明之義證據無之

故御條再吟味無取上惣而訴訟人願ニよりに再吟味之事ニ於御奉行所ニ證義之上前々之裁許改ハ義格別也



- 一 國郡境川附分之例は名用之
- 一 國郡ハ官庫之繪圖或は水帳次第裁許
- 一 官庫之繪圖ニ國郡ニ境之山を雙方より書載之雙方とも證據無之ニ於てハ論所之中央可爲堺
- 一 官庫之繪圖論所半分附載之一方ハ全載之外ニ於證據有之ニハ勿論全載之利運也
- 一 國郡境山論水分之論も峯通り限境たり
- 一 先年之裁許繪圖打損し直シ度由於訴ニハ相手方之繪圖を相渡可爲寫旨裏ニ書一座印形遣之
- 一 雙方於證據無之ハ大道筋或は川中央又は峯通り谷合見通水帳次第古田畑等境たりし也
- 一 川附寄次第流ニ隨ひ中央境たり
- 一 魚獵漢茸中央限り取之
- 一 寺院後住爭論先住送り狀書物を取用又は百姓町人家督出入ニハ讓狀正敷書物用之慥成書物等有之處不埒之證文等取之爲證據と於差出ニハ戸々或は所拂
- 一 及出入に沽券於證文無之ニハ家屋敷公義へ上之
- 一 及出入ニ肩書手ニ入ニ於てハ手鎖
- 一 宛所も無之證文ハ不取用年號無之も同斷
- 一 裁許難澁之者ハ牢舍或ハ手鎖裁許受取申旨申出ニ於てハ赦免
- 一 難立義ニ及び於強訴ニハ閉門戸々或ハ田畑取上或ハ追放遠寫

- 一 先裁許於申紛ニハ手鎖戸々或ハ過料追放
- 一 先裁許を致疎ニ付於及再訴ハ名主役取上或は過料
- 一 立會繪圖於久敷滯ニハ牢舍於訴訟ニハ赦免
- 一 追放所拂御仕置於不請は遠嶋或は追放
- 一 缺落者圍置ニ於てハ過料或は戸々
- 一 奉行所より之申付之由偽申ニ於てハ其品ニより輕キは過料
- 一 度々差紙を受不參者ハ其品輕ハ過料或ハ過意として宿預ケ或は牢舍
- 一 相手相果ハ處押隱シ外ニ相手を取裏判取ニおるてハ過料
- 一 重キ禁制の義致といハ共前方ニ於相止ニハ過料但人殺盜賊等ハ前方相止といハ共御所も無事故格也
- 一 其料無之といハ共證義之節於預を隱ニハ戸々
- 一 追放之義を乍存御構と地へ於差置ニハ所拂
- 一 役人へまいなひを差出シ其品輕ハ手鎖或ハ役義取上
- 一 御成先ニ而無筋直訴於差上ニハ所拂
- 一 過料申付者相果於悞無之ニハ五人組より爲出之相果ハ義不届延引ニ及ハハ、名主押込
- 一 重キ事ニ付偽申觸けれハ家財取上江戸を拂或は重キ追放
- 一 偽と乍存證人ニ立ハハ者ハ追放



- 一 證文ニ知人之名を印外之印形を押し者は重キ追放
- 一 出入不相濟内ハ論所へ立入開敷旨申渡ハ所於相背ニハ過料或ハ所拂
- 一 無證據之義及強訴剩差紙を以呼出し者ト致相對不差圖奉行所を蔑ニ致ニ於てハ追放訴人と相對之上不罷出相手ハ過料
- 一 取上なき願ニ付書付を以委細申渡重而願出ハ、過料可申付旨申渡所其上ニ而も猶訴出ハ過料奉行所に不取上願筋違へ願出ハ、吟味之上彌取上ス猶願ハ過料
- 一 當人難願障も無之所親類縁者之由ニ而訴訟差出ハ、當人願可申付旨ニ而無取上
- 一 惣而物に準へ異說虚説を申觸ハ者は召捕急度仕置
- 一 科有て逐電致脱落ハ處尋申付義主人を家來親を子兄を弟伯父を甥ニ尋ハ様には不申付定法也
- 一 尋之者不出ハは落着難義とて其一件差延置ハ而も構無之難義ニ付六月限於不尋出ハ過料相當也脱落人は見當り次第ニ召捕可來致見逃ニ外より見出し於訴出ニハ當人可答之旨證文を以申渡一件御仕置落着可申付也
- 一 遠國者當地へ參り無宿ニ成無料類ハ勿論勘當者ニ而も領主構之無差別領主へ渡シ家來ニ召仕道中荷物になわすか又は御當地ニ召仕其内致脱落ハ共其通り之旨申聞引渡
- 一 火を付亂氣之證據不分明ニハ、死罪亂心ニ於無紛ニハ常々亂心之通ニ申付
- 一 身代限之事 宅并藏家財共不殘取上之他所ニ家藏有之分ハ諸道具諸財物取上之家藏ハ無構

- 一 科重ハ、過料之上戸をへ入墨之上た、き放也或は追放ニも二重ニ御仕置可申付
- 一 過料之事 身代と科之輕重等に應シ過料員數増減可申付但シ至而輕きもの過料於難出ニハ手鎖申付
- 一 牢舎申付者最初なり留ルハ不遺病人行倒ものハ格別
- 一 拷問之事 致惡事ハ證據儘ニハ不致白狀或は同類白狀ハ共當人不致白狀又は科未相決ハ共外ニ惡事有之分明ニ相知其科斗ニ而も可被侍罪科ハ右之外にも詮義之上其品内ニも手筋相決ハ而其品ニより拷問申付但差□斗ニ而證據儘ニ無之又ハ怪敷故ニ一通リニ而ハ拷問不及
- 一 過意ニて迺又ハ吟味之内手鎖外ニハ者品ニより死罪或は遠嶋追放
- 一 死罪ニ可成もの致脱落其身より於奉行所に出一等を宥め遠嶋申付
- 一 入牢之者吟味之上科無之ニ相決ハ處拔出ル事ニ於てハ遠嶋
- 一 重キ事ニ付跡方も無之義を申掛ハニ於てハ家財取上所拂或は重キ追放遠嶋輕キ義ハ過料并過料滞ニ於てハ手鎖
- 一 惡事有之者を就召捕訴出ハ時右惡黨之方より召捕出ハ者ニも惡事有之由申掛ハ共猥ニ不相糺若本人より重キ惡事を於證據ニ申ハ雙方詮義有之惣而罪過之者を訴出ハニ於てハ同類たりといハ共其科を免さるゝ事ニ付作略有之ハシ
- 一 重科人死骸鹽詰之事 主殺親殺死骸鹽詰磔此外之科ハ死骸鹽詰ニ不及關所破リ重キ謀計之致方ニより鹽詰磔ニ成ハシ



一 追放 構國之所ニ重キ追放は關八ヶ國山城攝津駿河甲斐尾張紀伊堺奈良長崎東海道筋木曾路筋尤其者居  
い國所とも

一 中追放 江戸十里四方京大坂奈良伏見長崎東海道筋木曾路筋日光道中甲斐名古屋和歌山水戸

一 評定所にて追放申渡時は御小人目付町同心立合常盤橋御門外迄連行追放屋敷にて徒士足輕召連

一 死罪御仕置之除日之義急度御定寸之御精進日其外御祝義事等有之日ハ心附相除定日御精進日并朔日十五  
日廿八日節句其外相除い分右之通

正月十六日 五月廿六日 七月十五日 十月廿一日 十一月廿七日 十二月廿一日

御誕生日六日

五月十六日 同 廿二日 六月七日 同 九日 十月三日 同 七日 同 廿一日

十一月六日 十一月廿七日 十二月十一日

一 煩はやりい由虚説を申出シ札并不實之藥法を致し於流布ニハ引廻シ之上死罪古例

一 御構之地へ立歸りい者ハ死罪或ハ遠嶋人を殺しい者ハ獄門

一 謀判を致見逃シい者□□い者ハ獄門

一 組下之者博奕之致宿を宿錢之内取剩御代官より呼使家來を大勢罷出打擲いたす所不差留殊乍存不訴出其

上頭取之者を致差圖於爲致脱落ハ名主ハ其所引廻シ獄門也

一 博奕致宿剩自身留主之節右呼使を打擲及騒動い處不訴出は死罪

一 謀書謀判似合金致シい者引廻シ之上獄門

一 重科之者惡黨之□い致ニ於てハ遠嶋輕キ事ニ付似セ手紙認い者ハ家財取上所拂

一 前方科有之追放ニ成い以後御構之場所へ徘徊いたし其上ゆすり事致ニ於てハ等重ニて申付い事ニ得と

も博奕之義を訴人致ニ於てハ如元之追放

一 重科之者牢死ニ於てハ死骸磔

一 被殺害い者を致頓死ニ於てハ兄弟名主等ハ重追放其外は所拂

一 主殺親殺之科人は子共ハ伺之上申付親類構無之いへ共所へ預ケ置本人落着之上右惡事之企不存相決シい

は差許此外ゆへ罪磔ニ成いもの子供ハ無構右は町人百性其外輕キ者之事也

一 親子兄弟其外之親類ニ而御科御免之願且裁許之義ニ付猶々願ハ別段之願ニ付先不外咎也

一 惣而追放ハ先年之仰出有之い科人追放之義於私領ニ難義ニい所近年は其科ニ寄所拂遠嶋追放之義不苦趣

也

百性掛り

一 地頭違又は一ツ地頭之内百性出入兩様共地頭より斷有之上ニ而取上い且地頭之取捌キニ而可哀濟義ハ地

頭へ申談し其上ニ而不相濟いへは取上

一 御領所之百性出入其所之支配人添狀無之ハ不取上い

一 御領所之百性所之支配人何之譯も無之捨置い歟或は裁許之次第難受再願い而も無取上奉行所へ訴出支配



人心得違ひ趣ニ相聞ひへは支配人へ奉行所より申跡宜取計其上之訴訟人得心不致ひへは奉行所ニ而も裁  
判申付

一私領百姓地頭へ願ひ時久敷不取上或は裁許之次第難請再往願ひ而も取上無之奉行所へ於訴出ルニは右同  
斷

一死馬捨場等へ村境ニ不及沙汰近村可爲入人□

一内山居村等へ地元之外は入會蒙之

一内山境無之といへ共地元之古畑等有之ニ於て内山也

一入會より數十年新開致ひへ共地元より於訴後ニハ不及荒之年貢地元之村へ入會より納之さすへし

一地元たりといへ共近年新開新林等可爲荒也

一入會場所へ道多といへ共絶入會之證據不用事

一名田同前之茅野等地主名得心之上ハ外より新田等願ひ共無謂外へは不免ひ事

一入會ニ而無之草札等之場へ田高ニ應し刈之

一入會野新開發等ハ高ニ應し割合之

一新開立出たり共理不盡於代荒之ハ過料

一他之入會場へ紛れ入於刈取ニハ過料秣場へ之假橋他之往來蒙之

一別村之分といへ共官庫之繪圖郷張次第之事

一畑廻り之秣場之畑園久根中央より内外壹尺五寸宛都合三尺除之秣列之事  
一入海兩頼之中央限之村は普村境見通可爲境  
一御朱印境目ニ數年百姓并來田畑并家居等可爲有來通年貢ハ任舊例ニ越石等は其寺社領致收納夫より越石  
其地頭收之

一川附より之事大水ニ而自然と川瀬違高外之新田地又は見取場等物成場秣場河原野地等之無高之地所は付  
寄次第也然共川除等之仕形ニよりて人力手跡ヲ以川瀬違けるは所寄之例ニ不用義も有之事ニ付依之新堤  
築出しハ無伺任勝手ニ川中へ仕出ひ事別業たり勿論高内之分は附寄之不及沙汰向之附寄地を飛他進退申  
付ル定法也

一本田高之川缺を附寄之不及沙汰地先を限り川向之附寄地を缺地反別ニ應し飛地ニし積申渡

一御朱印地之分不足之類は數多有之ニ寄て訴訟不取上之

一檢地之地元見取場等地頭より付寄たりと申といへとも於生證據ハ地頭へ取上之年貢ハ可爲御藏入

一佗之地先を於開込ニは爲返之仕形於不埒ニハ不納之年貢爲納

一居村之地内村前ニ地村より等請之新敷有之ハ新敷地先たりといへ共於居村之地内たるニ見立之新發之外

□事蒙之

一先地頭之除地ハ當地頭之心次第たるべし

一雙方爲持地と證據於無之ニは 公儀ニ取上之又は村中名主へ預之



一 永々作并數十年預ケ來ル地面無謂取上事禁之  
但し二十四年來と永作と言

一 木陰ハ雙方立會之越之

一 竿請之内畑切崩い者ハ手鎖或は過料出作百姓年貢高役等内證相對ハ格別村并本百姓同様之高割勤之通例

一 水帳ニも不書載新開場水行之障ニ成ルに於てハ圍取拂可爲流作事

一 私領ニ而も新田新堤取立い事雙方地頭相對之上之義ニ付障無之様可申合旨申談願不取上子細有之口傳難  
濫之義ニ付格別

一 用水掛樋井路之義川中へ堰を立水を引分い處堰之仕形ニより川下へ井水不足ニも不構手前勝手之宜様ニ

仕い故爭論ニ及ひ或は兩頼井口有之場所片頼之井口付替い時雙方不申合一方之任自由ニ仕替い故及出訴

ニい類有之い右體之義雙方致相對普請仕い節は立合無障様ニ爲致若滯義有之い分又は不法之事有之可其  
節より十二ヶ月限於出訴ニス裁判有之右之期月於過ニハ出訴無取上之

一 御領私領組合普請私領分斗普請於輕願ハ免之

一 當地用水不引といへ共古來より之組合はなれい事蒙之

一 往還橋普請組合新規申付例有之

一 用水人足諸色組合惣高割之

一 用水は田反別ニ應し而可爲割之水門之寸尺を定

一 一段之時水代雖不出い於地頭分口ハ新規出之

一 用水場ハ容易ニ不取上雙方之役人立會無滯様爲濟之

但十二ヶ月を過於訴出ニハ不及沙汰

一 畑成用水ニ障ル於てハ蒙之

一 新田新堤雙方役人立會於無滯ニハ爲取立之

一 山海境目秣場出入并田畑論先奉行裁許之書付古水帳且古來御代官所之時裁許之書付或は地頭捌置い書付  
差出繪圖ニ符合い歟又は地所無相違いへは取用

一 惣而古書物印形無之い而も慥成書付ニ而水帳又は地面封合い書付且披證文山手形名寄帳印形有之年貢等

納方相違無之ハ取用

一 先領主地頭之帳面書物其外古來之書付無印形といへ共於慥成ニハ用之

一 他之水帳書物等論所ニ證據と偽りて文字ニ於書替ニハ死罪或は遠寫

一 可致證據折ニ而不埒之書物等於差出ニハ戸メ或ハ名主庄屋之役を取放ス

一 地頭又は支配頭之有裁許難立民於致強訴申ニ戸メ所拂過料

一 地頭より追放ニ成い所於強訴ハ遠島

一 御代官地頭へ相背ニ於てハ其品輕キハ過料住所を於立退ニハ過料之上戸メ其品ニより重き追放

一 知行所田畑爲實地ニ入地頭用金借出させ事停止之



一 質地借金手形之分無取上

一 小作滞日限も不相濟いへ共小作人身代限り諸道具不殘爲相渡

但田畑ハ小作金之多少ニ應じ年數を限り金主方へ爲渡年數過小作人へ相返之但シ小作人所持之田畑質ニ入置いハ、田畑不持もの同所諸道具ハ不殘爲渡家屋敷ハ不相渡也

一 質地滞金米

五兩以下は 三十日限

五兩以上拾兩迄 五石已上拾石迄 六十日限

拾兩より五十兩迄 拾石より五十石迄 百日限

五十兩より百兩迄 五拾石より百石迄 二百五十日限

百兩より貳百兩迄 百石より貳百石迄 拾ヶ月限

二百兩より以上 貳百石より以上 十三ヶ月限

一流地之通小作之滞は弄指可申付

但シ小作滞ハ如通例日限申付へし

一 酉年以來之質地證文不宜借金ニ準しい分ハ別小作滞も借金ニ準し小作人ニ濟方申付る也

一 名田小作は證文又は帳面ニ印形無之い地主無念ニ付取上無之

一 名主加印又は名所も無之證文は無取上質屋主名主之時組頭加印無之ハ無取上但シ酉之年以來ハ借金ニ準

し本證文無取上分小作滞も無取上

一 水帳ニ相違之質地證文ハ不取用借金ニ準シ

一 年久敷證文ニ而も享保年中之年延添證文於有之ニは定式之質地濟方被申付

一 質地或は他之小作他之稻理不盡ニ苅取又は作り付て於不致手入ハ戸メ或ハ過料

一 無證據不埒之證文ヲ以及出入ニ於てハ地面 公儀へ取上之

一 名主證文等乍存差留ニ於てハ答

一 年貢未進於有之ハ田畑質入ニ致といへ共取上之賣拂代金ヲ以地頭方へ年貢未進皆濟残り金於有之ニハ金

主方へ割渡之

一 質地年貢之内不請戻い而致流地ハ段證文有之質地ハ證文之通申付也

但シ期月ニ至て前廉ニ訴出いハ、爲受返し申へし

一 御朱印地田畑質地ニ取事停止之

一 質地年季之内は年貢諸役相對之上極置之通勤之させ流地ニ成い節ハ本百姓並ニ勤之通例

一 質地年季之内請戻シ之義地主訴出い共相對は格別年季之内は無取上

一 町人百姓於帶刀にハ江戸在所追放

一 投飼場於□繩張ニ而過料所之名主ハ戸メ或ハ呵リ

一 投飼場殺生人有之處於不相改ニハ村中へ爲過料魚鳥番人春より秋迄或ハ壹ケ年爲勤之其所之野廻リ不念



ニ於てハ野廻リ役取放シ

但シ捕ひ者は御褒美金五兩

一御飼付之鳥於追立ハハ戸々或は追立ひ者爲過意と名主へ預ケ見出シひ者ハ御褒美金被下之  
一隠鐵炮於賣買ニハ田畑取上所拂口入致者は過料名主組頭不相改無念ニ付ハ聞過料村中爲過意と魚鳥番人申付也

一御鷹場ニ而於隠鐵炮打ニハ遠嶋名主ハ田畑并役義取上組頭ハ過料村中ハ爲過意と魚鳥番人申付鐵炮を打ひ者ヲ捕ひハハ御褒美金廿枚被下訴人之者ニハ銀五枚被下之

一遊ひ者ヲ於留置ニハ名主役取上戸々頭ハ過料

一願立置ひ事ヲ致願捨ニ在所へ歸りハハ過料

一他村之者其付之者ニ成出入ニ携於訴出ニハ過料

一目安裏判偽り物之由申奪取ひ者田畑取上并ニ家財等取上所拂

一無下知村々より入足爲出之遣といハ共賃錢相渡於てハ牢舎之古例

一先觸ヲ書違村々ニ而無用之用意等爲致ニ於てハ追放之例

一百姓町人口論之上相手理不盡之仕方ニ而不得止事相手ヲ殺しハ時は相手之親類并其所之名主年寄等右被殺いもの平日無法者ニ而申分無之と申ニ付解死人御免之義於願出申處於無紛ニハ解死人ニ不及追放武士奉公人ヲ殺いハハ其主人願無之ハハ不差免事

一重而追放在方ハ田畑家屋敷家財共缺所

一改易中輕追放在方ハ田畑屋敷取上家財之無構

一田畑取上ひ者科重ハ田畑居屋敷共取上科輕キハ田畑斗取上家屋敷ハ不取上屋敷付之田畑無之者は重而過

料

一夫科有之田畑取上ニ成ひ得ハ妻持之田畑壹所に取上ニ成ひ金銀杯持參ひ得ハ當坐ニ遣捨ひ故妻之方ニハ

古戻但妻之名前ニ請引之分ハ可爲格別

一百姓町人一分ニ掛りひ事ニ而何卒仕方可有之義ヲ訴出御家人知行御切米被召上ひ程之事ニハハ其百姓

町人科無之ハ共其通りにハ難成かるハハし相當り之咎可有之

一代官ヲ背所ヲ立退私領城下へ相詰於強訴ニ頭取ハ獄門或ハ死罪遠嶋

一百姓之下女致密通ニ付兩人共切殺といハ共百姓ニ不似合仕形ニ付戸々古例

町人掛り

一離縁之上町内ニ而同商賣致ニ於てハ養父へ對し不遠慮ニ付養子ハ所ヲ爲立退

一町人於帶刀ニハ江戸在所追放

一名主役被取上浪人之由偽り於致帶刀ニハ追放

一質物置主にも不相知受人より質物於受戻ニハ過料

一割判も不致持參ひ所質物爲受返之於てハ利銀公儀へ取上也



- 一 商賣仲間之法を背に於てハ過料
- 一 割可返分を其通りニ致置及出入ハ名主ハ役義取上戸ノ組頭同斷之古例
- 一 改易中輕追放は家屋敷取上家財無構重キは家財迄闕所
- 一 町方火札張紙等之事右ハ畢竟先へ難義をかけ度爲事を偽りハ聞其所名主火可然とも致張替ハ者を見届ハハ、召捕可出差大風聞之義ニ付言立られハ者ヲ於致店置は店かりハ者申出ヘシ
- 一 町人大小を指シ奉行所斷仕ニ於てハ引廻シ之上獄門
- 一 平日之出火咎之事火元類火之多少ニより
  - 三十日 廿日 十日 押込
- 一 大火之咎火元五十日手鎖火元之地主屋敷御券金拾分之一之過料火元之家主三十日押込風上貳丁風脇左右貳丁以上六丁過料
- 一 御成之節出火之咎火元五十日手鎖火元之家主三十日手鎖月行司押込火元之地主屋敷御券十分一之過料但所之者早速消留ハハは火元之當人斗五十日手鎖寺社之門前町家よりハ所を買受又は致借地ニ町家建置ハ右之通過意申付
- 一 武家之供へ突當り或ハ雜言申者追放
- 一 帳面ニ記置ハ借金印形無之附込帳ニ書入有之とも無御取上
- 一 同寄附込帳ハ一日ニ大勢幾人へも賣懸ハ分賣物之順迄ハ故印形無之ハ共取上濟方申付ハ一日ニ一兩人之

賣口又は日數隔り記シハハ附込帳と申ニ而ハ無之ニ付無取上

- 一 口絶之重障有之ニ於てハ蒙之
- 一 市場近所へ無届新町屋停止之
- 一 私ニ新市建ハ事停止之 但障於無之ニハ免之
- 一 市場ハ村鑑次第也

山海獵師并海邊川筋私領掛り

- 一 藻草ニ役錢無之獵師之無差別他先次第取之藻草於滯ニハ新規魚獵禁之
- 一 御茶鮎并運上於納上他村前之無差別入會鮎獵いたしハ無役之時□村前可限之
- 一 魚獵入會之場境之無差別取之
- 一 藻艸魚獵場於障ハ禁之
- 一 磯獵其他付□付次第仲間入會
- 一 小獵ハ近浦之任例沖獵之分於願ニハ新規ニ免之
- 一 浦役等於有之ニハ他村前之浦魚獵たりといハ共入會例多し
- 一 浦役於無之ニハ居村前之浦たりといハ共魚獵禁之
- 一 船役等は沖獵或ハ荷船可爲半役
- 一 海境は分木貳本立ル例多シ壹本ハ可爲濱境網干場境



- 一 運上船の改ハ磯より沖へ壹リ程限之
- 一 關東筋鯨繩諸獵之妨成ハ、停止之
- 一 壹本針ニ而鱒を釣事禁外たり
- 一 廻船植木庭石之外遊道具之類積廻リハ事停止之
- 一 破舟之節ハ取上荷物之内浮荷物ハ廿分一沈荷物ハ廿分一取上ハ者之爲取之
- 一 品川湊内廻船掛リ居ハ内小船ニ乗出し出買出賣停止之

夫婦懸り

- 一 夫死後家義外へ縁付に於てハ先夫之名跡可差繼様無之筋目之者可爲相續
- 一 妻之諸道具持參金相返上離縁之義ハ夫之心次第
- 一 外之女を後妻に可致巧而離別於致ニハ右之女を妻ニ可致義ハ勿論出入差留ル
- 一 懷腹之妻離別之義夫之心次第也出產之上男子ハ夫之方へ可引取女子ハ妻之方へ可置
- 一 妻を親方へ歸り居ハを三四年過夫訴出ルニ於てハ願後難立乍然出之ハ狀不取置ハ不埒ニ付一應夫之方へ呼戻シハ上離別狀可相渡之
- 一 離別狀不遣夫之方より三年以來不致通路ニ於てハ外へ嫁取共先夫之申分難立
- 一 離別之證據無之女房親元へ參り居といハとも相果諸道具持參田畑不及返ニ夫之心次第之事
- 一 悻相果ハニ付娘を差戻シ類ハ持參金不及沙汰道具ハ可指戻シハ

一 先夫離別之事慥ニ不届去狀も無之親元へも得心不致させ女と申合理不盡ニ外へ於引取ニハ重キ過料又ハ品ニより追放

一 女不被離別ハ共爲自分と立去親々も不爲致同心致家出去狀も不差越之内外之男持ニ於てハ髮を剃り親へ渡シ以後外へ片付事ハ親之心次第

一 不義之男と通路致ハ、右不埒之取持人過料

一 女房不致得心ニ衣類等於質屋遣ニハ不縁之事妻之親心次第女房難添子細相立於致出家ハ女之親元へ可爲諸道具返事

一 去狀不立返上ハ又添ハ義不及裁斷

一 養子合之女房夫を嫌ハ致家出比丘尼寺へ缺込比丘尼三年勤之暇出之旨於訴出ニハ實父の方へ爲引取之古

例

一 夫をきらハ髮を切ハ而成共暇乞度由女房夫へハ掛致ハ比丘尼寺へ弟子ニなし其上ニ而縁を切せる古例

一 離別之事斷を受女之親缺落いたし引取人無之ニ於てハ溜に預

一 押而離縁之事於替ハ本人取持人共手鎖

一 妻之不法法ニ付男女共切殺といハ共妻之於不法法ニハ妻之敵討とて難申付迄於ハ古例

一 女房致缺落又ハ外之者共夫婦ニ成ハニ於てハ新吉原へ永々被下

一 夫有之女奉公之内傍輩と於密通ニハ男女共に死罪



- 一夫有之處外之者と於夫婦ニ成るハ死罪
- 一夫有之を男不存といへ共追放古例
- 一密夫と申合本夫を殺害いたすに於てハ女房引廻シ上礫密夫ハ獄門
- 一女房ニ疵付平愈ハ共理不盡ニ付門前拂

父子掛り

- 一父致養子於跡式極置にハ雖實子たりと跡不繼
- 一父跡式於不極ニハ血筋近キ者可爲續
- 一遺狀之通家屋敷配分ハ而ハ跡斷絶或ハ母妾とて外へ嫁ハ由親類雖申成押無之相果ハ時之家財ハ母之心次第たるへき上ハ遺狀之通母へも跡式分之
- 一重病之節一判之讓リ狀ハ不用之
- 一跡式相續之惣領を差置外之悴<sup>(俸)</sup>ハ跡式可讓者遺狀不法也雖然遺狀於慥成ニハ有家督<sup>(俸)</sup>悴七分<sup>(俸)</sup>外之悴<sup>(俸)</sup>ハ藏家財田畑等ハ家督之悴可有相續也
- 一家出致シ養父之死後立歸リ養子ハ跡式相續不成
- 一當人相果借金有之跡式親類之内ニも於望無之ニハ借金方へ家財可爲分散古例
- 一當人相果跡式之義遺狀も無之親類等不埒之義を於訴出ニハ 公儀へ跡式取上
- 一養子離縁之上は出生之男子ハ夫方ニ可引取出物ハ相互ニ爲返之可申事

- 一夫死後後家へ養子當り惡といへ共相不愼後家心儘ニ外之讓り分ハ筋なし
- 一養子父子不和ニ而實方へ立歸リ去狀不遺差置妻之方を引取度由といふ共無謂ニ付不及裁斷
- 一養遺跡妻養子氣ニ不入離縁之上は持參金不及裁斷妻子之諸道具ハ去狀遺之上にて可爲返之
- 一實子出生以後不和ニ而養子致家出といへ共又父不埒ニ付養子を可爲引取
- 一養子仕方惡敷由ニ而養子仕方穩便ニ無之實父方へ於歸ニハ持參相對ハ格別不及裁判
- 一自分之悴<sup>(俸)</sup>を養子ニ可遺折ニ而離縁之腰押ニ於てハ追放
- 一養子雖不縁たりと縁絶之證文も不取替養子たり離別之狀も不取替剩雙方より外へ片付ハ上訴論ニ及
- 一ひ類ハ不埒之仕形ニ付持參金 公儀へ御取上
- 一久離帳ニ付置といふ共離別被致ハ者と子引取人無之ニ於てハ久離迄無差別親類預之
- 一脱落之届致置といふ共勘當之届ニ而も無之外ニ可引渡も於無之ニハ其親類へ引渡す
- 一輕キ者養娘を遊女奉公ニ出シハ義實方より願出共無取上
- 一實子養子之無差別親之仕方外成義有之子格別難義之筋を於取斗ニハ吟味有之
- 一養父同前之者へ不愼成義を申掛ハ手鎖
- 一親殺害ニ逢ハ時外ニ隱居ニ悴<sup>(俸)</sup>ハ遠嶋
- 一養子之借金養父之家來致手形置といへ共養子實方へ相歸る上は不及沙汰ニ古例

君臣掛り



- 一 主人之女房臥居の處へ忍入又は艶書を遣しひに於てハ死罪之古例
- 一 主人之後家ニ下人致密通ニ於てハ後家并下人追放古例
- 一 妻下人と密通ニハ下人引廻シ之上獄門妻ハ引廻シ之上死罪
- 一 主人之女房と密通之上右女を可切殺と主人方へ踏込ひ者ハ引廻シ之上獄門女房ハ死罪
- 一 主人之娘を申合於誘ひ出るニハ所拂
- 一 主人之妻と致密通の處下人助命之義夫於願出るニハ非人手下ニ申付女ハ新吉原へ年季無際限
- 一 主人之妻之母切殺密通之上之由雖申無證據ニ付引廻シ之上死罪
- 一 證文人と主請人之無差別奉公人召抱ひ者ハ戸
- 一 缺落人之給金濟方受人へ申付もし於滯ニハ身代限り申附
- 一 取逆引負等之缺落ハ請人へ三十日限尋申付尋於不出ニハ受人身代之様子ニより過料輕重申付缺落者及六七度ニ不尋出は請人爲過料身代四五分或は貳三十分相應ニ取上若奉公人與馴合於不尋ニハ其請人御仕置申付缺落者尋出シ取逆ひ者賣拂ひ分買主より戻金子杯遺捨ひ事分明ニハハ、尤受人へ給金斗濟方申付但受人より下受人へ掛り於願出るニハ下受人三十日限申付惣而請人より濟之金子請人兩人へ申付於濟方不埒ニハ兩人共身代限申付但シ武士奉公人と主ニ取置ひ共濟方申附
- 一 取逆引負之義を請人兼而存ひ様子ニハハ、急度吟味を遂ケ落着次第受人御仕置申付
- 一 右之類受人致缺落ひ而も請人缺落以前ニ家主ニ預ケ置其品斷有之は受人之可濟金過料とも家主ニ申付尤

- 主人よの請人家主方へ召連參り預但家主缺落者之店受人へかゝり願ひ共無取上
- 一 請人缺落以後主人より斷有之ハ共無取上
- 一 取逆引負缺落ハ主人見合本人を召連來り缺落者之前條有之通り申付右缺落者當宿有之店受人等取置ひは不慥成もの之店受ニ立ひ所を以過料當被爲店受も於不取ハ當宿へ過料尤右致取込引負共御仕置申付也
- 一 奉公人之受ニ立ひ者之出入其家主引受立替相濟ひ兩人は店立致シ又は門前拂成其當人重而之住所見届元家主右立替於相應ニハ當人身代限り申付當家主へハ尤濟方申付店賃滞ひ者店立ハ追而相掛ひ共前條之立替金とハ譯違ひニ付相對次第申付
- 一 下人へ不作法之義申付ひ主人品ニより遠嶋
- 一 引負人之親類其外ニも致辨金者無之當人も可濟手立無之者ハ五十歎百敲追放
- 一 引負人を請人へ預ケ置缺落致させ滯ニ於てハ其受人分限並より多過料
- 一 引負人百兩以上ハ當人并親類又は可辨筋成者へ辨金申付少々も不相濟ひは引負人其分ニ差置其者身上取立ひ節主人願出ひ様申付身上取立ひ段主人より於願出ひニハ當人身代限り辨へさせ身上持ひ度々幾度も爲辨へなり

師弟親類掛り

- 一 師匠より弟子不埒ニ付家業構之義ハ可爲心次第
- 一 對義父無筋義を於申出るニハ死罪



金銀貸借并捨物掛り

- 一 譲り證文斗致所持沽券不致所持元地主願たりといへ共元金爲差出讓證文と引替之上家屋敷元地主へ爲渡
- 一 享保十四年以前之借金出入は無取上
- 一 武士方借金同限り申付置所跡式斷絶ニ付一類之内別ニ領地被下ひ方へ切金爲相濟度旨金主より申出ひ得は不及沙汰古例
- 一 借金并書入金高利ニ當りひ分ハ壹割半之利足ニ直し濟方申付奥書ニ記し有といへ共印形無之ハ無取上
- 一 町人百姓借金申付方借金高多少ニ不構三十日限り度々切金差出させ若出金之仕方不埒ニ付ひハ、手鎖又は滯ひハ、身代限り可申付武士方日切之度ニ切金申付ひ
- 一 借金證文ニ於加印有之ニハ當人加判兩人ニ而濟方申付畢竟相對之事故濟方申付ひ節ハ證文不及家主加判一家質濟方日限四五拾兩ハ六拾日限六七拾兩ハ七十日限百兩ハ百日限千兩以上ハ見斗日限申付
- 一 家質利金壹二ヶ月滯ひ分ハ訴訟不取上三ヶ月共於滯ニハ濟方申付
- 一 白紙手形ニ而於致借金證文破捨ハ三拾兩過料金申付
- 一 車借金目なし錢無取上品ニより雙方答テ申付古例
- 一 無盡金并惣而仲間出入無取上
- 一 兩人連判ニ而金子借受ひ所壹人於相果ニハ半金爲濟之又返金雖致を受取書も不取置當人致缺落無證據た

るニ依て殘壹人より半金爲濟

- 一 證文有之といへ共請金借かニハ哉代金ニひや不相決ハ半分爲濟
  - 一 通例之借金を奉公人請狀ニ認給金と申立實ハ奉公人も無之不埒ニ付訴訟不取上
  - 一 不持證文爲不届ニ付爲過料借金取上之
  - 一 借金筋ニ付而ハ店之者を家主へ可預
  - 一 當分之事ニ致證文所建家等借金之代り無斷卒所ニ於取壞ニハ元之様ニ造作致シ爲返
  - 一 證文之宛所を切書替ひ者ハ爲過料右之金取上之
  - 一 横取金□不埒之者は死罪
  - 一 名主五人組印形無之ハ家質へ難立借金準ス
  - 一 二重質地取替ひ者ハ過料
  - 一 金子拾ひもの訴訟出ひハ、三日晒シ主出ひハ、半金主へ相渡シ半金ひろひ者へ被爲取之反物ニひハ、其品不殘落シひ者ニ相返シひろひ者へハ禮を被爲致
  - 一 落ひ者主不相知ひハ、ひろひ者へ不殘爲取之
- 火附盜賊并謀書謀判之掛り
- 一 火を付ひ者を捕來り訴人ニ出ひ者へ爲御褒美と銀三拾枚并捕ひ同前之者へ銀廿枚被下之
  - 一 舊惡之者御仕置ニ相成ひハ、重キ盜賊ハ人殺ひ品杯は縦相止ひ共さ、ひも無之事也渡世之ためニ致惡事



- 一 且其後不宜事ニ存相止い段分明ニ付其品を立方科又ハ相當り之咎申付
- 一 盜ニ入刃物ニ而家内之物ニ疵を付いハ、疵之多少ニよらず此類ハ獄門
- 一 盜ニ入刃物ニ而無之何之品ニよらず家内之者ハ疵付るハ死罪右兩様共盜物ハ持主へ返シい得共右之通申付但シ忍入い共切い義少シも無之其品輕キハ入墨之上追放
- 一 手元ニ有之品を不斗盜取ハ直段ニ積り金子拾兩位此類百枚或ハ五十枚其品ニより入墨之上追放
- 一 盜取と不存買取反物其外々類ニても其色品ニテ取持いハ、勿論取返シ被盜い者ニ可爲返
- 一 盜物買取代金を盜人遺捨いハ、買取い者可爲損金盜人之雜物を以右代可爲償尤代金可持いハ、買取い者へ可爲相返可爲相返
- 〔編者曰ク原本ニハ『可爲相返』ノ四字繰返シ記シアリ〕
- 一 盜ニ逢其盜人を捕來いハ、取盜い品何方之者買取い共勿論取戻シ可爲相渡若其品手前に無いハ、買取い者より右代金償盜人を捕來い者へ可爲相渡
- 一 盜可致ため古主之屋敷へ忍ひ入者ハ入墨之上重キ追放
- 一 盜物と乍存賣拂又は質物ニ置替い者は死罪
- 一 橋之金物其外諸金物等盜取い者ハ入墨之上追放
- 一 似せ金いたしい者ハ引廻シ之上獄門或ハ磔ケ下請狀致謀判い者ハ死罪
- 喧嘩爭論酒狂并殺害打擲之類并狂死之事
- 一 手負人を不訴出ハ五人組ハ過料名主ハ戸々

- 一口論場へ出合打擲致ニ於てハ身代限り取上所拂
- 一 武家之□ル突懸リ或ハ雜言等申いハ、追放
- 一 人殺其外重科有之缺落者ハ其者之親叔母女房俵にも可掛者を牢舍申付置其外親類其所之名主五人組等へ尋申付い日限大低抵三十日限或ハ五十日六十日限と尋申付但シ廻國等ニ出尋出可申いと申共無取上
- 一 火付盜賊惣而重科人之同類ニハ無之其者ニ被願住所を隠し或ハ爲立退い者戸々
- 一 酒狂ニ而人に疵を付い者ハ主人へ預ケ置疵平愈次第疵の多少ニよらず療治代中小性體之者ハ銀貳枚徒士ハ金壹兩足輕中開ハ銀壹枚爲差出疵之付い者へ爲取之但療治代難出者ハ刀脇差取上疵付られい者へ爲取之
- 一 酒狂ニ而人を致打擲い者ハ身上限り諸道具取上打擲ニ逢い者へ爲取之但酒狂之義主人より斷い節缺落と申立い共主人方を罷出三日之内ニ而ハ缺落ニ不相立
- 一 酒狂ニ而諸道具爲損い者ハ過料爲出損失之者へ爲取之可申輕キ身上之者ハ身代限り申付
- 一 酒狂ニ而自身與疵を付外ニ科無之者ハ疵不爲養生早速主人へ引渡
- 一 酒狂亂氣ニ而人を殺いハ解死人但シ至而輕キ者を殺いハ、品ニより御構無之但シ主親殺たりいハ共亂氣に無紛いハ、死罪一通り致自滅いハ、死骸不及鹽詰取捨也
- 一 拔身を持い者踏込捕い者ハ御褒美被下之
- 一 遺恨を以片輪ニ成い程ニ疵を付い者ハ入墨之上遠嶋非人之手下ニ申付



一男女申合相果死骸不及吊取捨一方の存命(申)いひ、解死人雙方存命いひ、三日晒シ非人之手下ニ申付主人と下人申合相果主人存命いひ、不及解死人非人之手下ニ申付

道中掛リ

- 一馬繼場の其國繪圖次第たるべし
- 一人馬相對ニ而助合ニ來ル上は上役之外も不差滯可勤之
- 一人馬繼之場所へ寄合人馬出之といへ共私ニ人馬繼蒙之但馬繼場と相對は格別
- 一人馬繼往還之外猥ニ脇路通路停止之諸荷物且賣手馬ヲ以附通ひ分ハ雖爲本海道無構ひ通之脇往還は勿論也
- 一商人へ賣渡しひ諸荷物手馬ニ而繼場を附通ひ事蒙之
- 一雙方證據無之馬繼場の雙方月代りニ馬繼可致之
- 一脇道之分ハ旅人勝手次第可爲馬繼ひ
- 一於脇道ニも御朱印之外ハ雇人馬不足之分ハ可及其斷
- 一往還之荷物理不盡ニ於差押ニは過料
- 一大坂荷物京都荷物人持下リ京都之飛脚屋及難義道中ニ而理不盡ニ押切ときい者は古例獄門
- 一川岸帳ニ不載分は地頭并村用荷物之外は運送禁之

寺社掛り

- 一寺社領爭論縁起讓り狀ヲ以申出る時御朱印之面々寺社領縁起之通有之或は縁起讓り狀御國繪圖ニ名所致符合書面も疑敷無之は取用
- 一寺院後住爭論先住遺狀體成書物ハ取用
- 一先住之遺言有之處外之出家を後居ニ可居之旨申といへ共法式之義且方結縁を以可繼觸無之ハ不及沙汰無謂離且之不致ひ
- 一旦那寺ニ不似合無慈悲成致方ニ付離且致ニ於てハ歸且之沙汰ニ不及
- 一心願有之其身一代於致改宗ニハ免之
- 一父之於遺言有之ニハ改宗可爲心次第
- 一祈願所は歸依次第たり
- 一離且人々上石塔迄引取ひ所年數過申出ニ於てハ歸且之不及沙汰ニ
- 一離且之證文押而於印形取ニハ所拂品ニより輕キは戸々
- 一女子母之宗門ニ成ハ無例女子は夫の家門ニ成ひ定なり
- 一住職出入雖有之宗旨證文之印形は可差延謂無之寺附之印形を以證文可差出ひ
- 一前之菩提所へ無斷宗旨證文ニ致印形いひ、戸々
- 一開基且那ハ過去狀次第也
- 一後住之義開基且那は格別且那より不爲差繼



- 一 且那疑宗旨印形滯ニ於てハ逼塞
- 一新寺院於寄附ニハ地面 公儀へ取上之其所之名主組頭戸ハ
- 一 我儘に寺院號を立取替は戸ハ
- 一 吉田家之許狀無之ニ於てハ神主名立然共品ニより社役ハ免之
- 一 墓所より無之一村之助合ニ而相續之堂寺號停止之
- 一 忌中ニ祈願所へ不致諸祓法もなし
- 一 先住借金有之段當住不存觸頭より不申聞ニ付致入院ニ於てハ其後住不及返濟先住之弟子并請人より爲濟之古例
- 一 寺法を差振本寺より之觸狀を名主印形を以門下へ相觸ニ於てハ役義取放戸ハ
- 一 諸寺院より本尊什物佛具建具等書入又は賣渡證文ニ而金銀借ハ當人證文共答申付尤金子濟方不申付
- 一 先住之借金當住不存旨雖申ニ先住借金も有之若致入院開敷旨不相斷於爲可ハ當住又は請人より爲濟之古例
- 一 神木たり共入會之義ニ而理不盡ニ伐採ニ於てハ神主逼塞
- 一 御法度之宗旨をもし相勤ハ出家之頭取ハ遠嶋或ハ追放所拂改宗之者は誓詞之上赦免右ニ付仕形不埒之者ハ戸ハ或ハ過料
- 一 出家願人座頭職多非人從 公儀御仕置ニ不及致ニ其頭等へ夫々ニ引渡法之通可致旨申渡

- 一新規之祭を仕出シ村ニ於送り遣ニハ頭取并其村之名主組頭追放之古例
- 一 寺社之訴訟人可届所へ不斷して於願出ハ無取上但本寺觸頭へ惡事又は非義之申付再往願ハ處可不叶段奉行所へ願出ハ得共品ニ寄吟味有之
- 一 出家不似合無謂義携ハリ品々申出ルニ於てハ袈裟取上之
- 一 押て致密會出家ハ死罪得心之義ニ無之といハ共不埒ニ付髮を剃親元へ渡す
- 一 無證據之義申募リ本寺觸頭之申付をも不用第一人殺火を付盜賊體之於申掛ニハ出家脫衣追放

武家掛り

- 一 重キ追放御扶持金御扶持上リ屋敷家財關所改易中輕追放御扶持人は家屋敷も上リ家財ニ無構
- 一 輕キ御扶持人獄門ニ成ハ時(俸)は悴追放
- 一 辻番致博奕等并捨物を不訴私曲ニ於てハ引廻し之上遠嶋或ハ死罪
- 一 武家方家來町人を致殺害立退ハ、其内家中尋申付疵平愈ハハは親類へ療治代申付ル

御役人出坐之事

- 一 忌中ニ付立合内寄合出坐之義父母之外忌中ハ縱廿日之もの、七日立ハ得ハ出坐之事
- 一 重キ御役人知行所出入之事

一 重御役人并評定一坐知行所出入は何之上裁許申付但十一月以上也質地借金等公支ハ定法有之ニ依而不及  
 伺論所ハ見分裁許伺帳ニ證文之内ニ入會又は古キ帳面を以證據引之事員數或ハ古繪圖ニテ極ハ義ハ古繪



圖入用之所斗小繪圖にて記之見分繪圖にも白昏附括之看一訴訟方相手方杯と夫々之趣を可書記  
以上は元文中之御定なり

新田見立の義被仰付の事

一新田仕立の者へ前々より十分一永代被下置の所不野處泉とて被仰出の以後七人限り被下の然ル所近年見  
立の御代官は透と無之畢竟各心掛薄キ様相見え申の當時新田出來之義御上にも大分御悅被遊此等新田見  
立の御代官其十分一之義右和泉守殿被仰出の通被下の其上外ニ御褒美被下の其外御手當被下の閑隨分心  
掛向後新田ニ可成場處見立の様出情可致の右は松平右近將監殿被仰出の次ニ神尾若狭守殿被仰出の此  
閑山師共ニ大分願出る事も可有之の閑代官にて心掛ケ成就可致場所或は成就難成場所歟(篤)疾與前後致吟味  
の様可有之或ハ願人有之節承之場所は先年吟味仕の様不成就之地所故見分役人被遣ニは及不申の段御代  
官より申上のへは御上御失墜ニモ不掛旁以向後心掛の様ニ被仰渡の事

申六月廿七日

諸國年貢米御藏收之事

一諸國御年貢米之義向後御藏庭之内可致拵の上御藏納可被致の右内拵之節御藏方之者共一切不指構代官手  
代并御預所役人罷出納名主宿等立合儀不同無之様拵等ハ龜末之義無之様隨分可入念旨可被申渡の事  
一内拵等相濟の已後御藏米之節只今迄之通圖を入當の三十六儀不殘貫目懸いたしの儀入不足に相見の分  
ハ幾儀ニ而も増を立縦は三斗七升入三儀三斗七升有のの、御藏納可有之舛目不足之儀有のの、納を

相延不殘再拵爲致又前々之通圖を入廻シを立不足三儀有のの、多キ九儀之舛目を以テ惣儀へ爲致差米  
ヲ積りを右別帳儀ニ取立本儀ハ一所ニ御藏納可爲致の再拵申付の節右之趣得と爲申聞入念の様可申渡  
の尤格別不埒之義有のの、此旨可申聞の

一内拵人足之義御藏方ニ而可被致吟味來ル割合之人を以請負之者より指上の様可申渡由前に内拵之節是ニ  
不埒之義有之由に閑入念被申付て宜依之勿論多少共龜末之義無之不埒杯不致の様人足請負之者へ急度  
可申渡の尤不埒之義有のの、早速御藏役所へ申述の様手代役人納名主納宿共へ度々可申渡の

申六月

右之通御藏奉行へ之御申渡也